

第2期山口市中心市街地活性化基本計画

山口市

平成26年4月

(平成26年3月28日認定)

＜ 目 次 ＞

○ 基本計画の名称	_____	1
○ 作成主体	_____	1
○ 計画期間	_____	1
1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針		
[1] 山口市の概況		
(1) 位置・地勢と気候	_____	1
(2) 沿革	_____	2
[2] 中心市街地の現状分析		
(1) 中心市街地の概況	_____	3
(2) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、都市機能等の既存ストック状況	_____	3
(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握	_____	5
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析		
(1) 山口市の中心市街地に関する市民アンケート	_____	17
(2) 山口市のまちなか（中心市街地）居住者アンケート	_____	20
(3) 市民とまちなか居住者の意向比較	_____	21
[4] 第1期山口市中心市街地活性化基本計画の検証		
(1) 第1期計画の概要	_____	22
(2) 第1期計画事業の進捗状況	_____	22
(3) 第1期計画数値目標の達成状況	_____	27
(4) 第1期計画の評価	_____	30
(5) 中心市街地の課題整理	_____	31
[5] 山口市の目指すまち		
(1) 山口市総合計画	_____	33
(2) 山口市総合計画後期まちづくり計画	_____	33
(3) 山口市都市計画マスタープラン	_____	35
(4) 山口・小郡都市核づくりマスタープラン	_____	35
(5) 中心市街地活性化の必要性	_____	36
[6] 第2期山口市中心市街地活性化基本計画の基本方針		
(1) 第2期計画策定にあたって	_____	37
(2) 第2期計画の基本方針と目標	_____	37
(3) 第2期計画の位置付けと将来像	_____	39
(4) 第2期計画の土地利用方針とゾーニング	_____	41
[7] 周辺地域との連携		
(1) 亀山周辺ゾーン・大内文化ゾーンとの連携	_____	43
[8] 計画の実現に向けて		
(1) 推進体制	_____	44
(2) 人材育成の必要性	_____	44

2. 中心市街地の位置及び区域	
〔1〕 位置	4 5
〔2〕 区域	4 6
〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明	4 7
3. 中心市街地の活性化の目標	
〔1〕 山口市中心市街地活性化の目標	5 7
〔2〕 計画期間の考え方	5 7
〔3〕 目標指標の設定の考え方	5 8
〔4〕 具体的な数値目標の考え方	
(1) 商店街等通行量（休日）	5 9
(2) 滞在時間の割合（1時間30分以上）の指標の考え方	6 8
(3) 中心商店街の空き店舗数	6 9
(4) 居住人口の社会増減（5年間の総数）	7 3
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
〔1〕 市街地の整備改善の必要性	7 7
〔2〕 具体的事業の内容	7 8
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
〔1〕 都市福利施設の整備の必要性	8 3
〔2〕 具体的事業の内容	8 3
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
〔1〕 街なか居住の促進および居住環境向上の必要性	8 7
〔2〕 具体的事業の内容	8 7
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	
〔1〕 商業の活性化の必要性	9 1
〔2〕 具体的事業の内容	9 2
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	1 0 1
〔2〕 具体的事業の内容	1 0 1

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所	106
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕市町村の推進体制の整備等	109
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	114
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	121
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	126
〔2〕都市計画手法の活用	127
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	127
〔4〕都市機能の集積のための事業等	130
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	131
〔2〕都市計画との調和等	132
12. 認定基準に適合していることの説明	134

○ 基本計画の名称：第２期山口市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：山口県山口市

○ 計画期間：平成２６年４月から平成３１年３月まで（５年）

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[１]山口市の概況

（１）位置・地勢と気候

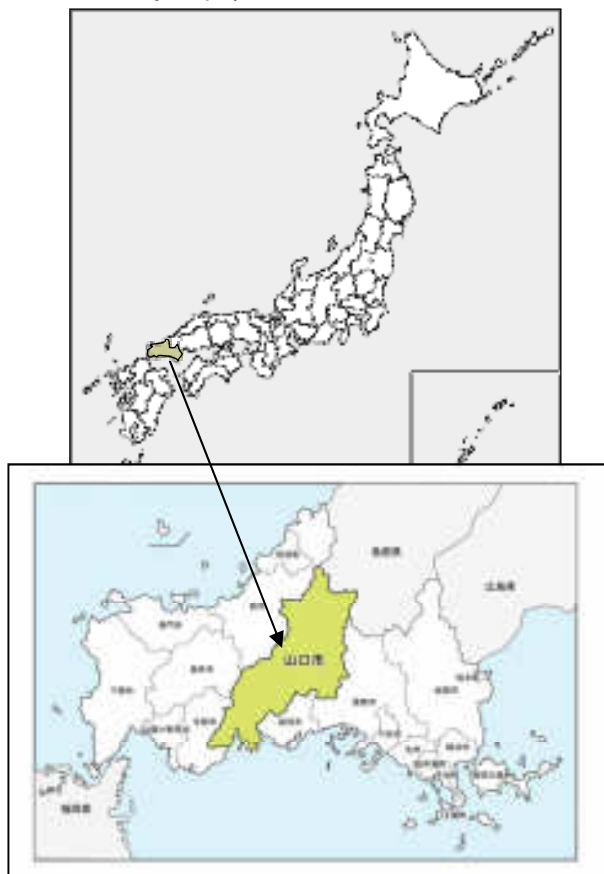
本市は、山口県の中央部に位置する県庁所在都市であり、北は島根県、萩市、東は防府市、周南市、西は宇部市、美祢市と隣接しています。

地勢は、北に中国山地を背負い、南に瀬戸内海を臨む南北に長い形状で、地形を大別すると、北部の山地、中部の盆地、南部の平地・干拓地からなり、北部及び市縁辺部の山地から端を発する榎野川及び佐波川が南部の臨海平野を経て瀬戸内海に流れ込み、阿武川が阿東地域を経て、萩市より日本海へ注いでいます。

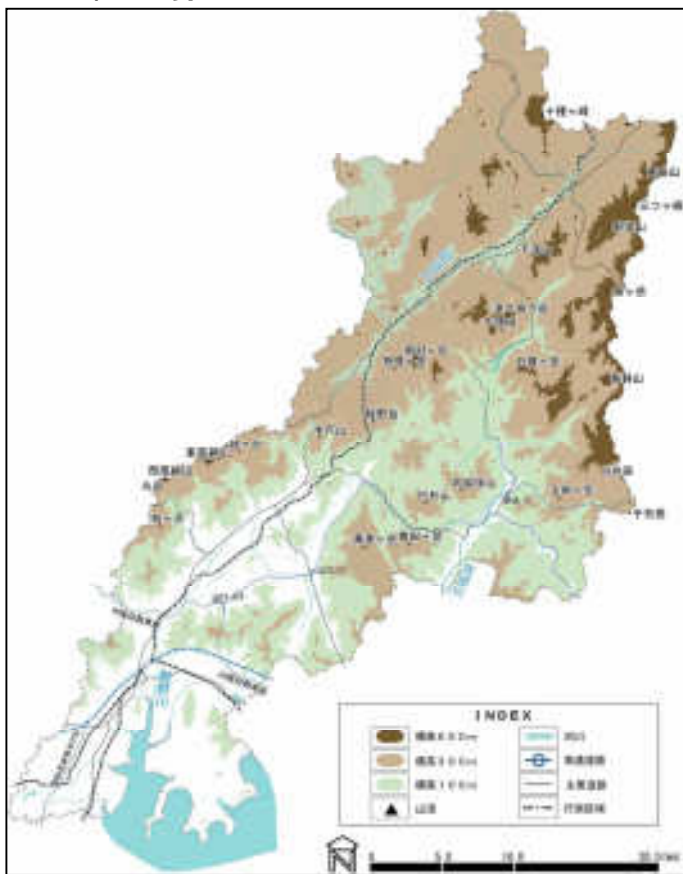
市街地は、盆地の平野部及び幹線道路沿いを中心に形成されており、市街地周辺や南部の平野部及び北部の山間部において農山村集落が散在しています。また、南部の干拓地を除く瀬戸内海沿岸に、漁村集落の形成が見られます。

気候は、北部は寒暖の差の大きい内陸型、南部は比較的暖かい瀬戸内海型の気候となっています。

山口市の位置



山口市の地勢



(2) 沿革

山口県では早くから大陸文化の影響を受け、土井ヶ浜遺跡などの弥生遺跡が多数残っています。

歴史と文化が色濃く残る山口県にあって山口市は、大内文化をはじめ多くの歴史が息づき、文化の薫る街として今に至っています。周防国の守護大名であった大内弘世が室町時代、周防・長門の守護職として、山口盆地が京によく似ていることから、都に模したまちづくりをはじめたとされています。1360年頃居館を山口に移し、以後200年間歴代当主も「西の京」としてまちづくりを進めました。

大内氏の滅亡後、大内氏の領国は毛利氏の支配するところとなりましたが、関が原の合戦後は日本海側の萩に本城を構えることになりました。

幕末になると尊皇攘夷が起こり、1863年には列強からの侵攻に備えるため、藩主毛利敬親は藩庁を萩から山口へ移しました。この後山口は明治維新の策源地として再び政治の表舞台に登場することとなりました。維新後は県庁所在地となり、県政の中心としての役割を担ってきました。

昭和4年には、山口町と吉敷村との合併により、山口市が誕生しました。その後も断続的に合併が進められ、市域や人口の増加とともに、産業や文化も着実に発展していきました。

近年では、交通網の整備により、主要な幹線道路が東西南北に走り、県内の主要な都市に1時間以内で移動できるとともに、高速自動車道や山陽新幹線、山口宇部空港といった広域高速交通網との接続の便もよく、広域交流の拠点としての優位性を有しています。

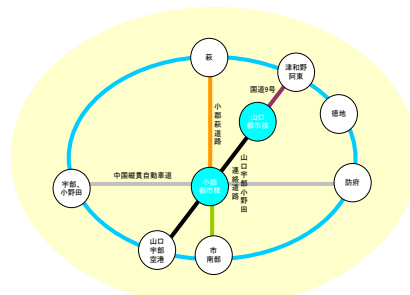
平成17年10月及び平成22年1月の2度にわたる市町合併により、現在では、人口約19万5千人、東西約46km、南北約58km、面積約1,023.31km²と県下で最も広い行政区域面積を有しています。



大内弘世像



藩庁門



広域高速交通網



山口情報芸術センター (YCAM)



SL やまぐち号



えび祭り世界選手権大会



森林セラピー



長門峡

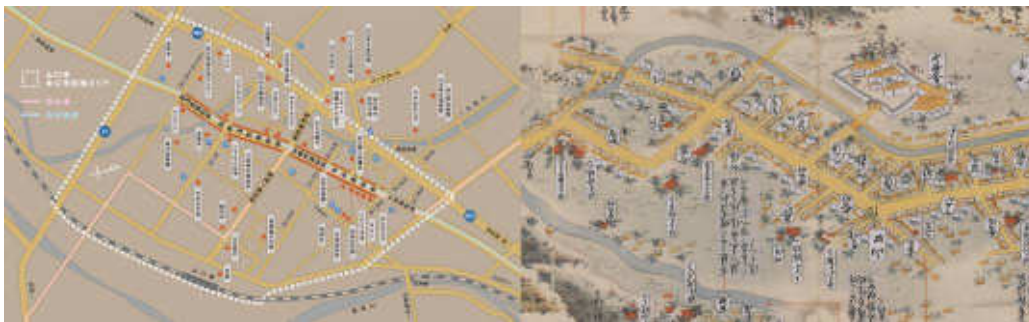
[2] 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の概況

本市の中心市街地の発展は、沿革でも触れたとおり、1360年頃守護大名大内弘世がその居館を山口に移し、京都に模したまちづくりを行ったことに始まっており、山口市発祥の地といえます。昭和4年に市制が敷かれるまで、大殿、白石、湯田の3地区が旧山口町を構成していました。中世から明治、現在に渡って山口の政治は、ほぼ中心市街地が舞台となっています。戦災をまぬがれ、昔のたたずまいが残る町並みや御局小路、銭湯小路など町名にも残っている名称から大内氏によるまちづくりを現在も窺うことができます。また、萩と山陽道を結ぶ参勤交代の道として整備された萩往還と石州街道が中心市街地で交差しており、門前町、宿場町として発展してきました。

幕末には、維新の志士らが集い、明治維新の重要な舞台にもなりました。

近代以降中心市街地は、中心商店街を中心に多くの商店や飲食店が並び、金融機関、中央郵便局をはじめとした事業所等が立地し、現在まで様々な都市機能が集積しています。



現在の中心市街地

江戸時代の中心市街地(18世紀) 資料「行程記」山口県文書館蔵

(2) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、都市機能等の既存ストック状況

1) 歴史的・文化的資源

中心市街地と周辺地域には、明治維新関連の史跡、大内文化を偲ばせる国宝瑠璃光寺五重塔や龍福寺、復元整備した池泉庭園、雪舟が創作活動を行った雲谷庵跡などの文化財、寺社仏閣が集中しており、「大内文化まちづくり推進計画」において大内文化まちづくりの「モデル地区」として「大内文化特定地域」を設定しています。そして、山口七夕ちょうちんまつり、山口祇園祭り、山口天神祭などの伝統的なお祭りが今に伝えられ、特に8月6、7日に中心市街地で行われる「山口七夕ちょうちんまつり」は毎年約20万人の観光客を迎え、山口の夏の風物詩になっています。

旧中心市街地活性化基本計画に基づいて整備した山口情報芸術センター（YCAM）は、市立中央図書館を併設し芸術と情報の新たな創造的価値を追求する文化施設であり、平成15年の開館以来、累計で800万人を超える方々が



国宝瑠璃光寺五重塔



池泉庭園

訪れています。平成25年には開館10周年を迎え、様々な記念事業を開催し、中心市街地においても来街者が気軽にアートに触れ合ってもらえるようなイベントを行いました。

中心市街地の北側の亀山には、わが国に初めてキリスト教を伝えたフランシスコ・サビエルの記念聖堂が建てられています。サビエルの故郷であるスペインのパンプローナ市と本市は姉妹都市であり、毎年中心商店街一帯で「やまぐちスペインフィエスタ」が開催されにぎわいを見せています。



セタちょうちんまつり



YCAM10 周年記念祭「パブロープ」



やまぐちスペインフィエスタ

2) 景観資源

中心市街地から県庁にかけての県道はケヤキ・イチョウ並木が美しく、パークロードの愛称で市民に親しまれています。このパークロードは、昭和61年に国土交通省（当時建設省）選定の日本の道100選にも選出されており、沿道の亀山公園、県立美術館、県立図書館、県立博物館などの建物と一体となって美しい街並みを創り出しており、山口のシンボルゾーンを形成しています。

隣接する一の坂川沿いは、春は桜並木、夏はほたる鑑賞のタベ、秋はアートふる山口など多くのイベントが行われ市民や観光客に親しまれており、平成7年には都市景観形成地区の指定を行い、美しい街並み形成に努めています。さらに、第1期中心市街地活性化基本計画に基づく一の坂川周辺地区整備事業等により市道美装化、電線地中化等の整備など景観に配慮した空間整備を進めました。

また、この一帯はパークロード周辺地区として平成10年に国土交通省選定の都市景観百選に選出され、平成18年5月1日には景観法に基づく景観行政団体となりました。さらに平成25年3月には山口市景観計画を策定し、引き続き良好な景観の形成を進めていくこととしています。



パークロード



一の坂川周辺整備

3) 都市機能

中心市街地及びその周辺地域は、平成20年8月に策定した「山口・小郡都市核づくりマスタープラン」において「山口都市核」と位置付けられており、その特性を踏まえたゾーンを設定しています。各ゾーンには、行政・商業・文化等の都市機能が多く集積しています。

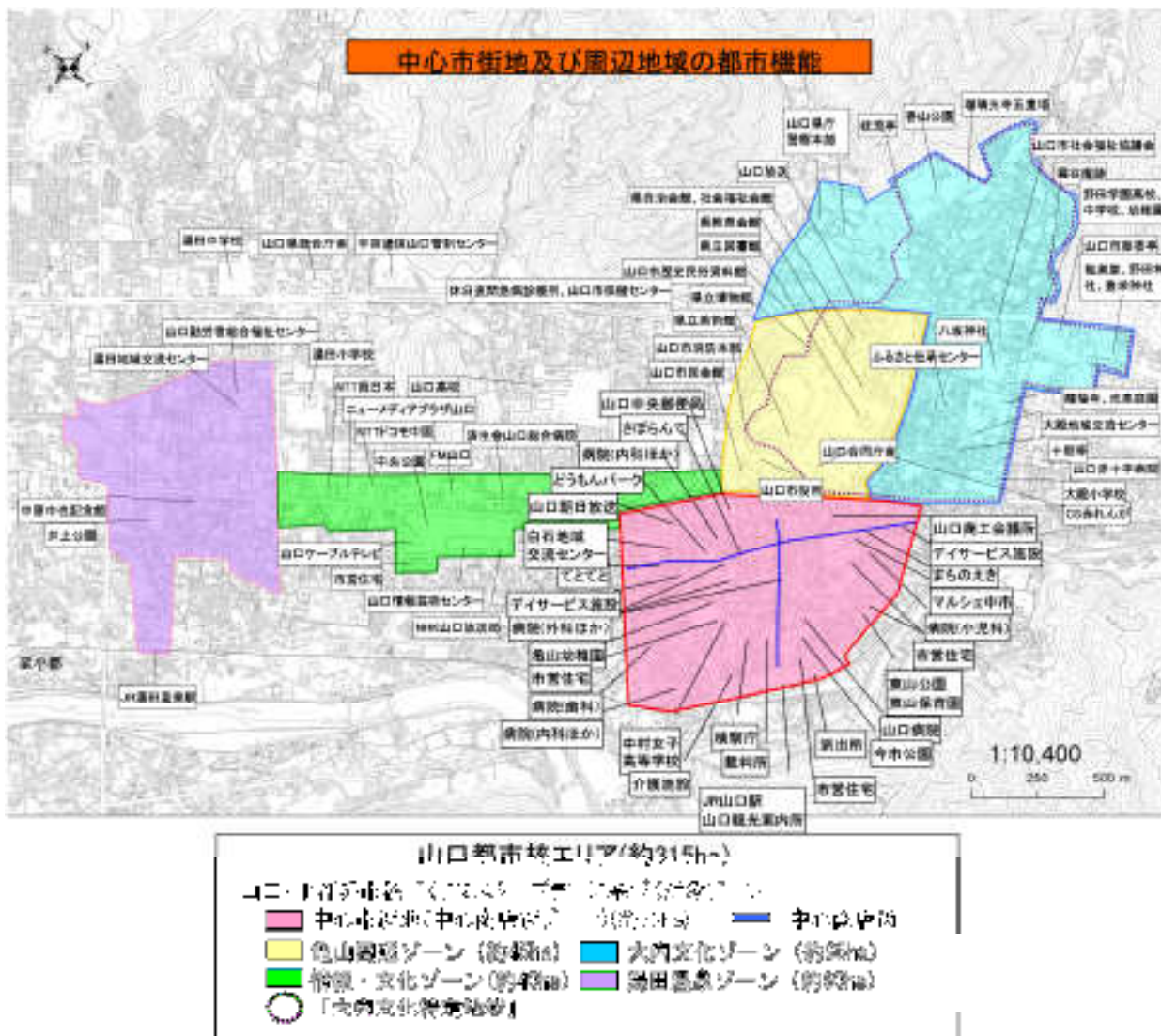
中心市街地（中心商店街ゾーン）内では、その南に立地しているJR山口駅を交通の結節地として、路線バス、



JR 山口駅

コミュニティバス等が発着しており、まちなかのゲート機能として多くの通勤・通学者や買い物客等が利用しています。

また、金融機関や放送局、裁判所や検察庁などの官公庁や高等学校、病院、神社仏閣、さらには7つの商店街で構成される中心商店街や市内唯一の百貨店など様々な都市機能が集積しています。



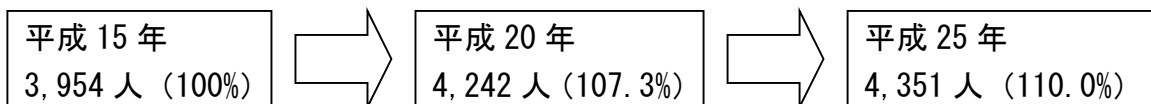
(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握

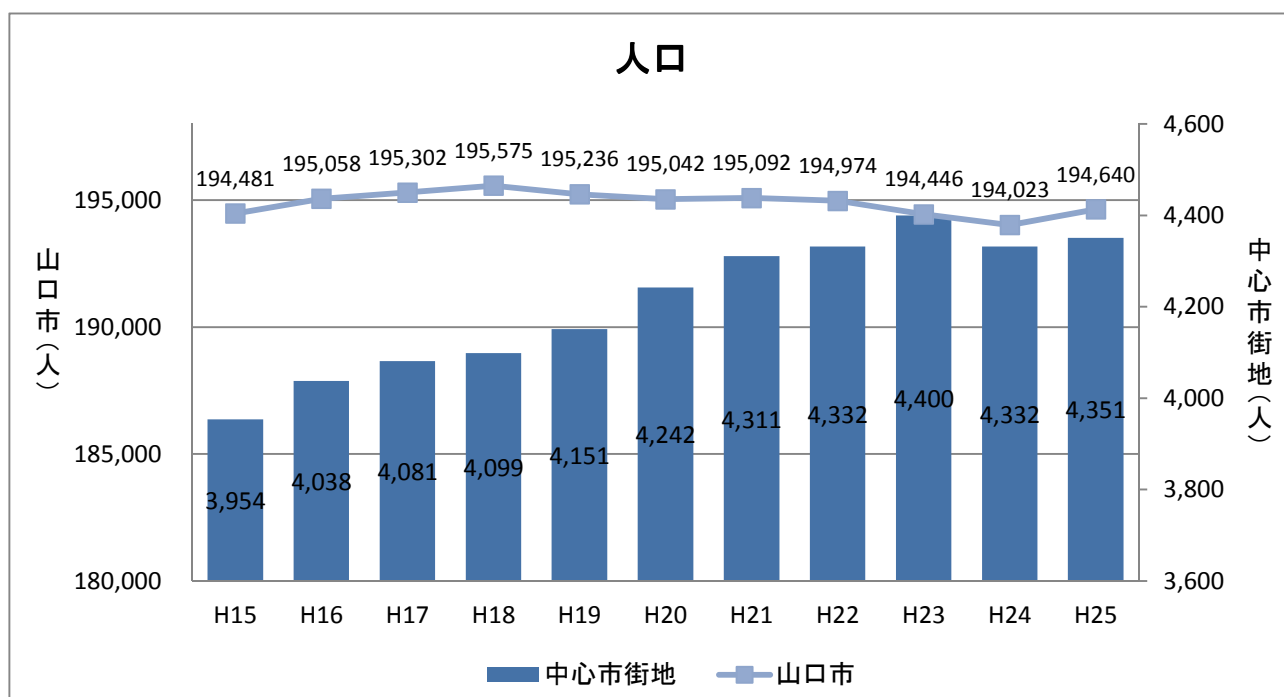
1) 人口動態等に関する状況

①人口

市全域の人口は、平成15年から平成18年までは増加していましたが、それ以降は減少傾向です。平成25年は、前年に比べ増加したものの、平成15年の水準近くまで減少しています。

中心市街地内の人口は、民間マンションの供給や第1期計画時の借上型市営住宅整備等により、平成23年まで増加を続けていました。ここ2年間は増減を繰り返しています。

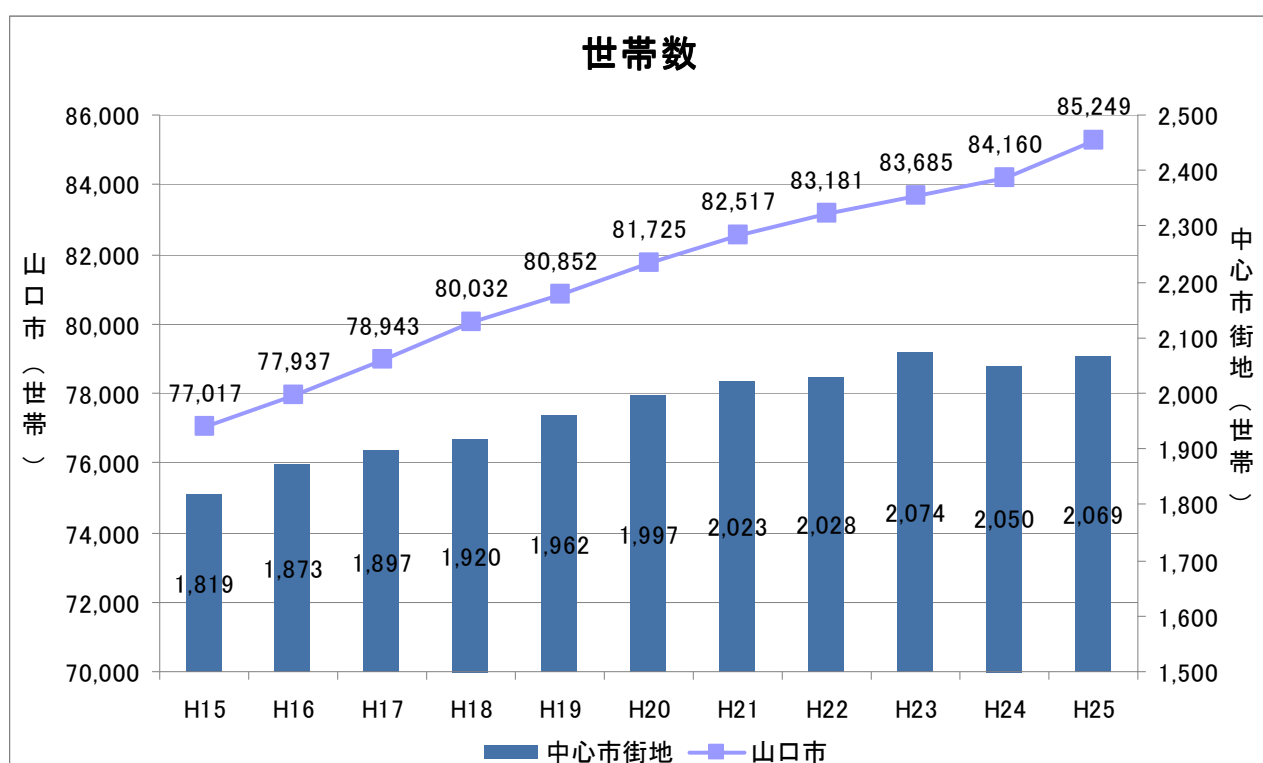
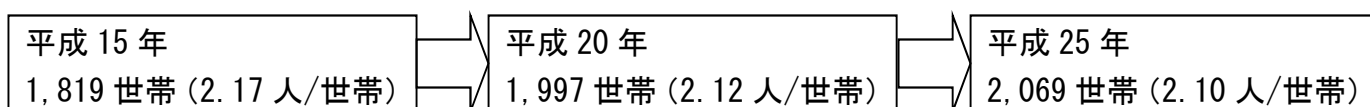




資料：住民基本台帳（3月31日現在）

②世帯数

市全域、中心市街地ともに、増加傾向にあります。中心市街地では、平成15年から平成25年にかけて、250世帯（13.7%）増加しています。一方で一世帯あたりの人員は、年々減少しています。

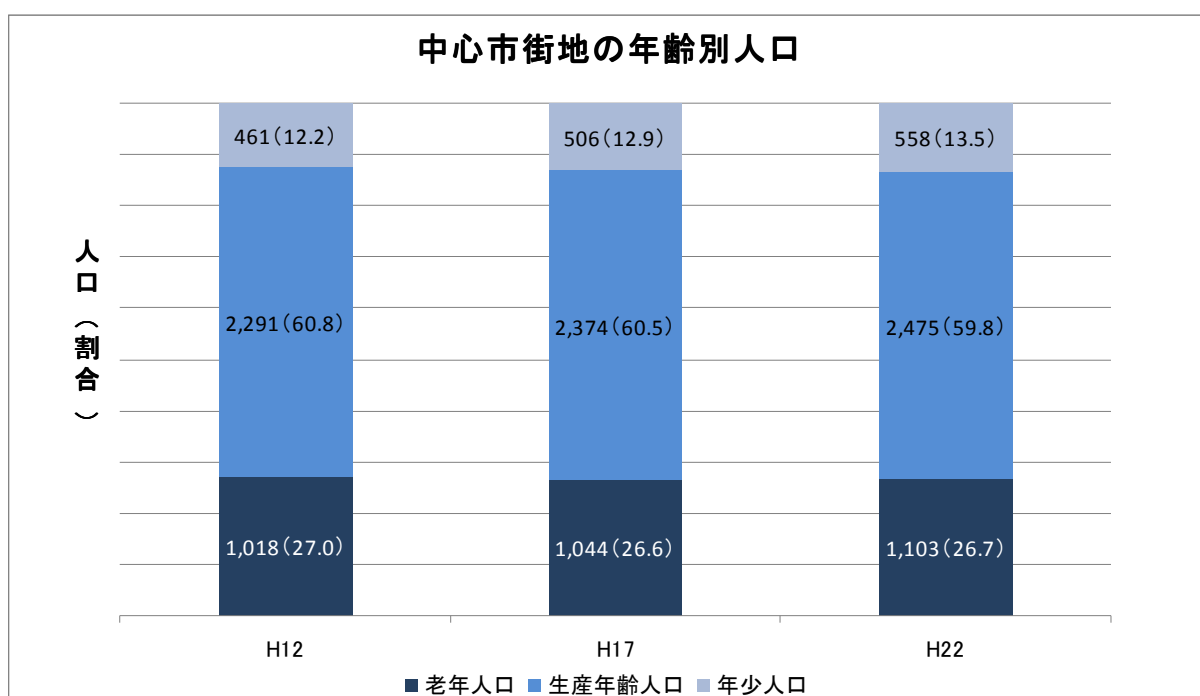
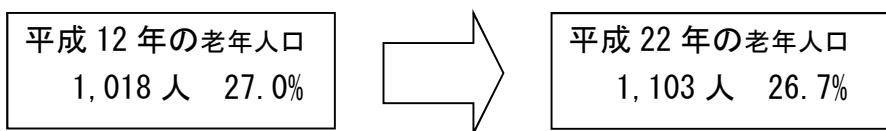


資料：住民基本台帳（3月31日現在）

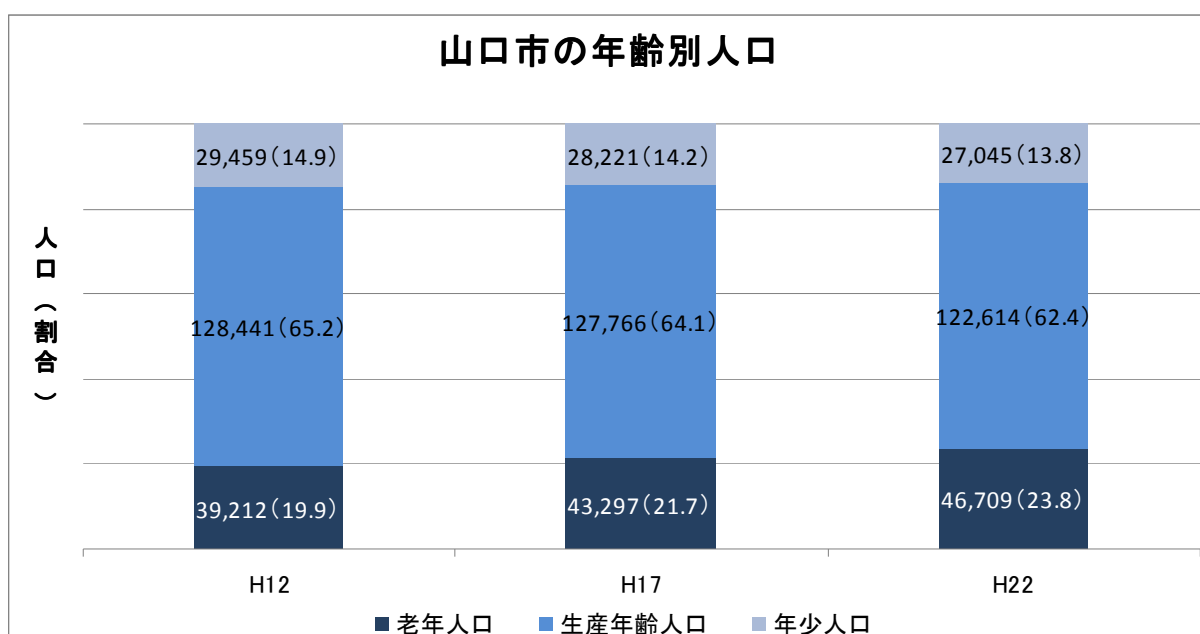
③年齢別人口

中心市街地の年代別人口は、平成12年時点に比べ平成22年時点で全ての年代で増加していますが、割合で見ると生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）の割合が低くなっています。

また、老年人口（65歳以上）割合は、割合自体平成12年時点から下がっているものの、平成22年時点で市全域に比べると依然高くなっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

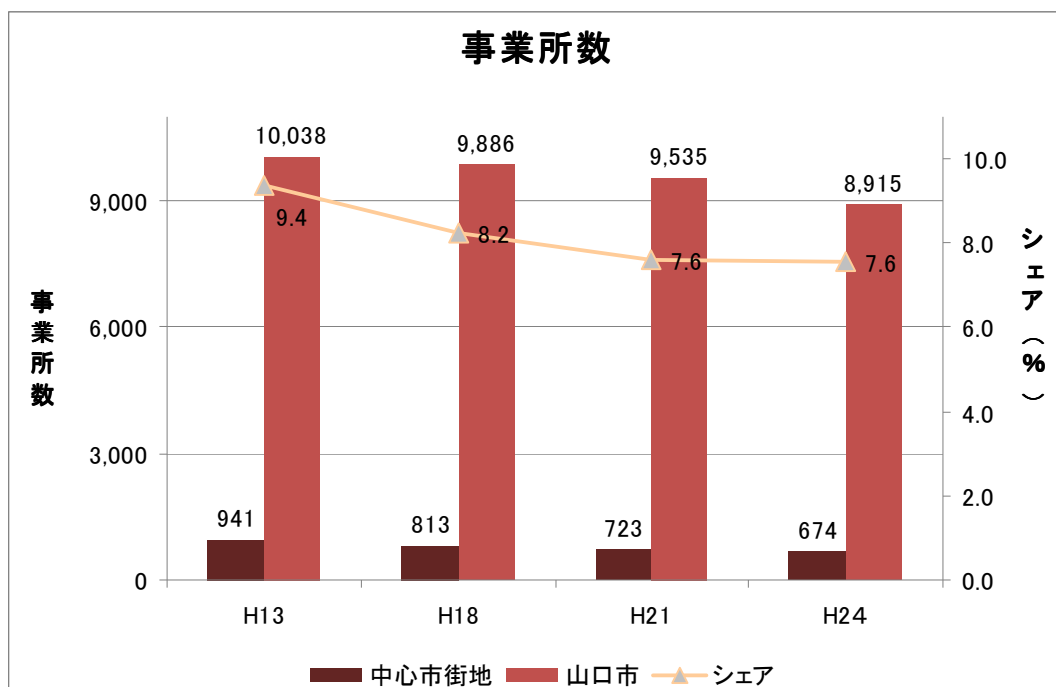
2) 経済活力に関する状況

①事業所数、従業者数

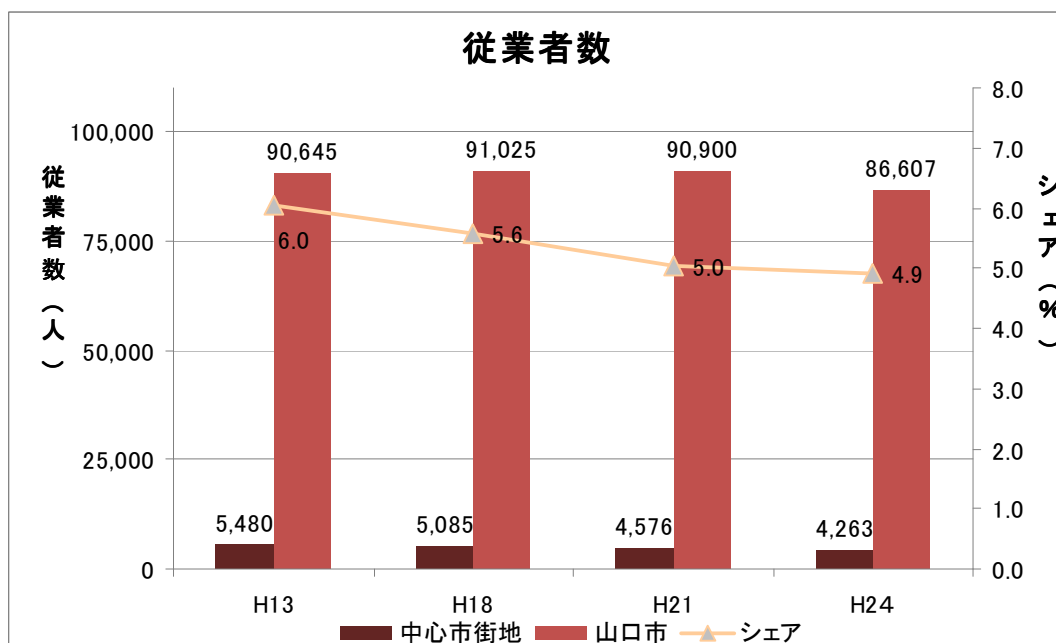
事業所数は、市全域、中心市街地ともに減少しています。中心市街地は平成13年時点と比べ約28%減少しています。

従業員数も、事業所と同様に市全域、中心市街地ともに減少しています。

平成13年	平成24年
事業所数 941 (9.4%)	事業所数 674 (7.6%)
従業者数 5,480 人 (6.0%)	従業者数 4,263 人 (4.9%)



資料：事業所・企業統計。H21年、H24は経済センサス(国、地方公共団体の事業所数は含んでいない)



資料：事業所・企業統計。H21年、H24年は経済センサス(国、地方公共団体の従業者数は含んでいない)

②産業別事業所数、従業者数

事業所数、従業者数は、市全域、中心市街地ともに第3次産業の占める割合が非常に高くなっています。

中心市街地内の第3次産業

事業所数 653 (96.9%) 従業者数 4,108 人 (96.4%)

※ () 内は中心市街地全体に対する第3次産業の割合

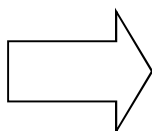
区分	事業所数			従業者数		
	中心市街地	山口市	シェア	中心市街地	山口市	シェア
産業計	674	8,915	7.6	4,263	86,607	4.9
農林漁業	1	71	1.4	6	1,039	0.6
第1次産業	1	71	1.4	6	1,039	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	0	6	0.0	0	37	0.0
建設業	10	876	1.1	48	6,511	0.7
製造業	10	333	3.0	101	6,911	1.5
第2次産業	20	1,215	1.6	149	13,459	1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	4	0.0	0	335	0.0
情報通信業	8	120	6.7	73	1,659	4.4
運輸業・郵便業	3	202	1.5	241	5,177	4.7
卸売業・小売業	274	2,491	11.0	1,527	20,213	7.6
金融業・保険業	27	199	13.6	411	2,319	17.7
不動産業、物品賃貸業	30	573	5.2	103	1,840	5.6
学術研究、専門・技術サービス業	39	390	10.0	159	1,868	8.5
宿泊業・飲食サービス業	103	1,017	10.1	456	8,759	5.2
生活関連サービス業、娯楽業	64	734	8.7	246	4,250	5.8
教育、学習支援業	27	313	8.6	282	4,816	5.9
医療、福祉	29	609	4.8	355	12,776	2.8
複合サービス事業	4	83	4.8	54	811	6.7
サービス業(他に分類されないもの)	45	894	5.0	201	7,286	2.8
第3次産業	653	7,629	8.6	4,108	72,109	5.7

資料：平成24年経済センサス

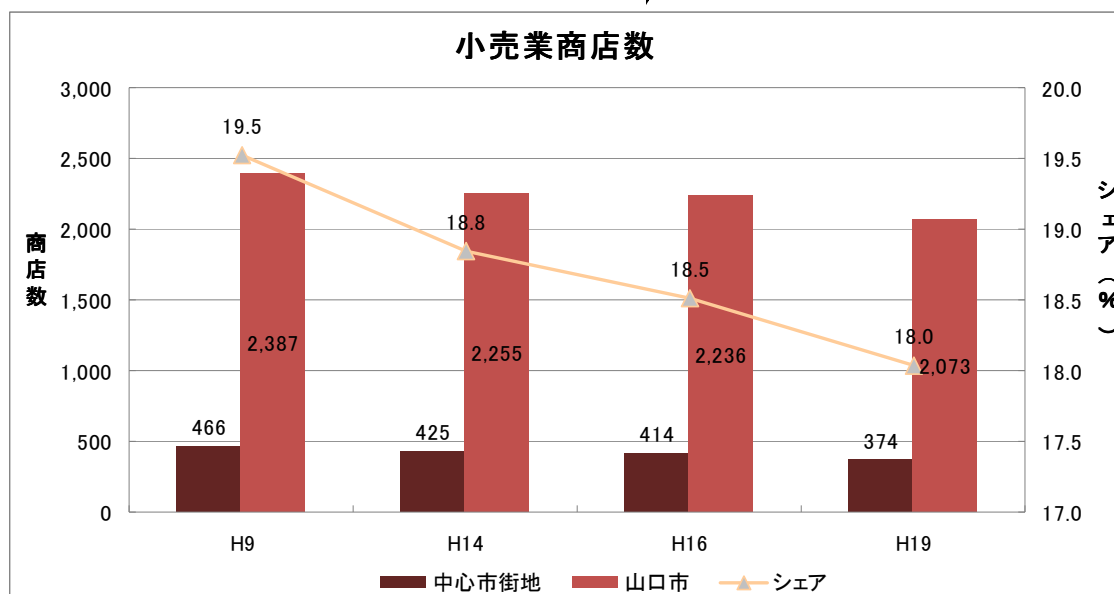
③小売業商店数

市全域、中心市街地ともに減少しています。中心市街地では、平成9年から平成19年にかけて、92商店(19.7%)減少しています。

平成9年
466 商店 (19.5%)



平成19年
374 商店 (18.0%)



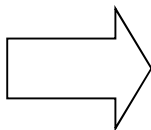
資料：商業統計調査

※中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

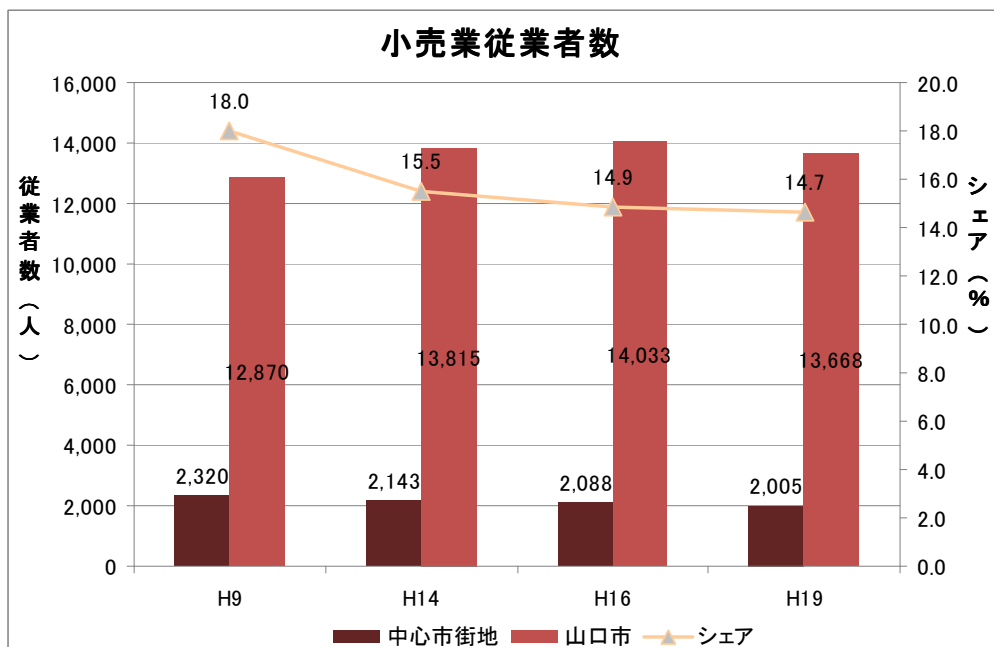
④小売業従業者数

平成9年から平成19年にかけて市全域では798人増加していますが、中心市街地では315人（13.6%）減少しています。

平成9年
2,320人（18.0%）



平成19年
2,005人（14.7%）



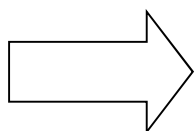
資料：商業統計調査

※中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

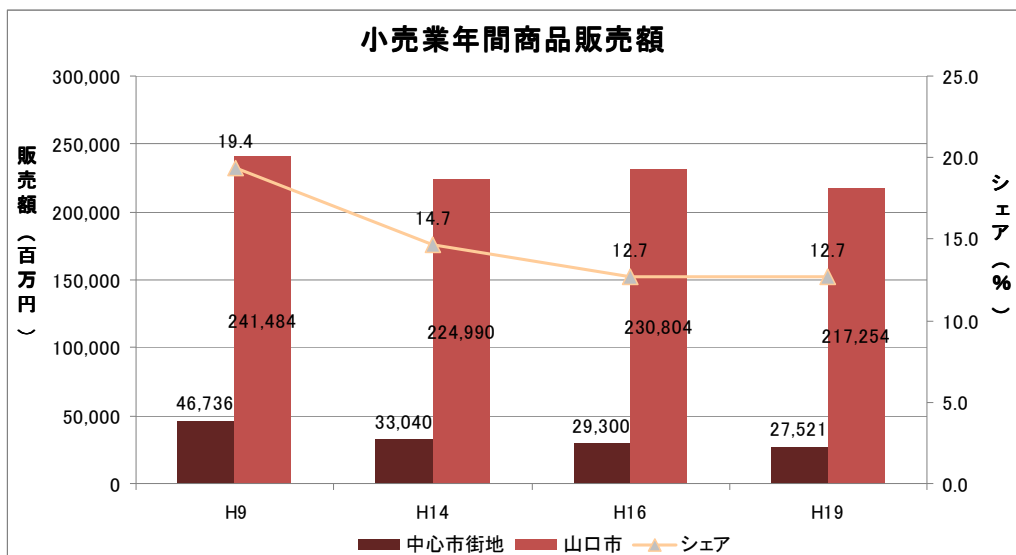
⑤小売業年間商品販売額

中心市街地では、平成9年から平成19年にかけて、19,215百万円（41.1%）と大きく減少しています。

平成9年
46,736百万円（19.4%）



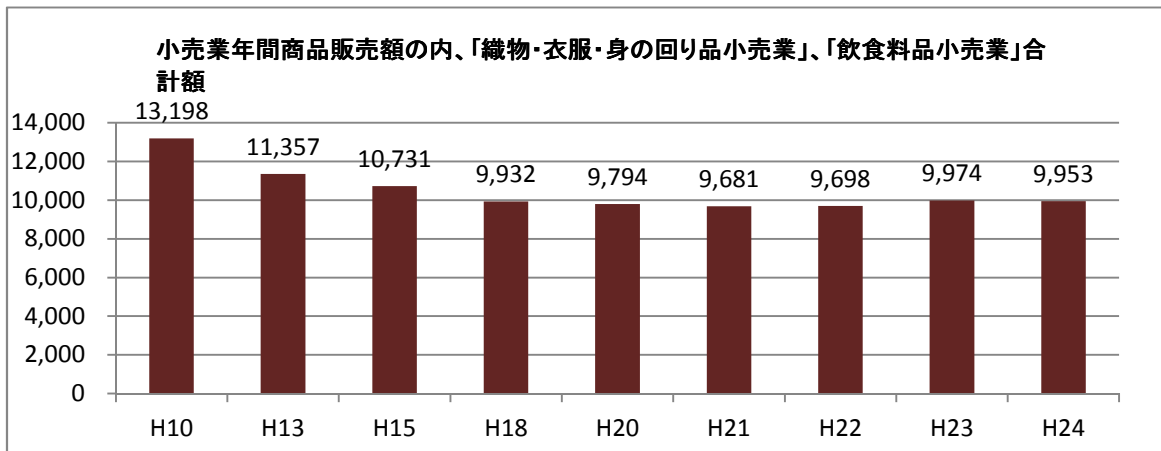
平成19年
27,521百万円（12.7%）



資料：商業統計調査

※中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

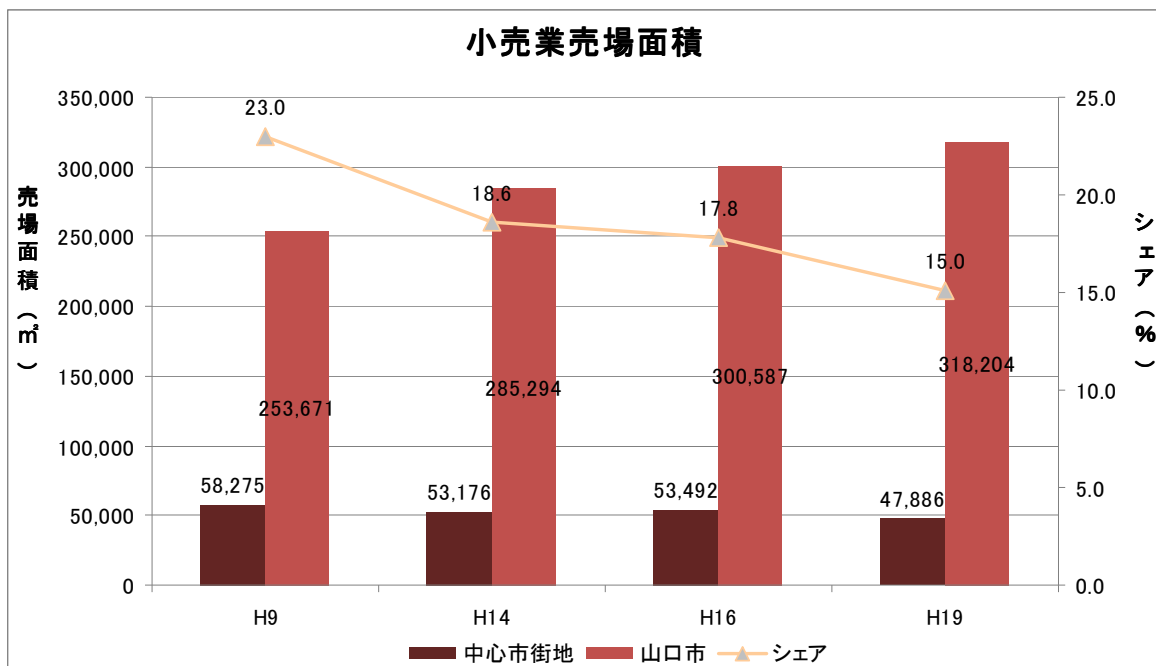
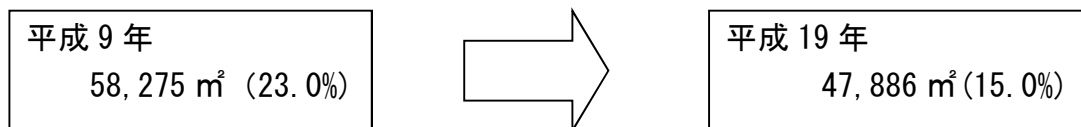
また、小売業年間商品販売額の内、「織物・衣服・身の回り品小売業」と「飲食料品小売業」の合計額は、平成18年までは減少傾向でしたが、平成18年以降は横ばいの状態が続いています。



資料：平成10年から平成18年までの数値は商業統計調査による実績値。平成20年以降の数値は山口市中心市街地活性化推進室の調査による。

⑥小売業売場面積

平成9年から平成19年にかけて市全域では64,533㎡増加していますが、中心市街地では10,389㎡(17.8%)減少しています。



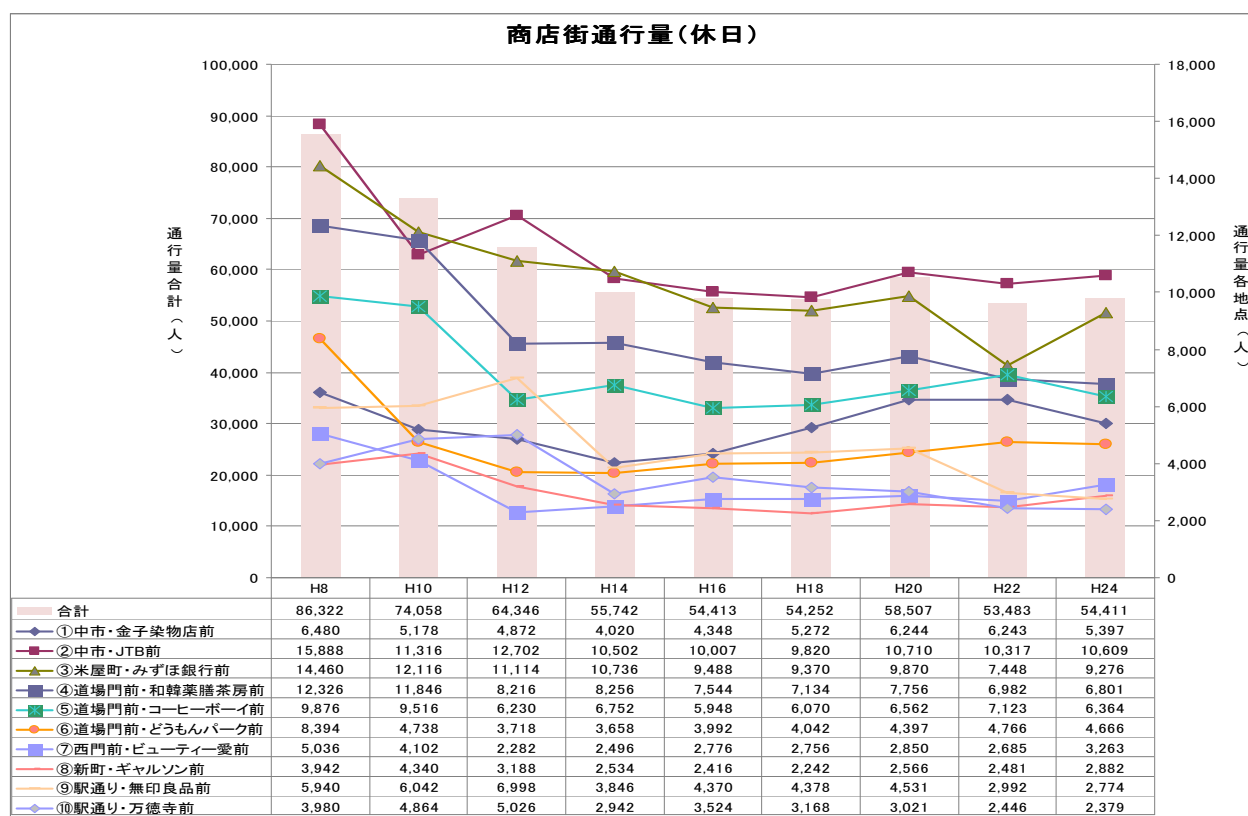
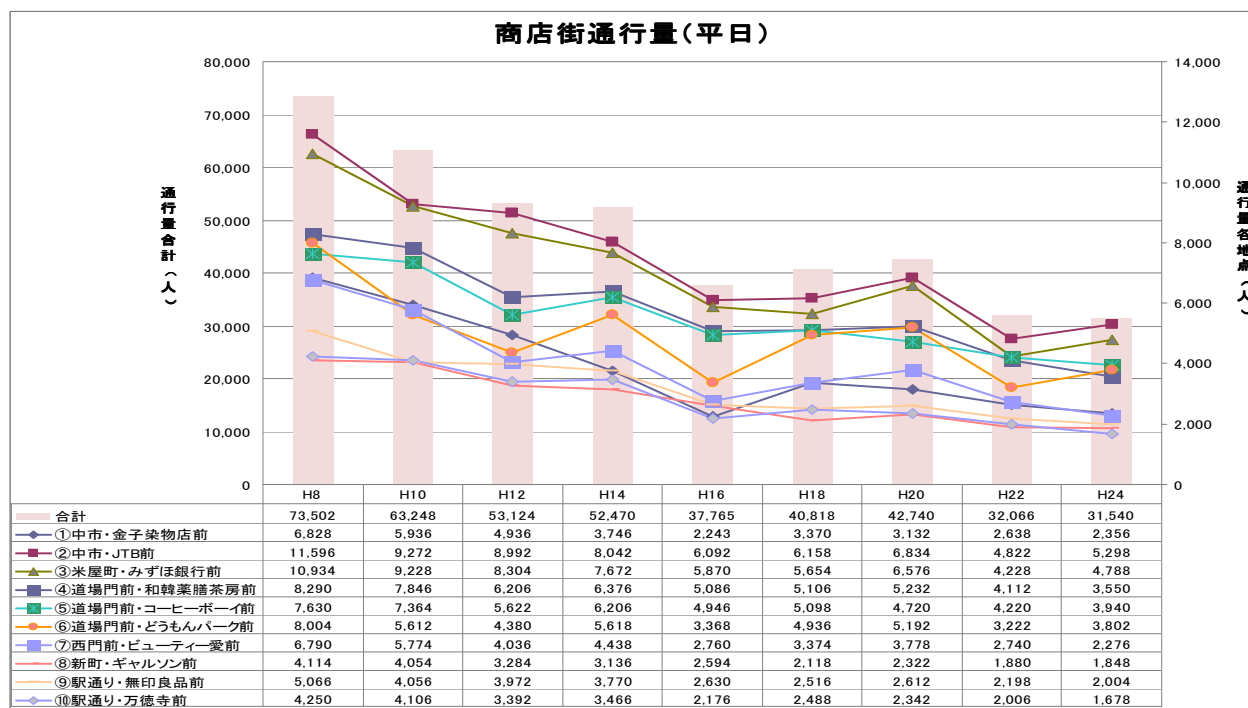
資料：商業統計調査

※中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

⑦商店街通行量（平日・休日）

平成24年通行量の合計は、平日が31,540人、休日が54,411人となっています。平成8年からの推移をみると全体的には減少傾向となっています。

平成8年	平成24年
平日 73,502人	平日 31,540人
休日 86,322人	休日 54,411人



資料：山口市商店街通行量調査（山口商工会議所）

3) 土地に関する状況

①土地利用

中心市街地内には、「空家」「空き地」が増えています。平成22年時点で空家は約60か所、空き地は約100か所、2.8ha存在します。これは、平成13年時点に比べ大幅に増加しています。

また、街区を形成する主要な区画道路が4m未満であることや個々の宅地にアクセスする道路がない無接道宅地が広がっている(無接道宅地の面積で約4ha、およそ300棟)こと等により、建物の適切な更新の困難な宅地が数多くみられます。

平成 13 年

空家

約 20 か所

空き地

約 60 か所、1.8ha

→

平成 22 年

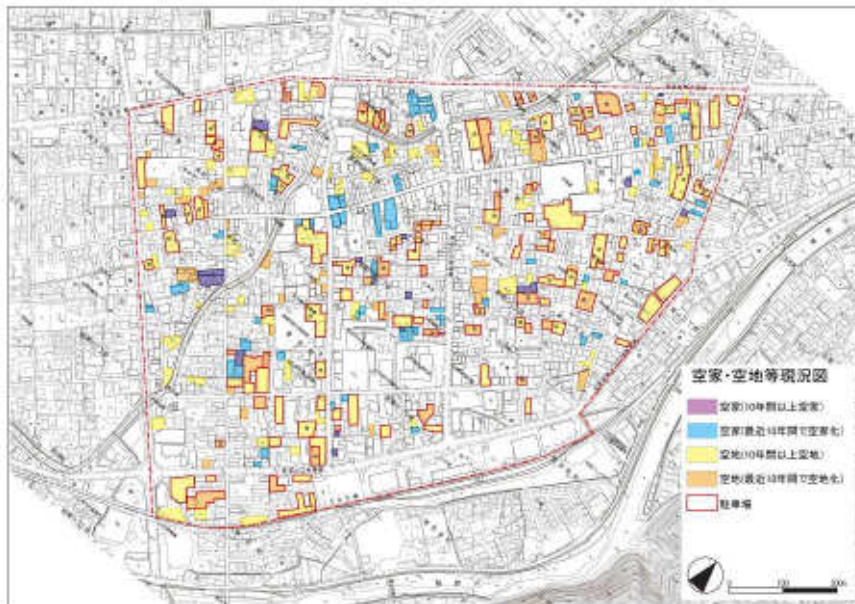
空家

約 60 か所

空き地

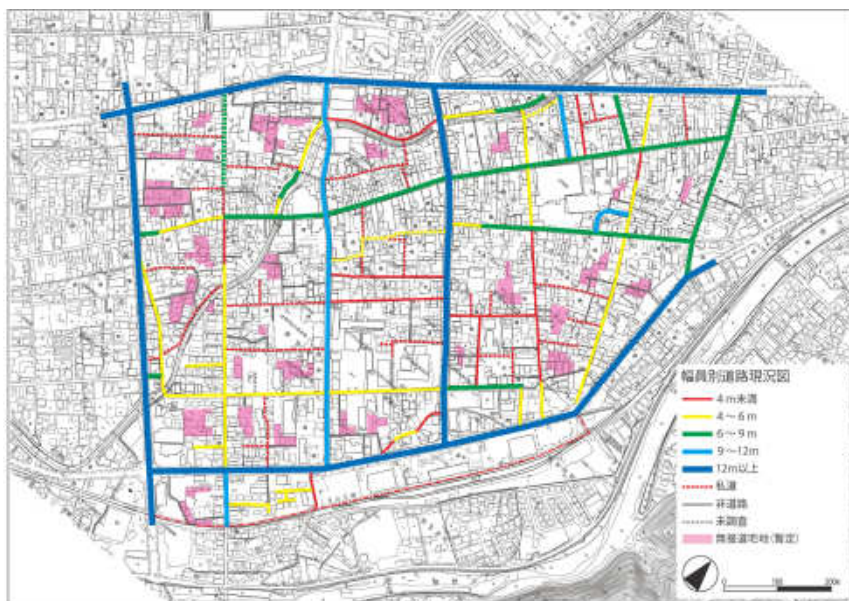
約 100 か所、2.8ha

低未利用地の増加状況



資料：山口市中心市街地活性化推進室

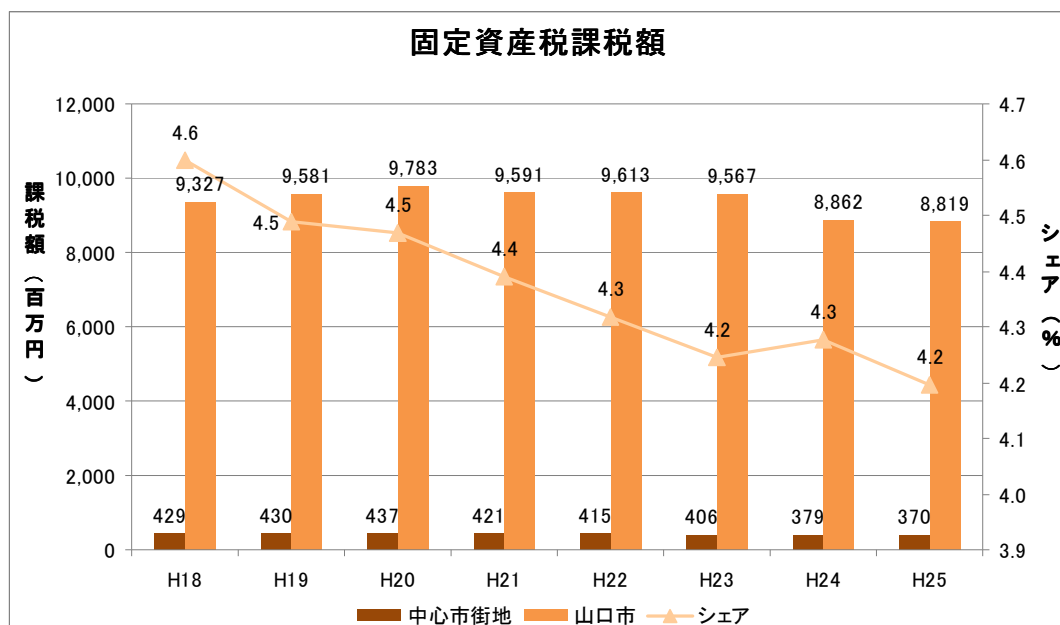
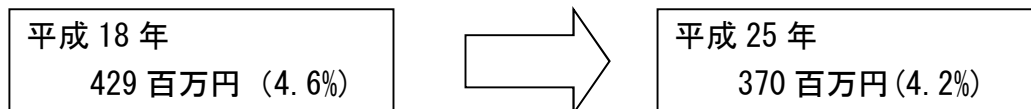
狭あい道路と無接道宅地の分布状況



資料：山口市中心市街地活性化推進室

②固定資産税（土地・家屋）課税額

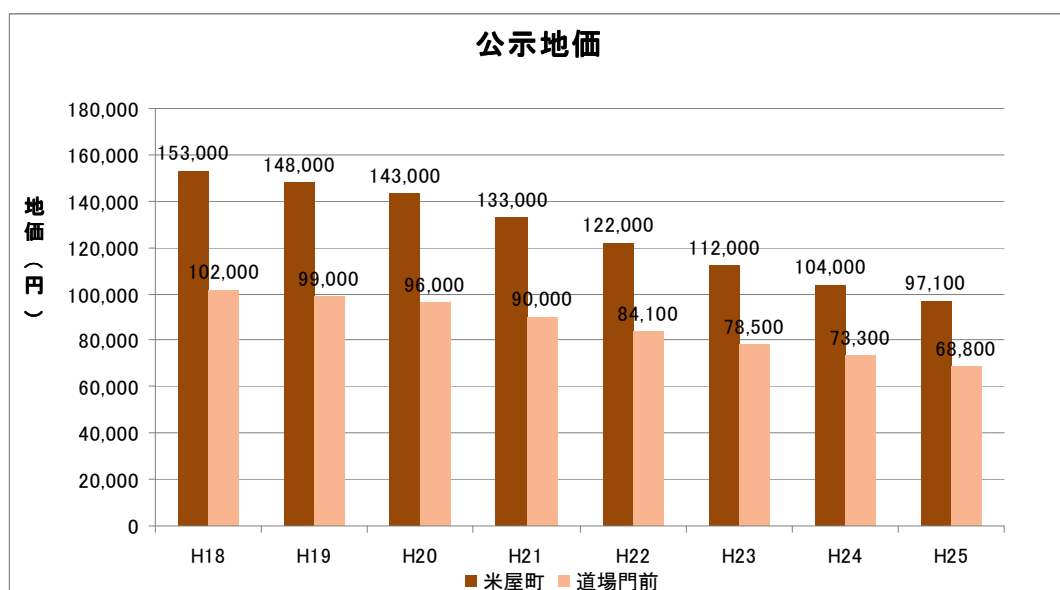
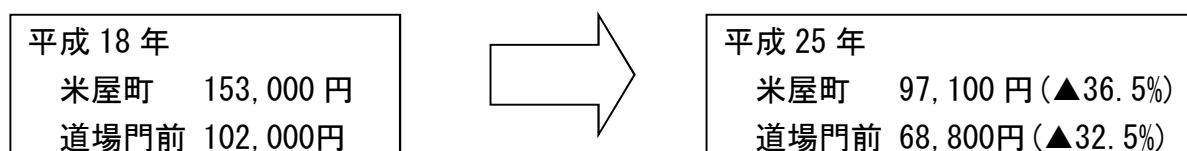
市全域では平成22年以降減少しています。中心市街地は平成20年までは増加していましたが、平成21年からは減少を続け、平成25年には平成18年と比較して59百万円（13.8%）減少しています。



資料：山口市資産税課

③公示地価

中心市街地にある標準地（商業地）2地点の公示地価額は、下降傾向にあり、いずれも平成18年と比較して30%以上減少しています。



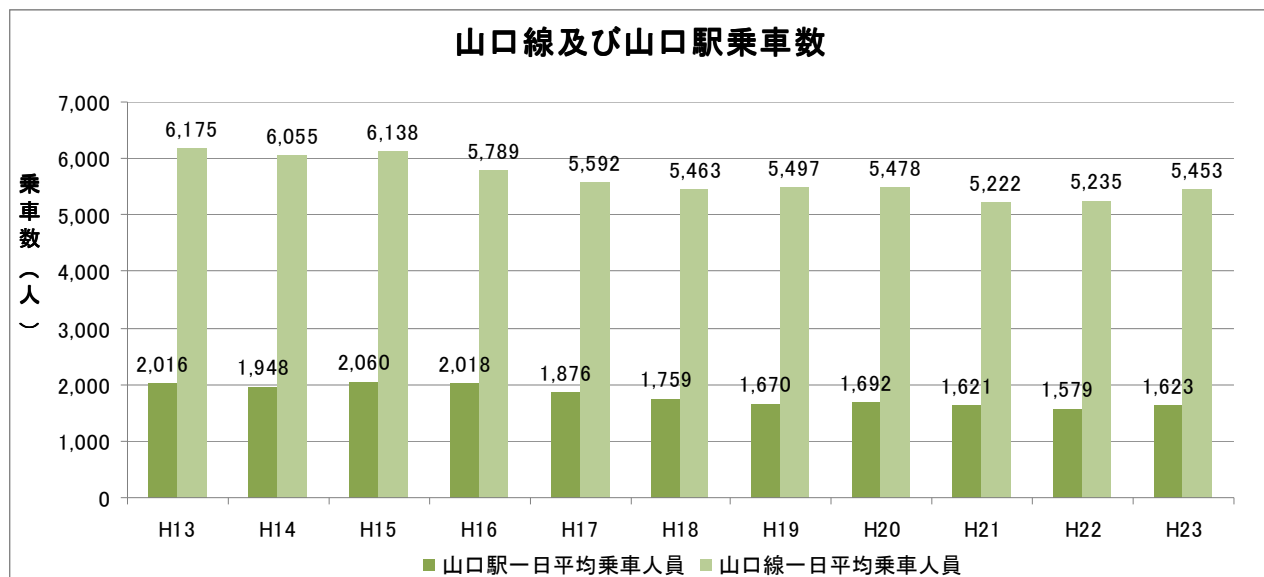
資料：国土交通省地価公示

4) 交通に関する状況

① J R山口線及び山口駅の一日平均乗車人員数

J R山口線、山口駅ともに平成23年度は、前年を上回ったものの、この10年間で山口線は722人(11.7%)、山口駅は393人(19.5%)減少しています。

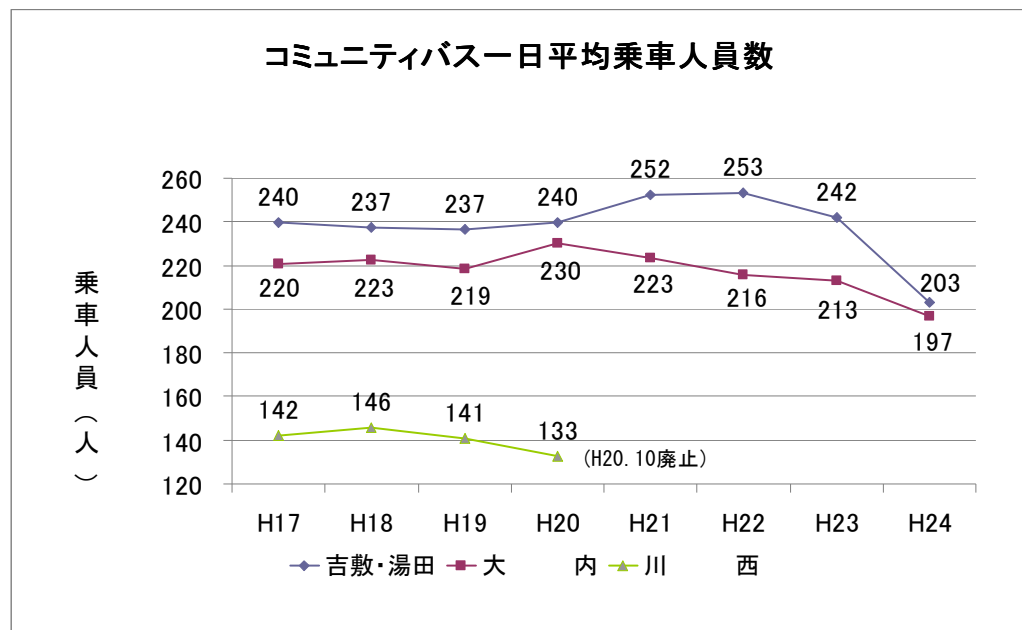
平成13年度 山口線 6,175 人/日 山口駅 2,016 人/日	⇒	平成18年度 山口線 5,463 人/日 山口駅 1,759 人/日	⇒	平成23年度 山口線 5,453 人/日 山口駅 1,623 人/日
--	---	--	---	--



資料：山口県統計年鑑

② コミュニティバスの一日平均乗車人員数

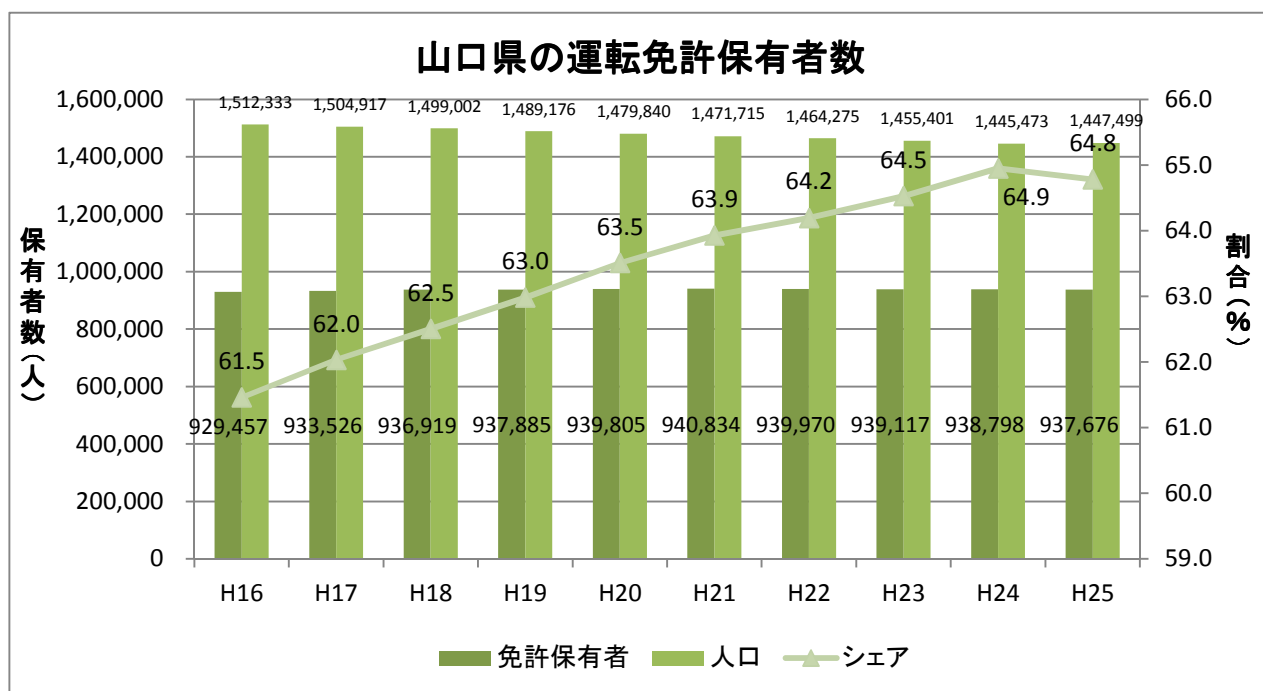
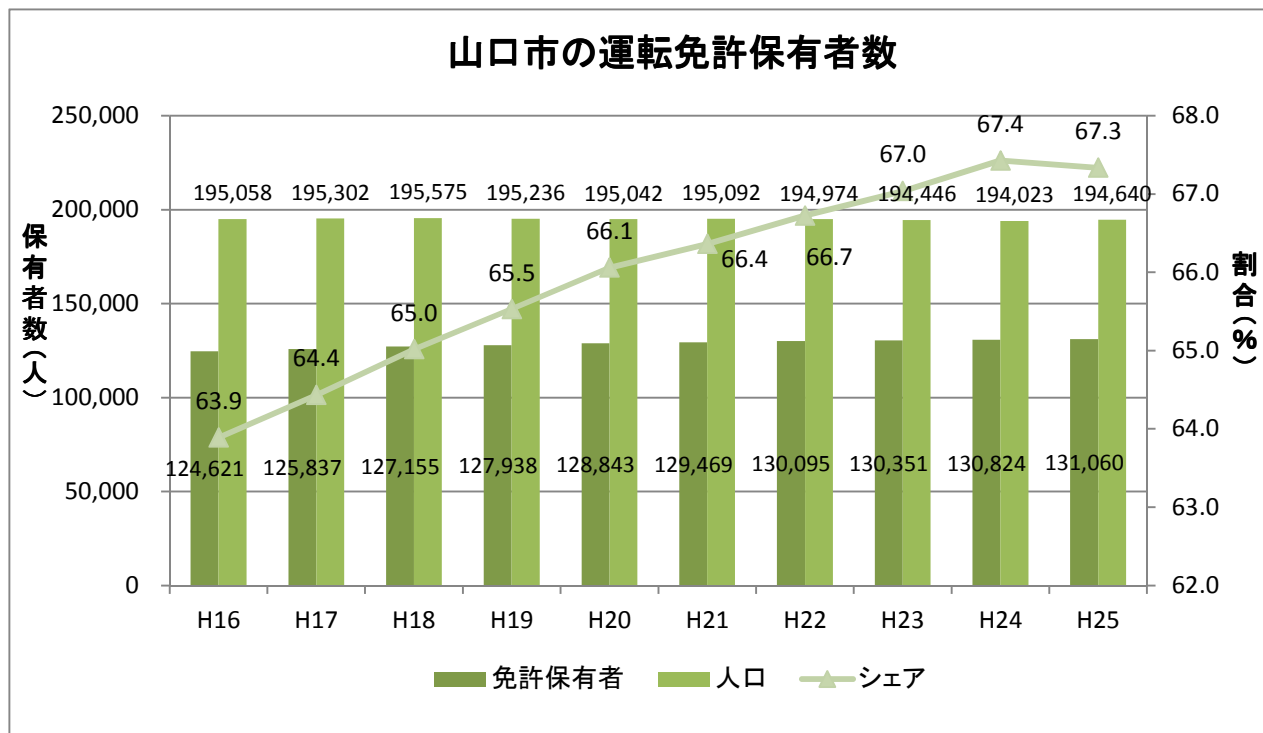
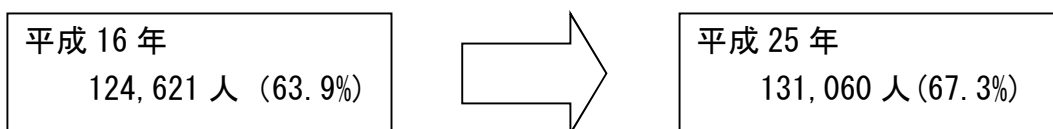
マイカー社会からの変換や地域活性化を目的に平成13年から運行を行っており、「吉敷・湯田ルート」「大内ルート」とともに中心市街地内を運行し、各地域と中心商店街を結ぶ重要な公共交通機関として定着しています。平成17年度以降ほぼ横ばいの状況でしたが、ここ数年は減少傾向にあります。



資料：山口市交通政策課

③運転免許保有状況

本市における運転免許保有者数及び取得割合は、年々増加しています。また、本市の免許取得率は県全体の取得率より2.5%高い状況となっています。



資料：山口県警本部交通部運転免許課 人口は住民基本台帳3月末現在

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

中心市街地に関する市民の意向を把握するために、平成24年度中に下記のとおり2件のアンケート調査を実施しました。

平成18年6月に実施した市民アンケート結果（以下「前回」という。）と比較すると、訪れる頻度や目的は、ほぼ変化がないものの、中心市街地に魅力を感じる人の割合が減少しており、いかにして魅力を高めていくかが今後の課題です。

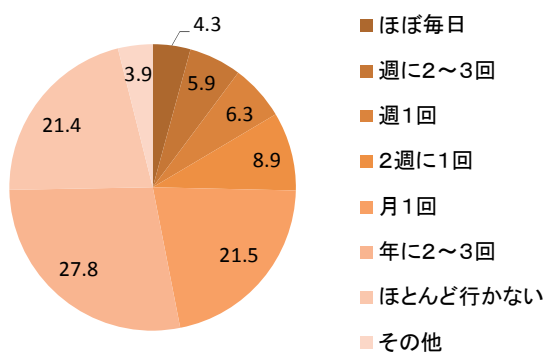
また、平成24年度に初めて実施した中心市街地居住者へのアンケート調査によると、7割を超える方が現在の住まいについて満足をしているものの、一方で古い住宅が多く、火災や地震への不安など防災性、安全性に対する満足度が低くなっています。

（1）山口市の中心市街地に関する市民アンケート

目 的	山口市の中心市街地の活性化について、市民の目からみた中心市街地の現状や活性化に向けた意向を把握するために実施
調査時期	平成25年1月～2月
調査方法	住民基本台帳から、18歳以上を対象に、無作為に約3,000人を抽出し、郵便により配布、回収（回収率38.6%、1,138件）

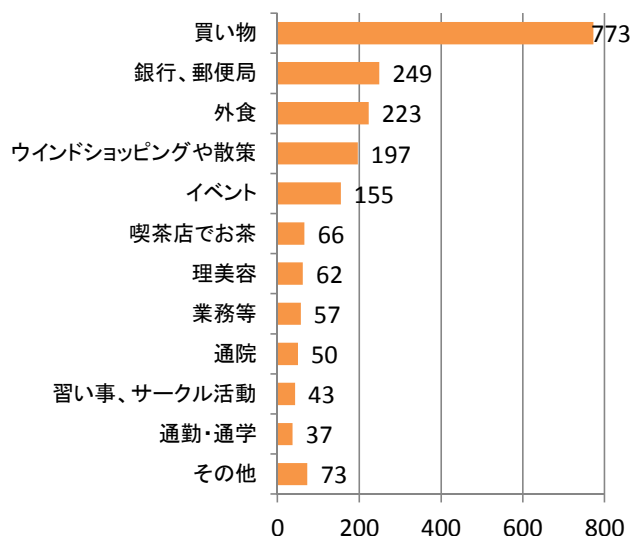
<結果概要>

ア) 中心市街地を訪れる頻度



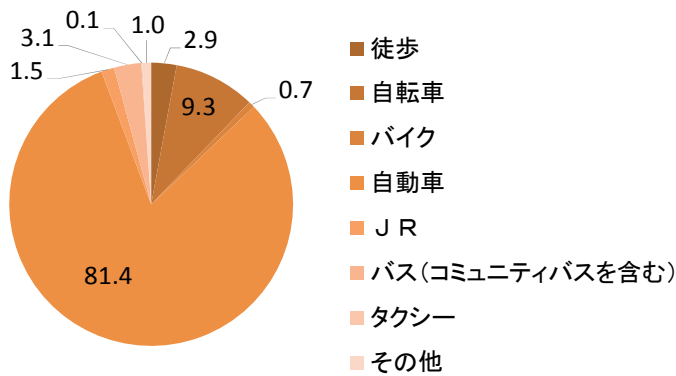
- ・ 約5割の市民は毎月訪れている。（前回も約5割）
- ・ 16.5%の市民は週1回以上訪れている。（前は14.9%）

イ) 中心市街地を訪れる目的 ※複数回答



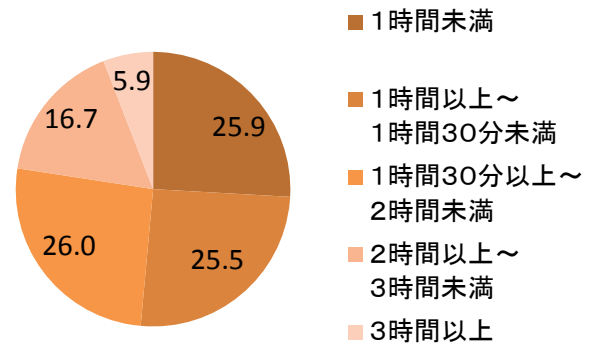
- ・ 目的は「買い物」が最も多く、次いで「銀行」「外食」「イベント」等中心市街地ならではの項目が多い。（前回も買い物が最も多い）

ウ) 主に利用する交通機関



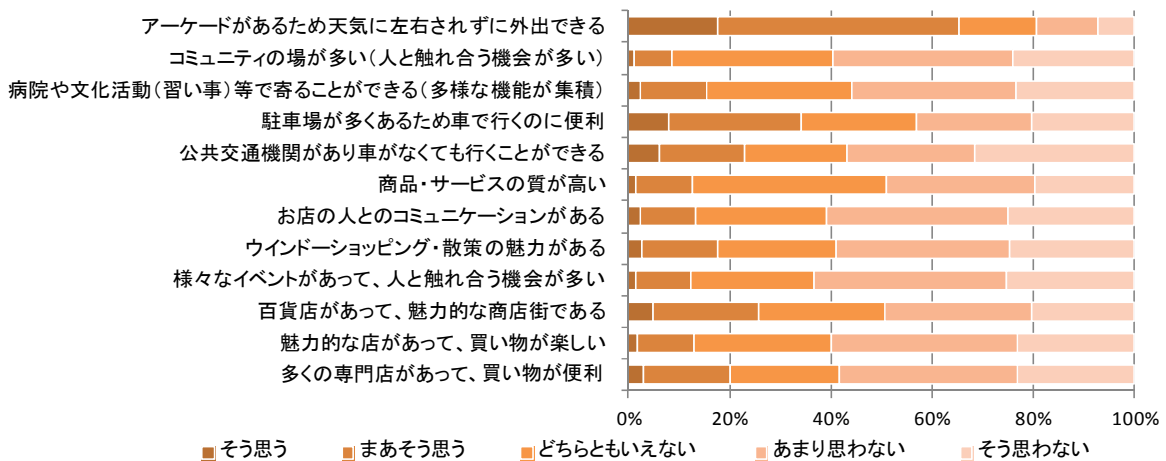
- ・ 市民の約 8 割が自動車を利用している。
(前回は約7割)
公共交通機関の利用者は 4 %に過ぎない。
(前回は約7%)

エ) 中心市街地を訪れた際の滞在時間



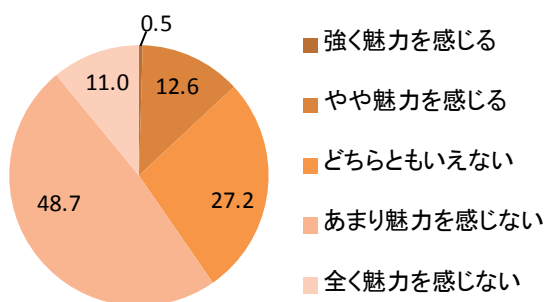
- ・ 滞在時間は「1時間未満」「1時間以上～1時間30分未満」「1時間30分以上～2時間未満」がそれぞれ全体の約 1 / 4 を占める割合となっている。
(前回は質問項目なし)

オ) 中心市街地のイメージや魅力



- ・ アーケードや駐車場などの整備状況は評価されているものの、人と触れ合う機会などコミュニケーションの面は評価が低くなっている。(前回は質問項目なし)

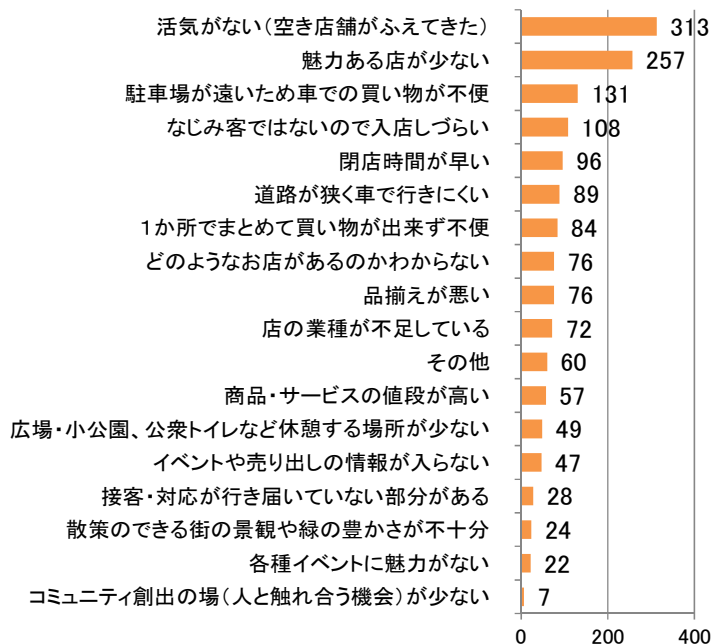
カ) 中心市街地の魅力について



・「強く魅力を感じる」「やや魅力を感じる」と回答したのは約13%に留まっている。

(前は約16.3%)

魅力を感じない理由



・「あまり魅力を感じない」「全く魅力を感じない」と回答した理由は、まちの活気や店舗、アクセスに関する不満が多い。

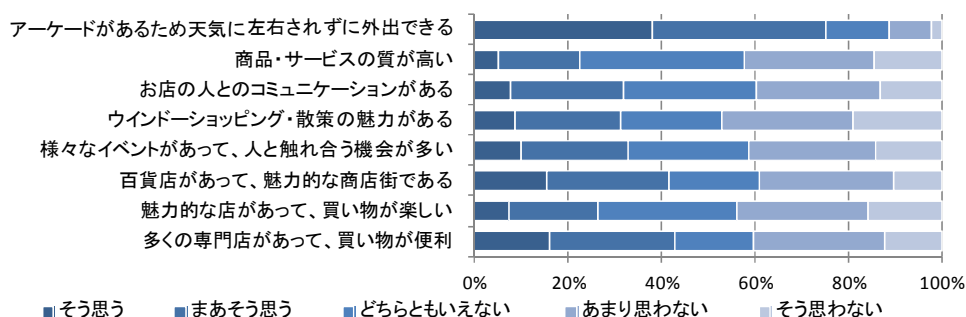
(前回は今回と同様にまちの活気や店舗に関する不満が多い)

(2) 山口市のまちなか（中心市街地）居住者アンケート（今回初めて実施）

目 的	山口市の中心市街地の活性化について、地区内居住者の視点から中心市街地の現状や活性化に向けた意向を把握するために実施
調査時期	平成25年1月～2月
調査方法	中心市街地に居住している世帯を対象に、約1,000世帯を抽出し、郵送により配布、回収（回収率44.2%、431件）

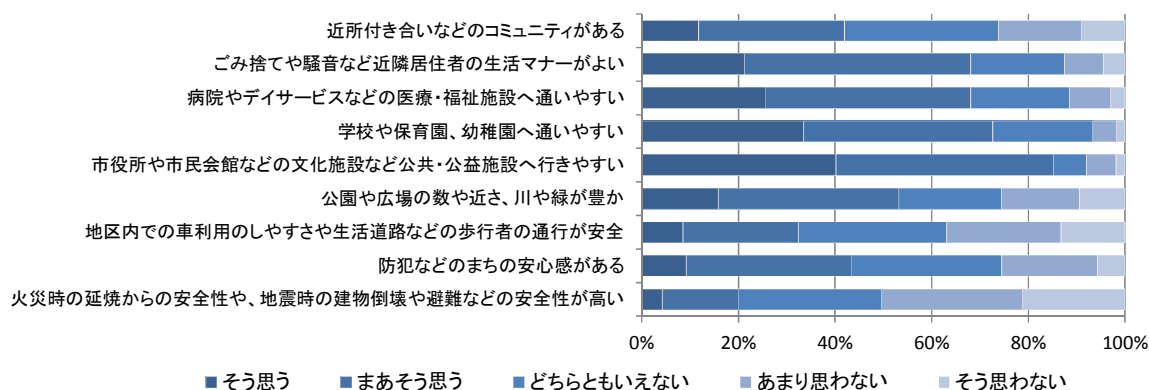
<結果概要>

ア) 中心市街地の商業環境について



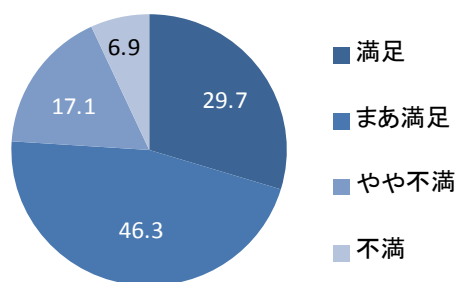
- ・ 買い物の利便性やお店の人とのコミュニケーションについては、市民アンケートに比べ評価が高い。
- ・ 商品サービスや店舗の魅力に関する評価が低い。

イ) 中心市街地の生活環境について



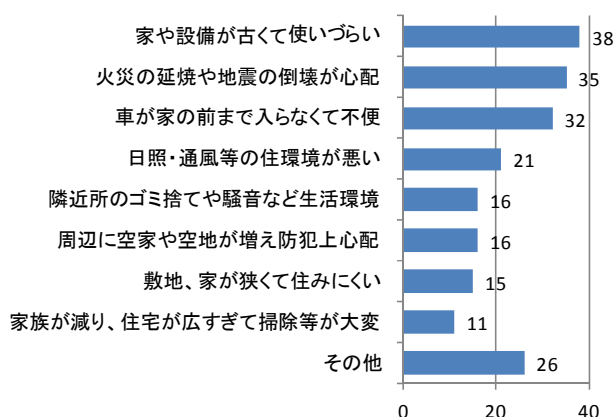
- ・ 医療・福祉施設、教育機関や公共施設等への行きやすさに対して評価が高い。
- ・ 車利用のしやすさや歩行者の通行環境、防災面などの評価が低い。

ウ) 住まいの満足度



- ・「満足」「まあ満足」と回答した割合は7割を超えている。

不満の理由

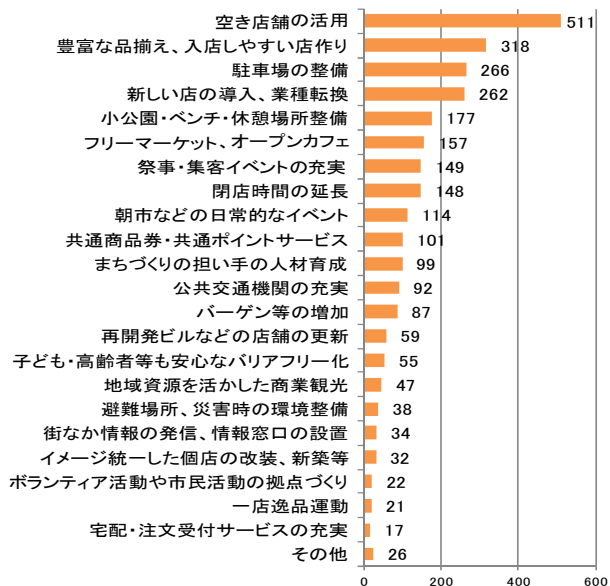


- ・不満の理由としては住宅が古いことが最も多く、次いで火災や地震の心配、車利用の不便さ、住環境など、個人の取り組みだけでは改善しにくい事項が多い。

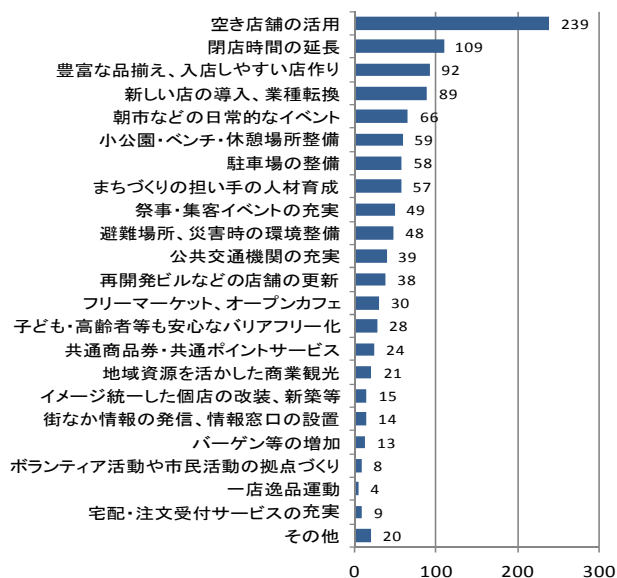
(3) 市民とまちなか居住者の意向比較

中心市街地の活性化に必要な取り組み

(市民アンケート)



(まちなか居住者アンケート)



- ・市民、居住者ともに空き店舗の活用や店舗の魅力向上、新規店舗の導入など店舗の数や業種の充実が必要とする意見が最も多い。
- ・次いで駐車場の整備や小公園・休憩所の整備など、来訪した際の環境整備に関する意見が多い。

[4]第1期山口市中心市街地活性化基本計画の検証

(1) 第1期計画の概要

山口市では、平成18年の中心市街地活性化法改正を受けて、商業、文化をはじめとした都市機能の充実や暮らしに必要なサービスや公共交通の利便性の向上、一の坂川周辺の再生や本市の特徴である歴史や文化の融合等で、「にぎわいのあるまち」、「暮らしやすいまち」、「自然と文化の薫るまち」の創造のため、平成19年5月に第1期計画の認定を受けて中心市街地の活性化に取り組んできました。

計画期間は平成19年5月から平成24年3月まででしたが、効果検証期間として1年間期間延長し、平成25年3月までとしています。

①計画期間：平成19年5月～平成25年3月（5年11ヶ月）

②区域面積：約75ha

③基本的な方針

- にぎわいのあるまち
- 暮らしやすいまち
- 自然と文化の薫るまち

④中心市街地活性化の目標

- 自然と文化に彩られた人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成
- 自然と文化に彩られた誰もが住みたくくなるような中心市街地の形成

⑤目標指標

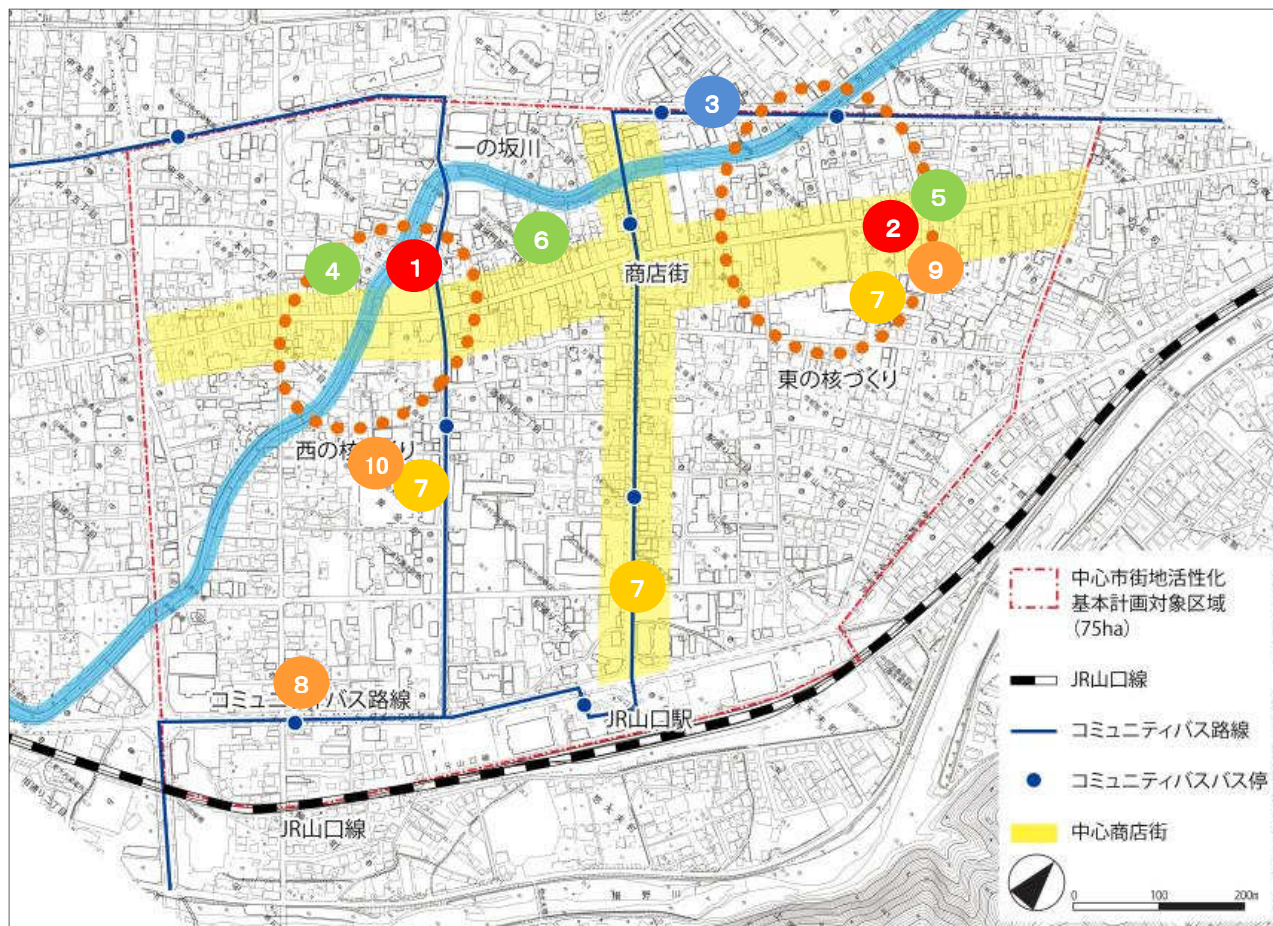
基本的な方針	中心市街地活性化の目標	目標指標	基準値	目標値
にぎわいのあるまち 暮らしやすいまち	自然と文化に彩られた人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成	商店街通行量（休日）	54,252（人/日） 平成18年度	56,000（人/日） 平成24年度
		小売業年間商品販売額(※)	10,731(百万円/年) 平成15年度	11,000(百万円/年) 平成24年度
自然と文化の薫るまち	自然と文化に彩られた誰もが住みたくくなるような中心市街地の形成	居住人口	3,968（人） 平成18年度	4,200（人） 平成24年度

(※) 「織物・衣服・身の回り品小売業」と「飲食料品小売業」の合計額

(2) 第1期計画事業の進捗状況

第1期計画で位置付けた25事業（計画期間中に削除した事業を除く）のうち、13事業が完了、11事業は実施中、未実施の事業が1事業となっており、事業実施率は96%です。

第1期計画事業



商業の活性化

1 どうもんパーク事業



(平成 20 年 3 月
グランドオープン)

2 アルビ跡地事業



マルシェ中市
(平成 23 年 4 月オープン)



梅田邸活用事業
(平成 24 年 4 月オープン)

きぎょうサポート・センター事業

個性ある商店街創造イベント等事業

共通駐車サービス券システム事業

空店舗対策事業

まちと文化推進事業

大規模小売店舗立地法の特例区域の設定



やまぐちスペインフィエスタ
(個性ある商店街創造イベント等事業)

魅力的な都市空間づくり

3

一の坂川総合流域防災事業
／一の坂川周辺地区整備事業



中心市街地情報提供事業



山口街中トップページ

福祉、利便の増進

4

子育て支援者のための支援拠
点施設運営事業



てとてと

5

ほっとサロン中市「ま
ちのえき」事業



ほっとサロン中市

6

市民活動支援センター
「さぼらんて」事業



さぼらんて

住宅の供給及び住環境の向上

7

借上型市営住宅整備事業



中市市営アパート
(平成 21 年)



駅通り市営アパート
(平成 22 年)



黄金町市営アパート
(平成 23 年)

高齢者街なか居住支援事業



空家 BANK トップページ

交通アクセスの向上

8

コミュニティ交通等運行事業



コミュニティバス

9

中市地区アクセス道路整備事業

10

バリアフリー対応昇降施設設置事業

第1期計画事業進捗状況

区分	事業名	事業内容	実施主体	進捗
市街地の整備改善	一の坂川周辺地区整備事業	道路整備と河川周辺の高質空間を形成する事業	山口市	実施中
	中心市街地情報提供事業	中心市街地に関する情報を市民に提供する事業	山口市	実施中
	米屋町南地区市街地再開発事業	店舗及び住居の整備	市街地再開発組合	未実施
	一の坂川総合流域防災事業(再生)	自然の状態に近い河川へ再整備を図る事業	山口県	平成24年度完了
都市福祉施設整備	アルビ跡地事業	市場を中心とするテナントミックス店舗、飲食を中心としたコミュニティ拠点を整備する事業及び食文化創出、テナントミックス促進等に向けたソフト事業の実施	中市商店街振興組合 (株)街づくり山口	平成22年度完了
	総合・循環型福祉サービス推進モデル事業	デイサービス事業やサロンを設置する事業	福祉生活協同組合さんコープ	実施中
	ほっとさろん中市「まちのえき」事業	高齢者、障がい者福祉の増進を図る事業	NP0法人山口せわやきネットワーク	実施中
	子育て支援者のための支援拠点施設運営事業	子育て支援者と子育て中の親子を支援する事業	NP0 法人あっと	実施中
	市民活動支援センター「さぼらんて」事業	市民活動の参加促進と活動を支援する事業	NP0法人山口せわやきネットワーク	実施中
住宅の供給・居住環境の向上のための事業	借上型市営住宅整備事業	山口市借上型市営住宅制度を活用した住宅整備事業	個人事業者	平成22年度完了
	高齢者街なか居住支援事業	街なかでの居住を希望する高齢者へ物件の情報提供などの支援を図る事業	NP0 法人山口まちづくりセンター	実施中
商業活性化	大規模小売店舗立地法の特例区域の設定	大規模小売店舗立地法の手続きの簡素化の措置	山口市	平成19年度完了
	アルビ跡地事業(再掲)	市場を中心とするテナントミックス店舗、飲食を中心としたコミュニティ拠点を整備する事業及び食文化創出、テナントミックス促進等に向けたソフト事業の実施	中市商店街振興組合 (株)街づくり山口	平成22年度完了
	※中小小売商業高度化事業にかかる特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定			
	どうもんパーク事業	教養文化施設、食料品店などの機能を持った中心商店街の西の拠点を整備する事業	道場門前商店街振興組合	平成19年度完了
	きぎょうサポート・センター事業	中心市街地での起業や経営を支援する拠点を整備する事業	(株)街づくり山口	平成22年度完了
	まちと文化推進事業	中心市街地と周辺の様々な文化資源を活用した新たな魅力創出を図る事業	山口市	平成23年度完了
	やまぐち秋のフェスティバル事業	中心市街地が一体となって「魅力ある商業空間」を創造し、それを体感できるようなイベントを新たに実施するとともに、まちのイメージアップに向けて、地元商店街と百貨店等が連携し、新たな魅力とにぎわいを創出する事業	やまぐち秋のフェスティバル実行委員会	平成22年度完了
	アルビ跡地事業(再掲)	市場を中心とするテナントミックス店舗、飲食を中心としたコミュニティ拠点を整備する事業及び食文	中市商店街振興組合	平成22年度完了

		化創出、テナントミックス促進等に向けたソフト事業の実施	(株)街づくり山口	
	米屋町南地区市街地再開発事業（再掲）	店舗及び住居の整備	市街地再開発組合	未実施
	空き店舗対策事業	空き店舗への入店促進とイベントを実施する事業	(株)街づくり山口	実施中
	個性ある商店街創造イベント等事業	新たなイベントや商店街の人材育成を図る事業	CP研究会	実施中
	ジャパン・ファッションデザインコンテスト関連事業	ファッション文化の振興を図る事業	ファッションデザインコンテスト実行委員会 中心商店街の商店街団体	平成21年度完了
	共通駐車サービス券システム事業	中心商店街での買い物に応じて駐車料金を割引く事業	(株)街づくり山口	実施中
一体的推進事業	中市地区アクセス道路整備事業	旧山口銀行山口支店跡地周辺とアルビ跡地への道路整備事業	山口市	平成22年度完了
	コミュニティ交通等運行事業	コミュニティ交通の整備を図る事業	山口市	実施中
	市民交通計画策定事業	市民交通計画の策定	山口市	平成19年度完了
	バリアフリー対応昇降施設設置事業	バリアフリー対応の昇降施設を設置する事業	道場門前商店街振興組合	平成19年度完了
	移動等円滑化基本構想策定事業	移動等円滑化基本構想の策定	山口市	平成21年度完了

第1期計画期間中に変更・削除した事業

区分	事業名	事業内容	実施主体	変更・削除年度及び理由
住宅の供給・居住環境の向上のための事業	市営住宅整備事業	市営住宅を整備する事業	山口市	平成20年度 「借上型市営住宅整備事業」へ切り替えたため
商業活性化	米屋町商店街北地区整備事業	回廊型店舗と憩いスペースを整備する事業	協同組合米屋町振興会	平成22年度 事業実施に至らなかったため
	市場移転再生事業	市場の移転整備と市営住宅を整備する事業	山口市	平成20年度 「アルビ跡地事業」に統合したため
	アルビ跡地事業計画	テナントミックス店舗を整備する事業	中市商店振興組合	平成20年度 「アルビ跡地事業」に統合したため

(3) 第1期計画数値目標の達成状況

目標指標① 商店街通行量（休日）

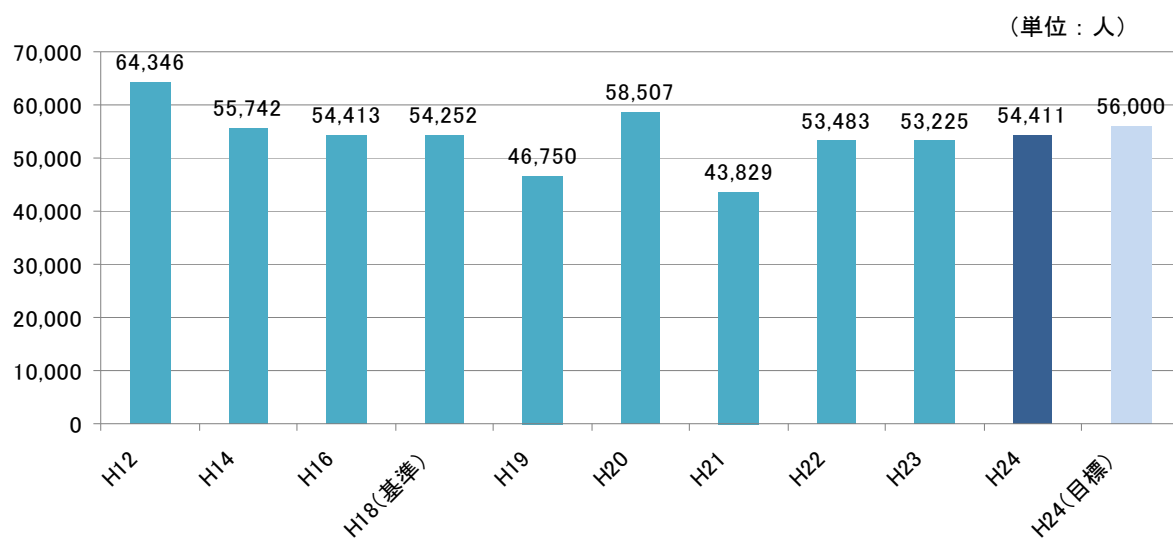
基準数値（平成18年度）
54,252人

1,748人増加目標

目標数値（平成24年度）
56,000人

実績値（平成24年度）
54,411人
（目標値に対して△1,589人）

商店街通行量（休日）



第1期計画において、商店街をひとつのショッピングモールと見立て、西門前地区、道場門前地区を西の核、中市地区を東の核として位置付けるとともに、JR山口駅への通りをシンボル軸として、東西核、東西に伸びるアーケード、シンボル軸による「2核十字型モール構想」を基本として商業の活性化にあたりました。

当初の計画通り東西の核施設である、西のどうもんパーク、東のマルシェ中市については整備され、効果が発現している状況です。また、まちなか居住の推進による効果や、空き店舗を活用した特産品ショップ、薬膳カフェ、フィットネスクラブといったこれまで商店街内で扱っていない新規店の出店なども通行量の増加に寄与しました。

計画最終年度の平成24年度において、数値目標の達成には至りませんでした（達成率97.2%）が、これは、当初計画に位置付けていた米屋町商店街北地区整備事業が実施に至らなかったこと、目的を持った来街が多く回遊行動に結びついていなかったことが要因と考えられます。

第2期計画では一部区域を拡大し、新たなエリアを周辺地域との結節地として整備し、回遊性やアクセスの向上を図ることにより、新たな来客を確保していきます。

また、中心商店街内でのイベントについてもにぎわい創出や来街者の滞在時間を延ばすために欠かせない要素であることから、引き続き支援を進めていきます。

目標指標② 小売業年間商品販売額

基準数値

(平成15年度)

10,731百万円/年

269百万円の
増加目標

目標数値

(平成24年度)

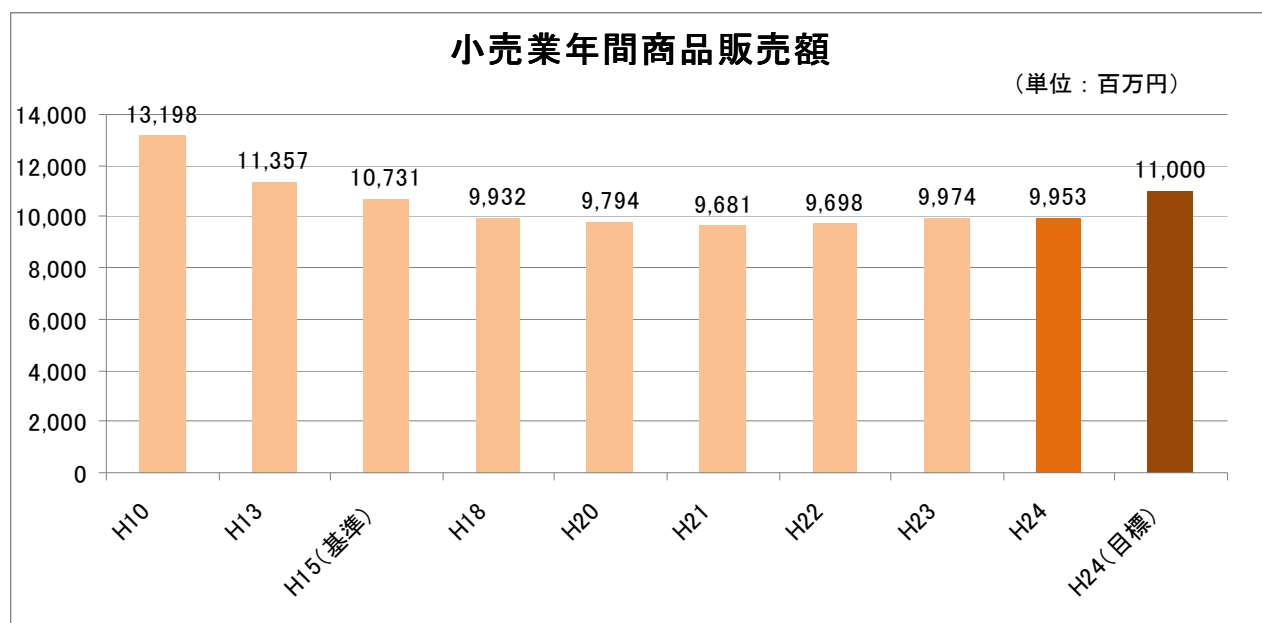
11,000百万円/年

実績値

(平成24年度)

9,953百万円/年

(目標値に対して△1,047百万円)



※ 「繊維・衣服・身の回り品小売業」と「飲食料品小売業」の合計額

第1期計画に掲げたアーケードの東西の核施設の整備、居住人口増加や各種取り組みによる販売額上昇の効果を期待していましたが、数値目標に達しませんでした(達成率90.5%)。

その要因としては、当初計画に位置付けていた米屋町商店街北地区整備事業が実施に至らなかったこと、またアルビ跡地事業(マルシェ中市)による効果が当初見込んでいた売り上げまで数値が伸びていないこと等にあります。

また、販売額が伸びていないその他の背景として、郊外店の立地状況が影響しているものと考えられます。こうした郊外店は、駐車場を備えており、運転免許保有割合の高い当市の特徴からも、中心市街地の小売業年間商品販売額が伸び悩んでいる大きな要因であると考えられます。

第2期計画に向けては、区域の一部拡大による新規来街者の取り込みや、空き店舗対策により、回遊性の向上や時間消費型の中心市街地を形成していく必要があります。

目標指標③ 居住人口

基準数値

(平成18年度)

3,968 人

232 人の増加目標

目標数値

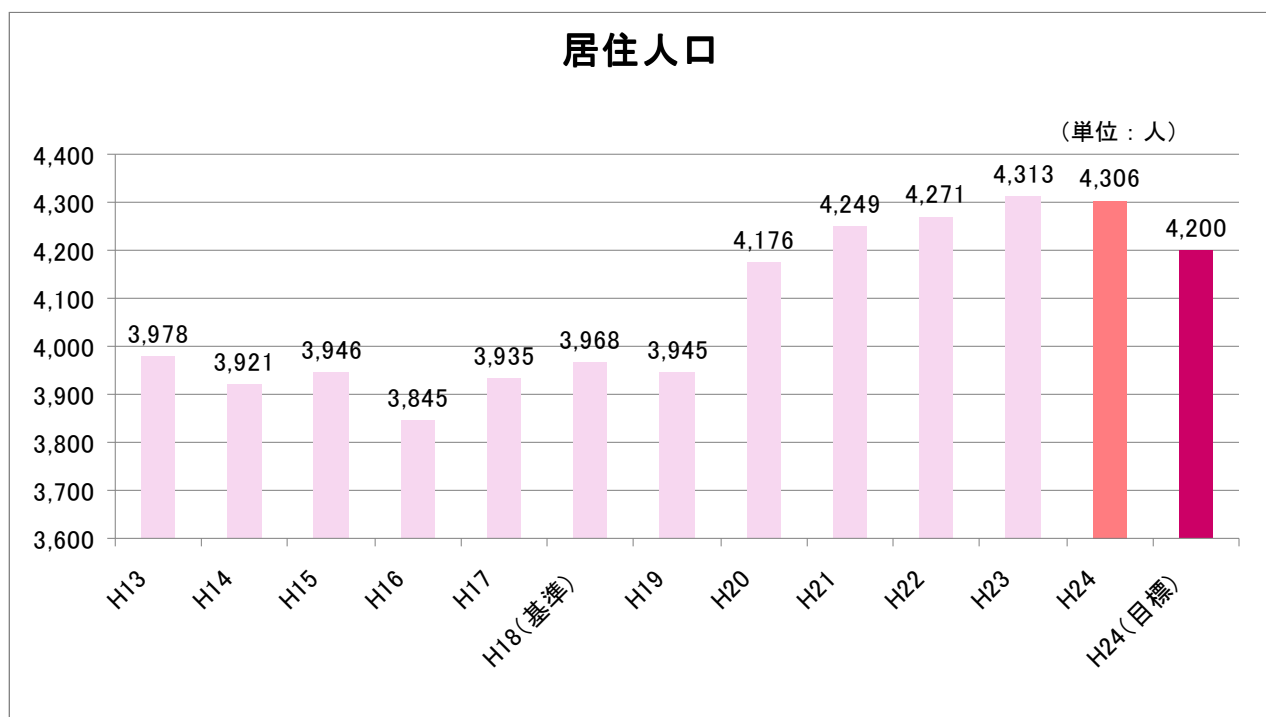
(平成24年度)

4,200 人

実績値 (平成24年度)

4,306 人

(目標に対して106人)



官民連携により3棟の借上型市営住宅の整備を行いました。当初の計画では、2棟の予定でしたが、都心居住プロジェクト（山口市内に市営住宅を200戸整備する事業）に基づき3棟目の借上型市営住宅を整備した結果、居住人口の増加に大きく寄与しました。

また、計画策定時に予定されていた民間マンションの供給も順調に進んだことや、更にまちなか居住を促進するために転入者に対する支援として、街なか居住支援事業を2年度にわたり実施した効果により目標数値を上回ることができました。

第2期計画では中心市街地における優良建築物等整備事業による住居の整備等により居住の促進をしていきます。

さらに、密集した中心市街地の防災性の向上や居住環境改善を図るため、住宅市街地総合整備事業にも着手していきます。

（４）第１期計画の評価

第１期基本計画に基づき、官民連携して各事業に取り組んできました。

目標「自然と文化に彩られた人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成」においては、中心市街地の西の核として位置付けられる「どうもんパーク（平成 19 年 12 月）」や東の核である「マルシェ中市（平成 23 年 4 月）」や梅田邸を活用した「和楽の咲都（平成 24 年 3 月）」が整備され、オープン後、商店街の活性化に寄与しています。また、「一の坂川周辺地区整備事業」等により、市道的美装化や電線類の地中化、河川整備等周辺地域との回遊性の向上や景観に配慮した空間整備を進めており、「２核十字型モール構想」の実現化が進んでいます。

目標「自然と文化に彩られた誰もが住みたくくなるような中心市街地の形成」においては、高齢社会、人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりを目指しました。

特に、３棟の「借上型市営住宅整備事業」（平成 18 年度～平成 22 年度）や「街なか居住支援事業」（平成 22 年度～平成 23 年度）、民間マンションの供給等により、中心市街地の居住人口増加を図ることができました。

一方で、厳しい社会経済情勢等により、マルシェ中市の効果が当初の見込みに達しなかったこと、中心商店街の中央部にあたる中市商店街において平成 23 年 7 月に大規模な火災が発生したこと、当初計画に位置付けていた米屋町商店街北地区整備事業が実施に至らなかった影響、さらには郊外店の立地等様々な要因により、３つの目標指標のうち、居住人口については目標を達成できたものの、商店街通行量と小売業年間商品販売額については、目標に達することができませんでした。しかし仮に各種事業等の取組みを行わなかった場合の推計値をいずれも上回っており、中心市街地の活性化に一定の成果を得ることができました。

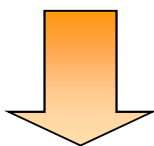
今後も、都市の既存ストックの活用によるにぎわい創出や回遊性を高める取組み等により、中心市街地の魅力を高め、さらなる活性化を進めていく必要があります。

(5) 中心市街地の課題整理

中心市街地の現状、市民アンケート結果から第1期計画の総括を行い、今後の活性化にあたっての課題を抽出し、整理しました。

目標1「自然と文化に彩られた人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成」

中心市街地の現状	市民アンケート結果	第1期計画の総括
●商店街通行量については減少から横ばい状況に変化（東西核付近は現状値（H18 比較）から増加が見られるが、その他では減少している場所もある） ●小売業年間商品販売額は東西核の効果はあったものの、今後減少傾向の可能性はある ●空き店舗数はH18時との比較では増加している（近年は悪化傾向に歯止めがかかっているが退店も多い） ●滞在時間は短く、1時間30分未満の滞在が約5割である	●中心商店街の空き店舗を活用して、新しい店舗の出店を期待する意見が多い ●商店街の品揃えの充実や入店しやすい雰囲気づくりが重要 ●ハード整備としては、駐車場、休憩場所、小公園、トイレの設置が望まれている ●朝市やフリーマーケットなど日常的なイベント開催 ●来街目的の約7割が【買物】で次いで【銀行・郵便局】が約2割。その他の用で来られるケースは少ない ●コミュニティの場（人と触れ合う機会）が多いと感じている方は1割に満たない	●東西核施設を整備した結果、最寄品の品揃えは充実している ●事業を実施した地点の通行量は増加しているが、周辺の波及効果があまり見られない ●積極的な空き店舗対策により、近年空き店舗率は減少しているが依然空き店舗数は多い ●商店街における、様々なイベント開催が定着してきており、ソフト面が体制的に充実してきた ●市民にまちなかの魅力や情報が行き届いていないところがある

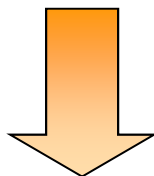


課題1

- 第1期計画で整備した施設をはじめとした都市の既存ストックを活用することにより、さらなるにぎわい創出と回遊性を高める取り組み
- 市民ニーズにあった商品・サービスの提供やコミュニティ機能の創出
- 滞在時間の増加を図るための取り組み
- より多くの方に来街してもらうため、多様な媒体による情報発信が必要
- 効果的な取組を継続する体制

目標 2 「自然と文化に彩られた誰もが住みたくくなるような中心市街地の形成」

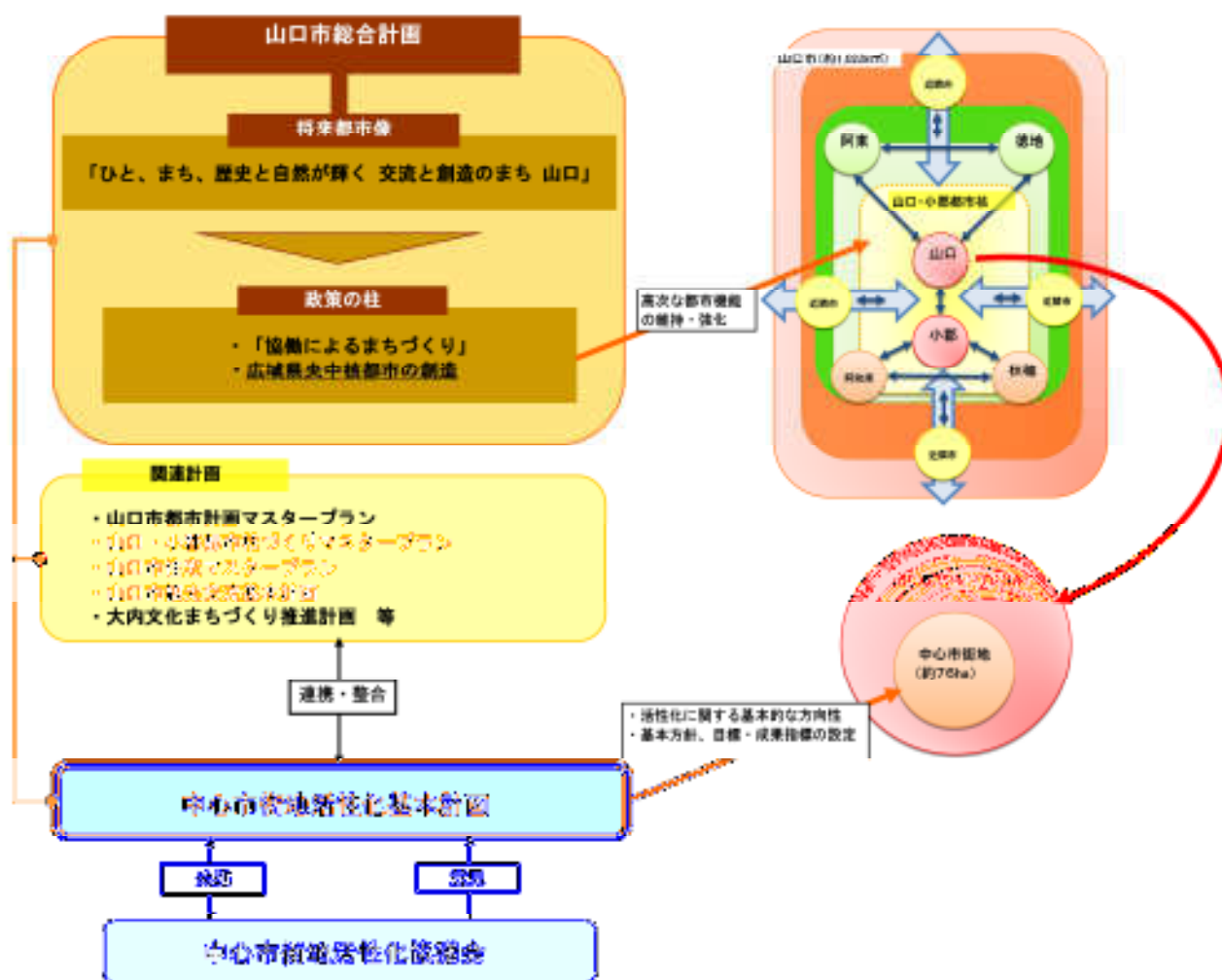
中心市街地の現状	市民アンケート結果	第1期計画の総括
● 中心市街地の居住人口は増加 ● 中心市街地には低未利用地が増えている ● 老朽化木造住宅が密集しており、火災による延焼の危険性が指摘されている ● 4 m未満の狭あい道路が多く、緊急車両が入れない地区がある ● 住宅デベロッパー等は、まちなかでの共同住宅供給に対する意向は未だ高く、商業機能や地区内外の都市機能に対して評価している ● まちなかや周辺地域には多種多様な施設や歴史・自然・景観資源が立地している	● 中心市街地にそのまま住みたいと答えた人が約 8 割 ● 公共公益施設（市役所、学校、医療等）への行きやすさについて満足度は高い ● 地区内の防災性・安全性に対する満足度は低くなっている ● 住まいに不満と答えた人の理由として、住宅が古いことが最も多く、火災の延焼や地震による倒壊、車利用の不便さがあがっており、個人の取り組みだけでは改善しにくい事項が多い ● 地区内のコミュニティ（近所づきあい）があると答えた方は約 4 割程度	● 居住人口増加の主な理由としては、借上型市営住宅整備や分譲マンションなどによる住居供給である ● 借上型市営住宅の居住者アンケートでは、7 割以上が食料品をまちなかで消費していることから、経済的な波及効果があった ● 居住人口は、様々な取り組みを行わなければ、再び減少傾向に戻る可能性がある



課題 2

- 土地の共同利用、高度利用が図れるような取り組み
- 防災性の向上
- 道路幅員を確保することにより適切な土地利用が図るための基盤整備
- 誰もが安心して快適に暮らせることができるサービスの提供
- 地域内のつながりをつくるためのコミュニティ活動の支援
- 地区内外の資源を活かした効果的な事業推進

[5] 山口市の目指すまち



(1) 山口市総合計画（平成20年度～平成29年度）

「ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち山口」をめざすまちの姿とし、「協働によるまちづくり」と「広域県央中核都市の創造」を政策の柱に、市民と行政が協働してまちづくりを実践するための仕組みづくりや都市としての活力、求心力を強化するための都市核づくりなど、総合計画の体系に沿ったまちづくりを進めています。

(2) 山口市総合計画後期まちづくり計画（平成25年度～平成29年度）

人口減少社会への突入、グローバル化の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢や本市が抱える構造的な課題に対応するため、まちづくりの課題と取組みの方向性をより明確化し、市民、企業、市民活動団体等と共有化を図るため、後期まちづくり計画を策定しました。

同計画において引き続き、重点戦略として小郡都市核及び中心市街地を含む山口都市核を中心とした「広域県央中核都市づくり」に取り組むこととし、次のとおり重点戦略や方向性を定めています。

■重点戦略 広域県央中核都市づくり～広域的な視点に立った都市づくり～

山口、小郡の両都市核の機能を、ひとつの総合的な都市力として強化を図っていき、本市においては、人口60万から70万人規模の広域経済・交流圏の中で、広域的かつ高次の経済活動、市民生活等において求心力を発揮し、圏域の発展に貢献できる「広域県央中核都市」を創造していきます。

取組みの方向性	実施主体等
I 高次都市機能の強化、経済産業基盤 ①小郡都市核 ・新山口駅ターミナルパーク整備 表口駅前広場、橋上駅舎、南北自由通路等の整備 ・新山口駅北地区重点エリア整備 産業交流拠点の核施設整備や機能導入、新たな市街化に向けた面整備 ・都心居住の推進（借上型市営住宅：80戸） ・県道山口宇部線へのアクセス道路の整備（県要望） ②山口都市核 ・中心市街地の活性化 民間主導の再開発、居住環境整備等への支援 空き店舗対策の推進 ・広域観光の拠点、湯田温泉の魅力創造 湯田温泉拠点施設等の整備 温泉情緒を醸し出す基盤の整備（拠点施設周辺ほか） モバイル端末に対応する情報環境の整備（公共空間、宿泊施設） 「食」「健康」をテーマにしたソフト事業の展開（農山漁村エリアとの連携、現代版湯治など） ・大内文化の歴史ルート（街路整備）、町並み、景観整備 地区計画等を踏まえた街路整備、景観形成、居住環境の整備等の支援 十朋亭（杉私塾）の整備、活用 創造的歴史公園の整備	市、民間 市、県、民間 市、民間 県 市、民間 市、民間

（３）山口市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月策定）

将来都市構造を「重層的集約型環境共生都市」とし、現在の土地利用や都市機能等の配置などに配慮しながら都市づくりを進めています。

中心市街地を含む白石地域については、地域別構想の中で、次のように定めています。

地域づくりの目標

●高次都市機能が集積した活力ある山口都市拠点の形成

- ・ＪＲ山口駅を中心に公共交通結節機能を強化し、広域的な求心力を高め、多くの人が集まり、にぎわいと活力のある中心市街地の形成を図ります。また、高次都市機能の集積・誘導を図り、文化的交流などの都市活動が営まれる都市拠点の形成を図ります。

●地域づくりの方針

- ・既存ストックの活用と更なる高次都市機能の集積・誘導を図り、都市基盤施設の優先的整備を推進し、広域的に求心力や拠点性の高い市街地の整備を図り、都市活力を牽引する原動力として中心的な役割を担う拠点の形成を図ります。
- ・アーケード街を中心に小売業の集積する中心商店街については、高次都市機能の維持・集積を図るとともに、中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗対策や街なか居住の推進、個性的な店舗や老朽化した施設の更新などに伴う市街地の再整備により、にぎわいのある中心市街地の形成を図ります。

（４）山口・小郡都市核づくりマスタープラン（平成 20 年 8 月策定）

「広域県央中核都市」の創造のため、その核となる山口・小郡都市核の広域的な求心力・拠点性の向上を通じたにぎわいの創出に向け、現状や課題、基本的な整備計画等を明らかにするものです。山口都市核内における中心市街地については、次のような取組みにより、にぎわいを創出し、拠点性の向上を図っていくこととしています。

- ・ 亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンの一体性の促進
- ・ 中心商店街の魅力向上
- ・ 街なか居住の促進
- ・ 交通アクセスと回遊性の向上

（５）中心市街地活性化の必要性

本市を取り巻く社会経済情勢は、予想を超えるスピードで変化しており、平成２２年国勢調査において、本格的な高齢社会、人口減少社会に入ったことが確認されたところです。

また、本市を含め全国の多くの地方都市は、車利用を中心とするライフスタイルが定着化し、分散型、拡散型の都市構造となっています。

しかしながら、高齢化の進展等に伴い、市民の外出手段は徒歩や公共交通機関にシフトする傾向があります。こうした傾向に対応し、高齢者も含めた多くの人たちが快適で暮らしやすいまちをつくるためには、様々な都市機能がコンパクトに集まり、人々がアクセスしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」＝「コンパクトなまちづくり」を、地域の個性や歴史・文化を活かしながら進めることが必要です。

さらに、高齢社会、人口減少社会を迎え、本市が将来にわたり市民に対して地域の特性を活かした良好なサービスを提供し続けるためには、安定した財源のもと、「健全な都市経営」を実現しなければなりません。既存の都市機能を活用し、「歩いて暮らせるまちづくり」に取り組むことは、本市の「都市経営」という視点からみても、安定した財源の確保だけでなく、効率的なサービス提供による行政コストや環境負荷の削減につながる効果的な取り組みといえます。

こうした中、本市の中心市街地は、これまで多くの資本投与が行われており、商店街などの商業機能に加え、公共交通ネットワークや都市機能・インフラなど、人々が住んだり、商売をしたり、働いたりする様々な機能が多く備わっており、「歩いて暮らせるまちづくり」の最適地といえます。

また、古くから街道の結節点（萩往還・石州街道）という立地や盆地という地勢上の特徴、さらには政治の中心地としての役割等を背景に、安定した広域商圈を有した都市として発展してきました。そして、大内氏によって「西の京」と称されるほどに培われた都市資産を礎にした「文化的で緑豊かな、高品質な都市環境」は、全国的に見ても有数な環境であり、工業都市という性格の都市が多い県内にあっては、他都市とは一線を画しています。

さらに、全国的に衰退化傾向にある地方都市の中心市街地にあって、本市の中心市街地は、百貨店が立地する商店街が存在し、周辺地域には、市役所をはじめとする各種行政機関、市民会館や美術館等の文化施設、蛍が飛び交う清流や都市公園等が立地する等、他都市と比較して高いポテンシャルを有していると思われ、山口市民だけでなく県内に生活する人々が「幼い日にワクワクして出掛けた思い出の心象風景」として、今でも心の中に息づいていると思われます。

こうした個性と魅力にあふれ、山口の顔ともいえる中心市街地の活性化に引き続き市民、商業者、民間企業、ＮＰＯ、行政など関係者が協働しながら取り組み、誰もが快適で暮らせるまちづくりを進め、居住人口・交流人口の増加やにぎわいの創出、地域の活性化を目指していきます。

そして、こうした中心市街地の活性化の取り組みを進めていくことは、中心市街地の魅力や価値を高めることだけでなく、コミュニティ創造の中心地としても周辺地域への波及効果を生み出し、ひいては山口市全体の発展へと広がっていきます。

[6]第2期山口市中心市街地活性化基本計画の基本方針

(1) 第2期計画策定にあたって

第1期計画においては、東西核の整備や空き店舗対策、にぎわい創出イベントの実施、借上型市営住宅の整備を中心に、商業活性や定住促進を進めてきました。近年では新規に出店する店舗の増加や民間マンションの建設もみられるものの、今後も継続した取り組みが必要です。

第2期計画については、まちの将来像の実現に向け、第1期計画の効果と課題を踏まえた、次の段階（ステージ）における実行計画（アクションプラン）と捉え、計画期間内の「選択と集中」を基本とした優先度の高い取り組みを示していく必要があります。その中では、第1期計画での効果を活かしながら、都市機能の集積を促進しつつ、既成市街地の再編・再生を図ることが重要なテーマとなってきます。

(2) 第2期計画の基本方針と目標

第1期計画で行った各種の施策の効果を持続・発展させながら、第1期計画の課題を確実に解決し、山口市中心市街地の将来像を実現するために、第1期計画の総括や、中心市街地の現状、市民ニーズ等を踏まえ、以下の基本的な方針と目標を設定し、事業を実施します。

基本方針1については、第1期計画では「にぎわいのあるまち」としていましたが、今後は、商店街のにぎわいに加えて、様々なコミュニティ機会の創出による交流人口の増加によってにぎわいの創出を図る必要があることから、第2期計画においては、「様々な交流機会の創出によるにぎわいのある中心市街地の形成」として発展させ、目標として「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を設定します。

基本方針2については、第1期計画では、「にぎわいのあるまち」、「自然と文化の薫るまち」という方針の中に包含されていましたが、本市のもつ様々な地域資源（歴史・自然環境及び教育・文化・医療・福祉・商業等の様々な都市機能）を活用して地域経済の活性化を図る必要があるため、「地域資源を活用した経済活動による活力のある中心市街地の形成」として発展させ、目標として「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を設定します。

基本方針3については、第1期計画では、「暮らしやすいまち」として、借上型市営住宅整備等を行ってきましたが、今後は住宅そのものの供給に加え、居住者自身の建替えによる住宅・住環境の改善や土地の有効利用の誘導・支援や様々な機能やコミュニティ機会を創出することで、まちなかの暮らしの魅力を高め、中心市街地の居住を更に促進していくことにつながることから、「個々のライフスタイルに合った安全で快適に暮らせる中心市街地の形成」として発展させ、目標として「まちの定住人口を増やす」を設定します。

【基本方針１】 様々な交流機会の創出によるにぎわいのある中心市街地の形成

多様な世代が活躍できる市民交流の場を創出し、まちに訪れる機会を増やします。また交通アクセスや路上空間の環境改善をすることで、回遊性を高め、訪れた方の滞在時間を延ばし、中心市街地に訪れた方の満足度の向上を図ります。



＜目標１＞ まちに來る人を増やし、楽しんでもらう

【基本方針２】 地域資源を活用した経済活動による活力のある中心市街地の形成

長い歴史の中で築いてきた地域の既存ストックを活用し、まちの活力を高めます。商業機能だけでなく、人やモノ、文化などを生かし、中心市街地の魅力を再生します。



＜目標２＞ まちの新陳代謝を図り、活力を高める

【基本方針３】 個々のライフスタイルに合った安全で快適に暮らせる中心市街地の形成

コンパクトで持続可能なまちを実現するため、まちの定住人口の増加を図ります。まちなかで暮らしたくなるような魅力を高め、安全で安心して暮らせる住環境の整備を行います。

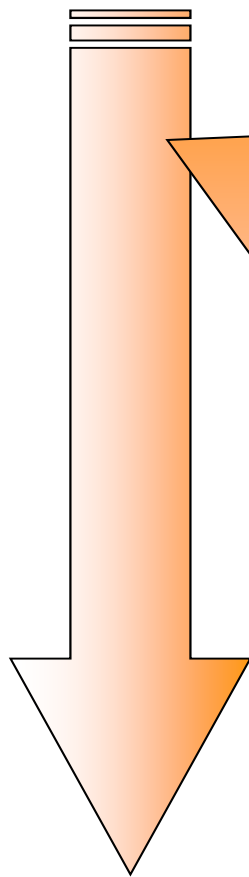


＜目標３＞ まちの定住人口を増やす

(3) 第2期計画の位置付けと将来像

第1期計画期間を第1ステージ、第2期計画期間を第2ステージと位置付け、第2ステージでは、それまでの成果と課題を踏まえて、より戦略的、効果的に事業を進めていく必要があります。また、目標とする将来像を実現するためには一定期間の計画を、段階的に実施していくことが必要です。

期間	第1ステージ：第1期計画期間 (平成19年5月～25年3月)	第2ステージ：第2期計画期間 (平成26年4月～平成31年3月)
基本方針	●にぎわいのあるまち ●暮らしやすいまち ●自然と文化の薫るまち	●様々な交流機会の創出によるにぎわいのある中心市街地の形成 ●地域資源を活用した経済活動による活力のある中心市街地の形成 ●個々のライフスタイルに合った安全で快適に暮らせる中心市街地の形成
目標	●自然と文化に彩られた人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成 ●自然と文化に彩られた誰もが住みたくなるような中心市街地の形成	●まちに来る人を増やし、楽しんでもらう ●まちの新陳代謝を図り、活力を高める ●まちの定住人口を増やす
戦略	●東西拠点施設の整備によるにぎわいの創出 ●商業の活性化 ●一の坂川周辺の高質空間整備 ●まちなか居住の推進	●拠点施設による東西軸、JR 山口駅からの南北軸という都市の骨格を明確にしつつ、既存の都市ストックの活用と都市機能の更新、再配置による回遊性の向上 ●一の坂川の整備事業等により商店街との回遊性の向上や、市民が憩える空間の創出 ●公設川端市場跡地整備による周辺エリアとの連携 ●多様な世代に対する市民サービスの提供や高齢社会に沿った施設整備 ●市民ニーズに沿った店舗の誘致や魅力的なイベントの開催 ●計画的な都市基盤整備による住環境の改善や防災性の向上
効果	●商業の質的転換(最寄性の付加)による「まちなか居住環境」のボトムアップ ●既存商店街の「2核1モール」という明確な構造の創出 ●「市場及び住居」の既存商店街への再配置による機能集約の先導性と牽引力の発揮 ●タウンマネジメント機能による空店舗の減少	●東西と南北の都市軸の形成や地区の内外を結ぶ結節点の整備による回遊性の向上やにぎわいの創出 ●時間消費型の中心市街地の形成による来街者数の増加やにぎわいの創出 ●自律的な市街地更新が可能な条件整備を行い、民間主体による住宅整備や都市機能の更新の促進 ●公共交通の利便性の増進と周辺地域との連携による来街者数の増加



目標とする「中心市街地の将来像」の実現に向け、一定期間の計画を段階的に実施していくことが必要です。

将来像を実現するための取り組み

- 安定した都市構造を礎に、日常生活の中で利便性と豊かさを実感できる高品質な都市環境を創造し、地域のブランディングを実現する
 - ・土地利用ゾーニングに基づいた、明確で分かりやすい都市構造の形成(軸と拠点の整備から、街区全体の再生へ)
- 新たな民間投資を誘導し、都市機能の更新と再配置を継続的行えるサステナブルな中心市街地の仕組みを創出する
 - ・居住者の自律的な建物更新が可能となる基盤整備
 - ・今後必要となる機能更新・再配置と低未利用地の有効利用がリンクした、官民連携によるまちづくりの推進

中心市街地の将来像

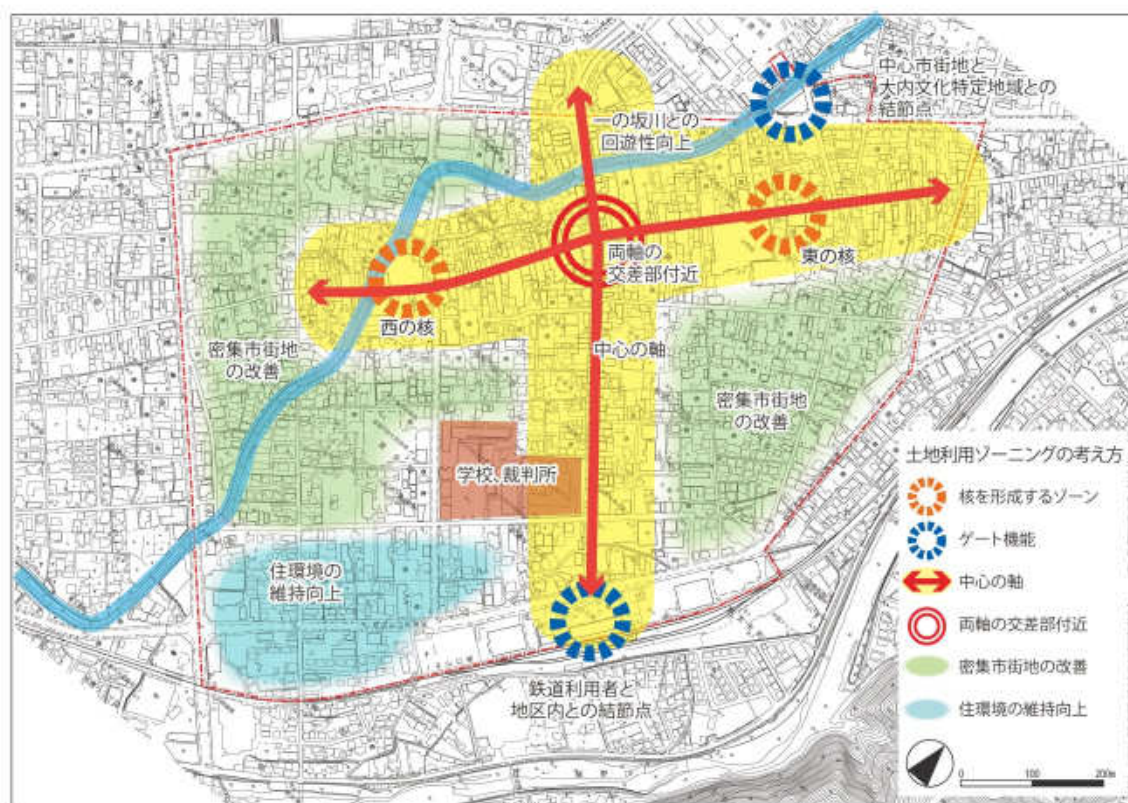
- 人々とのつながりや関係性を基盤に質の高いライフスタイルが実現できるまち
 - ・安心・安全、快適に住み続けられる住環境の形成と、新規居住者にとって魅力ある住宅地への再生
 - ・都市生活にとって必要な利便性や楽しさ(消費、生産・労働、教育、医療、遊び、文化・スポーツ)に関わり合いながら、交流が行われている地域社会の形成
- 現在から、未来に向けて地域への愛着、誇り、まちとしての価値(自然環境、都市環境)を紡いでいけるまち
 - ・歴史や文化、一の坂川の水と緑と一体となった個性ある街並みの形成
 - ・必要な都市機能がまとまり、歩いて暮らせる利便性が高く、環境にも優しいまち
 - ・公共交通が充実し、徒歩でも快適に移動できる環境の整ったまち

(4) 第2期計画の土地利用方針とゾーニング

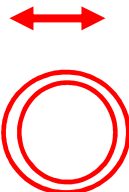
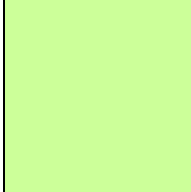
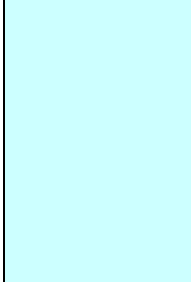
中心市街地における様々な課題や活用すべき都市ストック（資源）を踏まえ、新たに土地利用方針とゾーニングの考え方を導入し、中心市街地の活性化に取り組んでいきます。

- 第1期計画で整備した東西の拠点施設の機能強化に加え、東西の中心軸（2核十字型モール構想の横軸）の回遊性を高めるための取り組みを進めていきます。
- 交通の結節点であるJR山口駅周辺の遊休地について、民間活力の利用促進を図ります。また、JR山口駅を起点に、市役所に至るまでの南北の中心軸（2核十字型モール構想の縦軸）の回遊性を高めるための取り組みを進めていきます。
- 改修が進められている一の坂川沿いと商店街を連携して回遊できる空間整備を進めていきます。
- 公設川端市場跡地は、地区の北側の大内文化特定地域と中心市街地との結節点として、交流促進や回遊性の向上、交通利便の増進を図り、周辺エリアのにぎわいが創出されるよう整備を進めていきます。
- 空き店舗対策による市民ニーズに沿った魅力的な店舗の誘致や魅力的なイベントの開催支援等、にぎわいの創出や来街者数の増加のための取り組みを進めていきます。
- 商店街の背後には、防災上課題のある密集した住宅地が広がっており、住環境の改善を段階的に行っていきます。

【ゾーン別の考え方】



【各ゾーンの考え方】

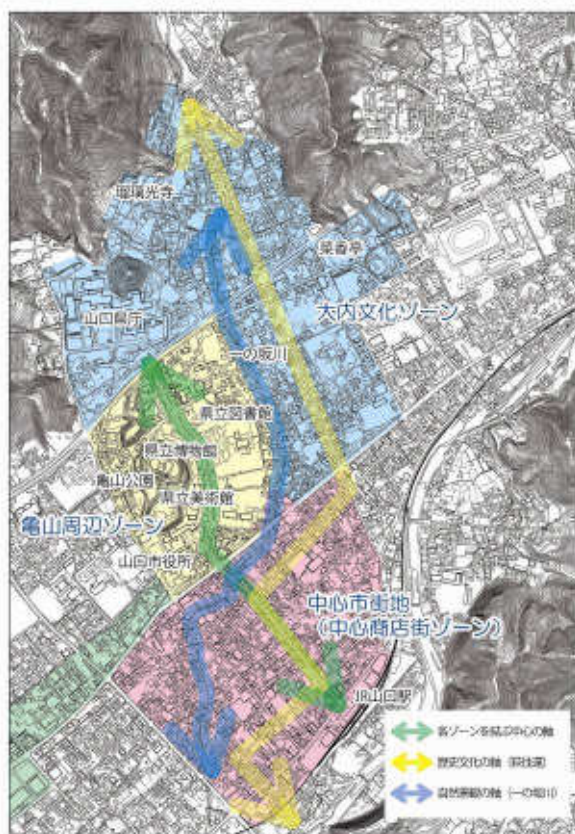
	現状と課題	土地利用の考え方
核を形成するゾーン 	●既事業により、商店街の東西の核が形成されています。	●各拠点に多様な機能や用途を持たせることで、まちを訪れる機会を増やし、にぎわいや交流の創出を目指します。
ゲート機能 	●J R 山口駅周辺や公設川端市場跡地などの大規模敷地は、適切な土地利用の転換が求められています。	●J R 山口駅周辺や公設川端市場跡地は、鉄道、幹線道路等による地区の内外を結ぶ結節点として、公共交通の利便性向上や交流促進と合わせ、中心市街地のゲート機能創出を目指します。
中心の軸 	●駅前通りと商店街アーケードが交わる地区の中心部であり、地区内で最も賑わっています。 ●近年は新たな店舗の出店が増加していますが依然空き店舗が多い状態です。 ●商店街は小規模な敷地に老朽化した建物が多く、防災性の課題も生じています。 ●背後の街区の整備が進んでおらず、地区内の回遊性は低くなっています。	●両軸の交差部付近は、各商店街の玄関口として継続的に魅力を高めます。 ●商店街の連続性を保持しながら、計画的な店舗の更新と合わせた定住性の高い住宅の整備を誘導・支援します。 ●一の坂川周辺や地区内の公益施設との回遊性を確保するため、広場や歩行者空間の整備を行います。
密集市街地の改善 	●商店街の後背地は、接道状況の悪い住宅地が多く、土地の有効利用がなされないことから、老朽木造住宅の円滑な更新が進んでおらず、防災面に課題があります。	●中心市街地に相応しい住宅地として、生活道路の拡幅や敷地の整除などと合わせた良質な住宅整備を誘導・支援し、定住人口の確保を目指します。
住環境の維持向上 	●地区南西部は、比較的大規模な共同住宅や戸建て住宅への更新が進んでおり、地区内では住環境の整った区域となっています。	●現在の住環境やコミュニティの維持向上を図ります。 ●区域内に散在する比較的大きな駐車場等の低未利用地での適切な建築の誘導・支援や、部分的に残る未接道宅地の更新への支援を通して、良好な住宅地の形成を進めます。

[7] 周辺地域との連携

(1) 亀山周辺ゾーン・大内文化ゾーンとの連携

山口都市核を形成する中心市街地（中心商店街ゾーン）、亀山周辺ゾーン、大内文化ゾーンは、それぞれ特徴のある個性を持った地区が隣接していることから、各ゾーンを結ぶ軸の形成、結節点の創出、商業、情報・文化、歴史・観光等、都市機能の連携によりポテンシャルを高めていく必要があります。

中心市街地の活性化にあたっては、中心市街地における都市機能の整備や経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで、回遊性の向上やにぎわいの創出など周辺ゾーンへの波及効果や相乗効果を生み出し、山口都市核の発展にとって有効かつ適切なものとなるよう留意する必要があります。



中心市街地（中心商店街ゾーン）

- にぎわいと活気ある市街地への再生
- ・公共交通結節機能を強化し、多くの人が集まるにぎわいと活気ある中心市街地の形成
- ・交流空間の整備や老朽化した施設の更新に伴う市街地の再整備等、都市基盤施設の整備を推進

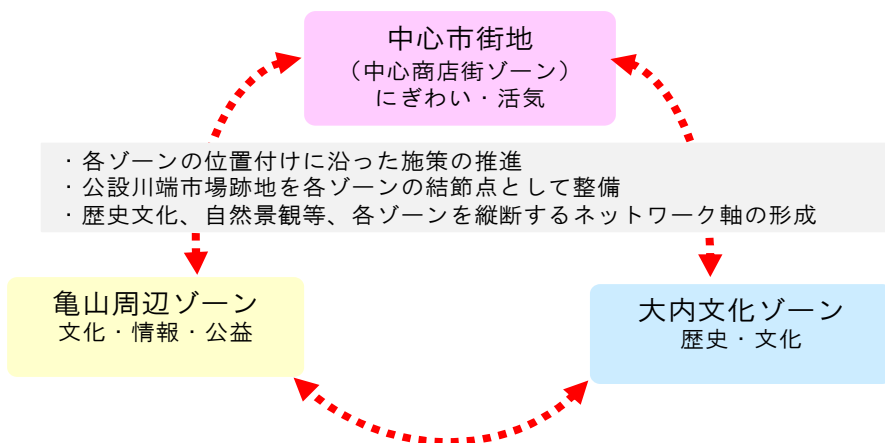
亀山周辺ゾーン

- 行政、文化施設の集積による芸術文化の創造と発信
- ・県立図書館・美術館・博物館などを中心に、情報・芸術・文化の広域的な交流空間を形成

大内文化ゾーン

- 大内文化を偲ばせる歴史・文化の継承と活用
- ・歴史的な街並み、一の坂川、瑠璃光寺、五重塔、萩往還周辺の魅力ある景観・歴史と文化の薫る街並みの保全・整備

【連携の視点】

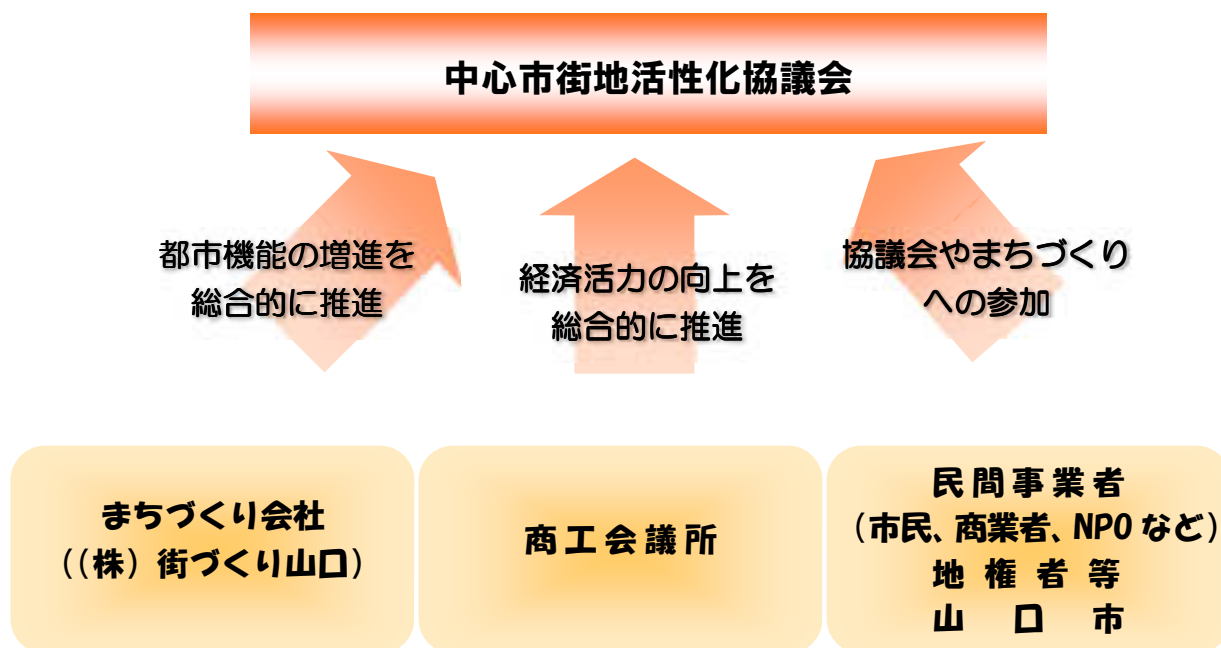


[8] 計画の実現に向けて

(1) 推進体制

中心市街地活性化の推進にあたっては、中心市街地活性化協議会を中心に市民や民間事業者、まちづくり団体、大学、行政、まちづくり会社などの多様な主体の連携・協働により、取り組みを行っていきます。

【中心市街地活性化協議会を中心とした取り組み】



(2) 人材育成の必要性

これからのまちづくりは、行政主導の施策や事業に対して、民間（事業者や居住者など）が同意・協力するだけでなく、まちづくりの担い手として、市と協働で進めていくことが必要になってきます。また、モノをつくるだけでなく、施設や環境を維持管理し、守り育てていくことも視野に入れた活動が必要になります。

今後、民間（事業者や居住者など）が様々な場面で協働してまちづくりを進められる環境を整えていく必要があります。中心市街地の活性化に向けては、既存の中心市街地活性化協議会を中心に、市民の中から様々なまちづくり活動に向けた人材を育てていく進め方が求められます。

本地区には様々な地域の資源（施設、歴史・文化、自然、コミュニティ）が存在しており、それらを活かしたまちづくり活動への展開が期待されます。

これからのまちづくり活動が醸成され、展開できるよう、市民の自発的な活動を取り込みながら、まちづくりを進めていきます。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

区域設定の考え方

山口市のほぼ中央部で、ＪＲ山口駅から商店街を含み、小売商業の店舗、事業所等が集積する区域を「中心市街地」として位置付けます。

本市の中心市街地は、守護大名大内氏が京都に模したまちづくりを行ったことに始まり、山口市発祥の地といえます。以来、中世から明治、現在に渡るまで山口の政治の中心を担ってきました。

近代以降は、中心商店街を中心に多くの商店や飲食店が並び、金融機関、郵便局をはじめとした多種多様な事業所等が立地し、様々な都市機能が集積する地域となっています。



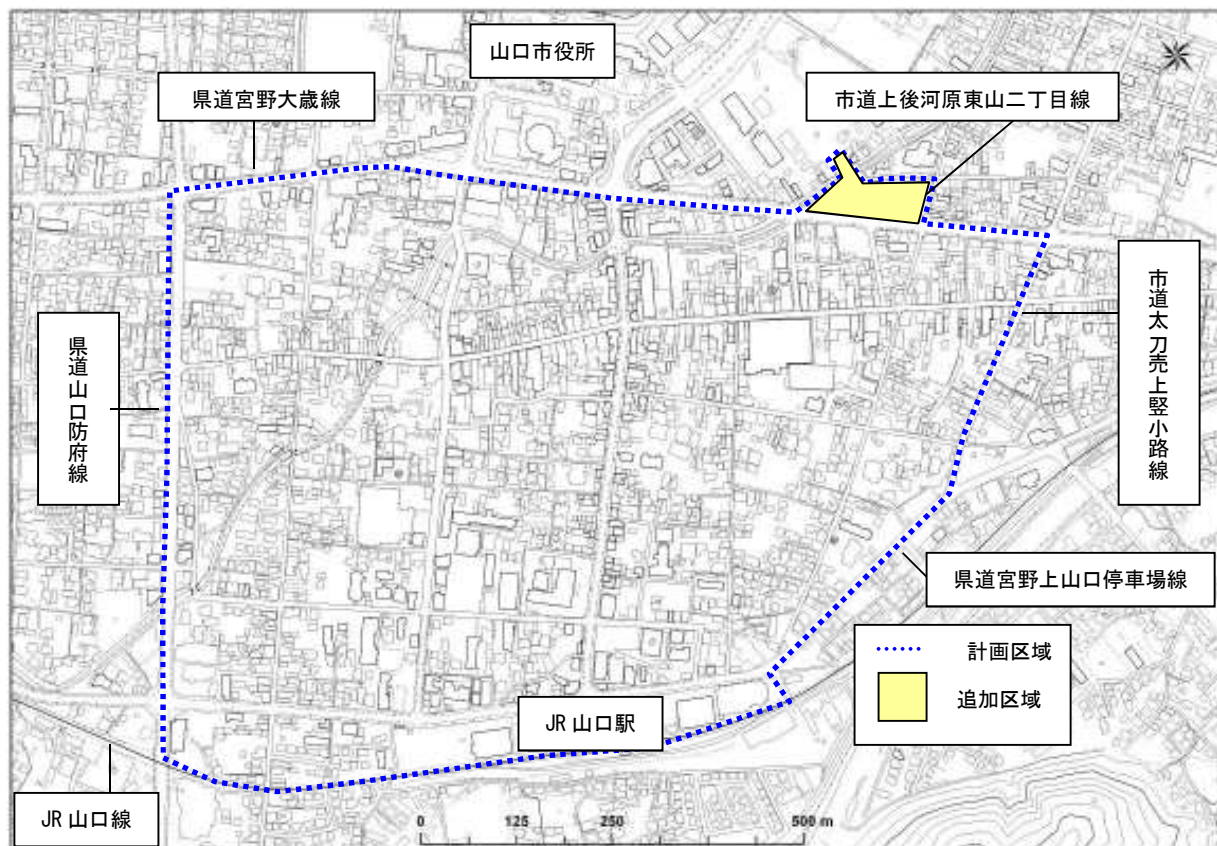
[2] 区域

区域設定の考え方

本区域については、「駅通り1丁目、駅通り2丁目、大市町、黄金町、米屋町、中央1丁目、中央3丁目、道場門前1丁目、道場門前2丁目、中市町、東山1丁目、本町1丁目、本町2丁目、惣太夫町並びに中河原及び鰐石町のうちJR山口線北側の部分、東山2丁目のうち県道宮野上山口停車場線西側の部分、銭湯小路のうち市道上後河原東山二丁目線の西側の部分」とします。

本区域については、商業地域を中心に、相当数の小売商業、各種事業所が集積している地域であるものの、最近の土地利用状況、商業活動の状況からみて、適切な措置を講じなければ衰退が進み、都市活動の確保及び経済活力の維持に支障を生じる恐れがあること、当区域において都市機能の増進、及び経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、本市及び周辺地域の発展に有効と認められることから、第1期計画区域を基に、周辺地域との結節点として位置付けられる公設川端市場跡地周辺地域を加え、集中的、効果的な取り組みが可能な約76haの面積の区域とします。

区域図（約76ha）



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

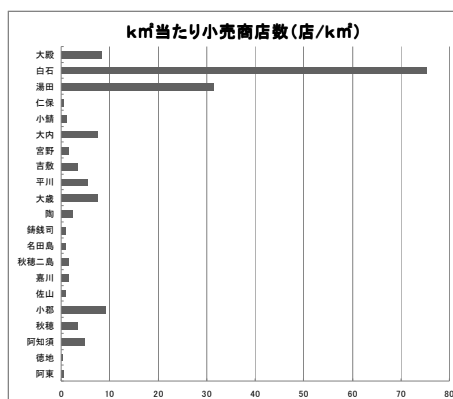
第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

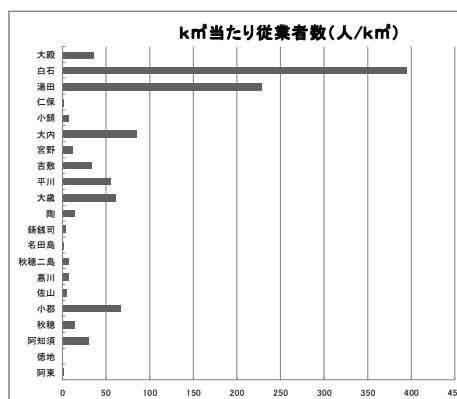
中心市街地の面積は、市域に対して約0.07%ですが、次のとおり市内で最も高い集積となっています。

① 小売業の集積

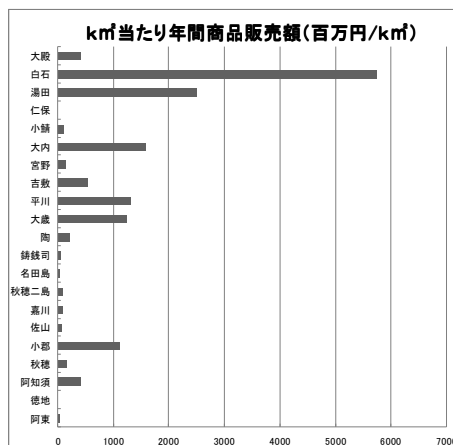
本市の小売業の集積を地域別に比較すると、中心市街地を含む白石地区は、商店数、従業者数、年間商品販売額、売り場面積のいずれにおいて最も集積しています。



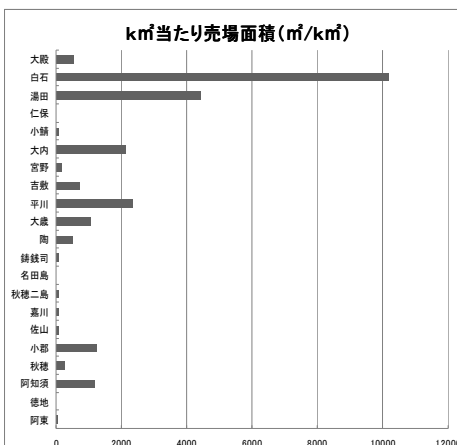
資料：平成19年商業統計調査



資料：平成19年商業統計調査



資料：平成19年商業統計調査



資料：平成19年商業統計調査

小売業の状況

小売業では、店舗のうち約 13%、従業者数のうち約 15%、年間商品販売額のうち約 13%が中心市街地に集積しています。

小売業の状況

(単位：店、人、%)

区分	中心市街地	山口市	対市シェア
店舗数	374	2,073	18.0
従業者数	2,005	13,668	14.7
年間商品販売額	27,521	217,254	12.7

資料：平成 19 年商業統計調査

※中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

②各種事業所の集積

各種事業所では、事業所数のうち約 8%、従業者数のうち約 5%が集積しています。業種別では、金融・保険業については事業所数の約 14%が集積しています。また、卸売業・小売業については、事業所数の約 11%が集積しています。

各事業所の状況

(単位：所、人、%)

区分	中心市街地	山口市	対市シェア
事業所数	674	8,915	7.6
従業者数	4,263	86,607	4.9
事業所数 (金融・保険業)	27	199	13.6
従業者数 (金融・保険業)	411	2,319	17.7
事業所数 (卸売・小売業)	274	2,491	11.0
従業者数 (卸売・小売業)	1,527	20,213	7.6

資料：平成 24 年経済センサス

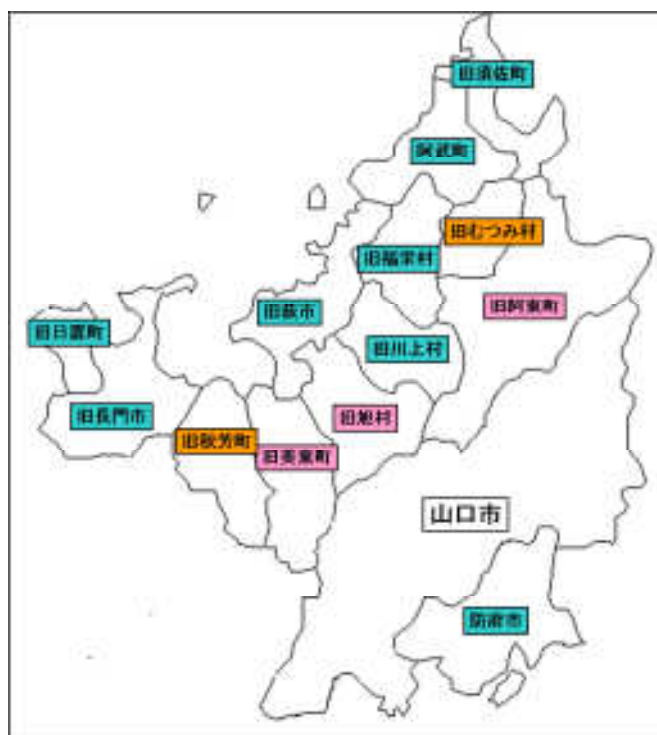
③都市機能の集積

第2期計画区域は、JR山口駅と市役所・県庁を結ぶ軸線上にあり、中心商店街アーケードと百貨店等の商業施設を含め、銀行・放送局等の事務所、裁判所等の行政機関、病院などの医療施設、高等学校、保育園、子育て支援施設及び高齢者デイサービス施設等の教育・福祉施設等の都市機能が集中しています。

さらに周辺においても、国の出先機関、県庁、県警本部、市役所といった行政機関、幼稚園、小・中・高等学校、県立美術館、県立博物館、県立図書館、山口情報芸術センターなどの教育文化施設、病院などの医療施設、社会福祉施設など多数の都市福利施設が立地しています。

④商圈について

平成19年の山口県買物動向調査によると、旧山口市(阿東町除く)商勢力圏は、第1次商圈が、旧美東町、旧阿東町、旧旭村になっており、第2次商圈が、旧むつみ村、旧秋芳町となっています。影響圏が旧萩市、旧福栄村、阿武町、旧川上村、旧日置町、防府市、旧須佐町、旧長門市で13市町村であり県内広範囲に及んでいます。



資料:平成19年山口県買物動向調査

第1次商圈30%以上

第2次商圈10%以上30%未満

影響圏 5%以上10%未満

⑤昼夜間人口について

平成22年は、夜間人口に比べ昼間人口が2,000人以上上回っています。

また、流出人口に比べ流入人口が上回っており、その流入先としては、近隣の防府市と宇部市で60%以上を占めています。

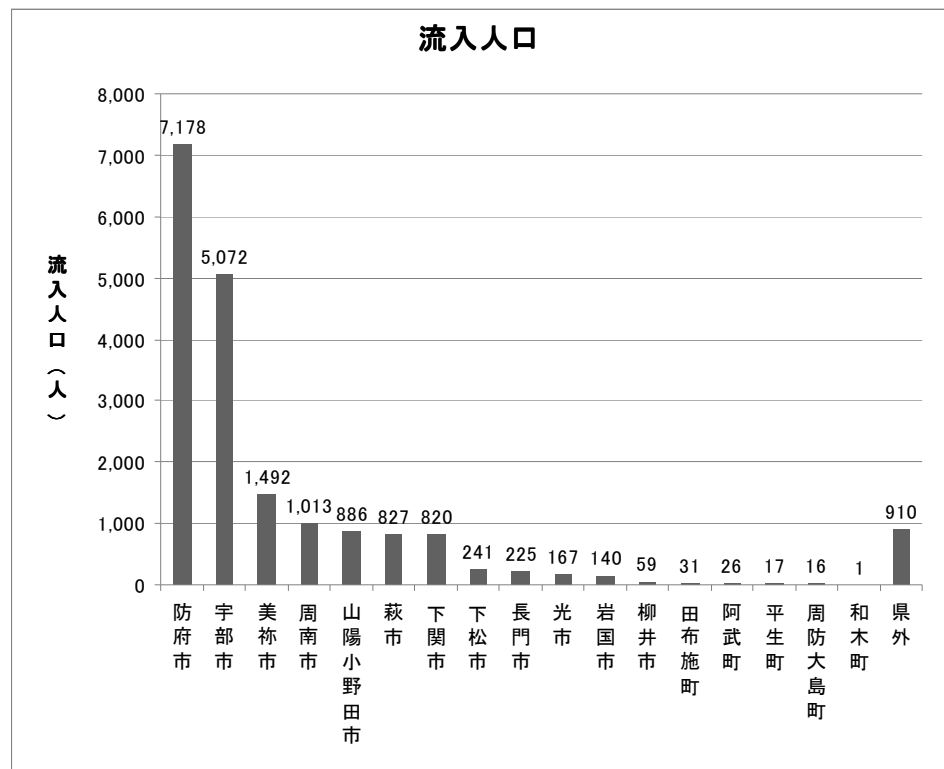
昼夜間人口における流出・流入人口の推移

(単位：人、%)

区分	夜間人口	昼間人口	流出人口	流入人口	昼夜間人口比率
平成12年	140,445	142,430	15,914	17,899	101.4
平成17年	199,284	201,629	18,945	21,290	101.2
平成22年	196,628	198,863	17,905	19,242	101.1

資料：国勢調査

※平成12年は旧山口市のみの人口



資料：平成22年国勢調査

以上のように山口市中心市街地には、相当数の小売業、事業所、都市福利施設が集積しています。

また、本市では、中心市街地を中心に商圈が形成されていますが、その影響圏が13市町村（平成19年当時）と県内広範囲に及んでいること、また流入人口も多く、都市としての高い求心力を持っていることから、中心市街地は、本市及び山口県において中心的な役割を果たしている地域ということが出来ます。

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

①低未利用地

中心市街地内には、「空家」「空き地」が増えています。空家は約60か所、1.6ha、空地は約100か所、2.8ha存在します。これは、平成13年～平成22年の10年間で大幅に増加しています。

また、街区を形成する主要な区画道路が4m未満であることや個々の宅地にアクセスする道路がない無接道宅地が広がっている（無接道宅地の面積で約4ha、およそ300棟）こと等により、建物の適切な更新の困難な宅地が数多くみられます。

②事業所数・従業者数

事業所数は、市全体、中心市街地ともに減少しています。中心市街地は平成13年と比べ約28%減少しています。

従業員数も、事業所と同様に市全域、中心市街地ともに減少しています。

事業所数の推移

(単位：所、%)

区分	平成13年	平成18年	平成21年	平成24年
a 中心市街地	941	813	723	674
b 山口市	10,038	9,886	9,535	8,915
a/b×100	9.4	8.2	7.6	7.6

資料：事業所・企業統計。平成21年、平成24年は経済センサス(国、地方公共団体の事業所数は含まない)

従業者数の推移

(単位：人、%)

区分	平成13年	平成18年	平成21年	平成24年
a 中心市街地	5,480	5,085	4,576	4,263
b 山口市	90,645	91,025	90,900	86,607
a/b×100	6.0	5.6	5.0	4.9

資料：事業所・企業統計。平成21年、平成24年は経済センサス(国、地方公共団体の従業者数は含まない)

③小売業商店数・小売業従業者数・小売業年間商品販売額

小売業商店数は、山口市全体、中心市街地ともに減少しています。中心市街地では、平成9年から平成19年にかけて92店(19.7%)減少しています。

小売業従業者数は、平成9年から平成19年にかけて山口市全体では798人増加していますが、中心市街地では315人(13.6%)減少しています。

小売業年間商品販売額は、中心市街地では、平成9年から平成19年にかけて、19,215百万円(41.1%)と大きく減少しています。

小売業商店数

(単位：店、%)

区分	平成 9 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年
a 中心市街地	466	425	414	374
b 山口市	2,387	2,255	2,236	2,073
a/b × 100	19.5	18.8	18.5	18.0

資料：商業統計調査

※中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

小売業従業者数

(単位：人、%)

区分	平成 9 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年
a 中心市街地	2,320	2,143	2,088	2,005
b 山口市	12,870	13,815	14,033	13,668
a/b × 100	18.0	15.5	14.9	14.7

資料：商業統計調査

※中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

小売業年間商品販売額

(単位：百万円、%)

区分	平成 9 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年
a 中心市街地	46,736	33,040	29,300	27,521
b 山口市	241,484	224,990	230,804	217,254
a/b × 100	19.4	14.7	12.7	12.7

資料：商業統計調査

※中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

小売業年間商品販売額の内、「織物・衣服・身の回り品小売業」と「飲食料品小売業」の合計額

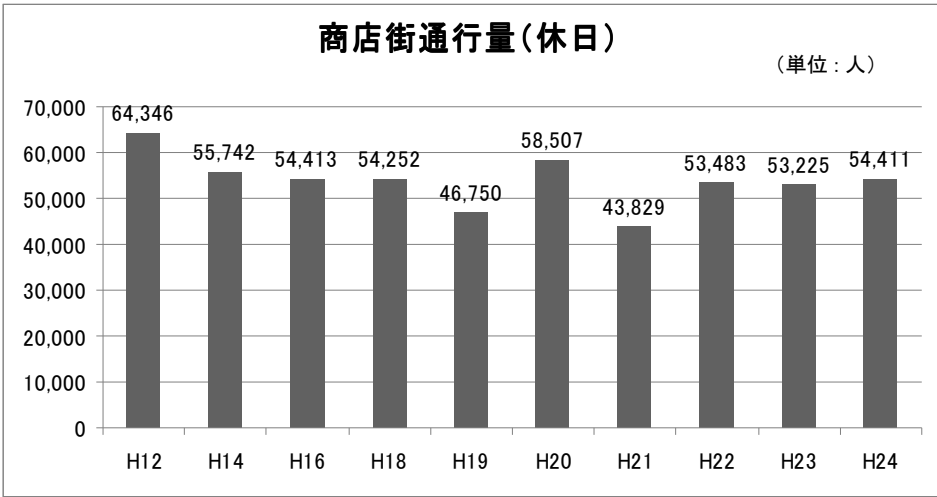
(単位：百万円)

平成 10 年	平成 13 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 20 年
13,198	11,357	10,731	9,932	9,794
平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	
9,681	9,698	9,974	9,953	

資料：平成 10 年から平成 18 年までの数値は商業統計調査による実績値。平成 20 年以降の数値は山口市中心市街地活性化推進室の調査による。

④中心商店街の通行量（休日）の推移

第 1 期計画に基づき東西の核施設である、西のどうもんパーク、東のマルシェ中市については整備され、一定の効果が発現している状況です。



資料: 山口市商店街通行量調査(山口商工会議所)

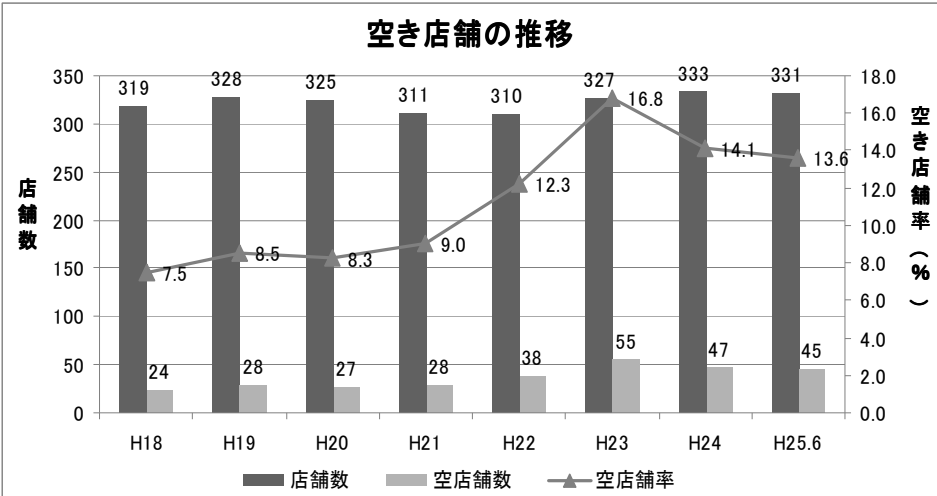
⑤ 空き店舗数

空き店舗対策により、近年空き店舗率は改善していますが、平成18年からは増加しています。

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
a 店舗数	319	328	325	311
b 空き店舗数	24	28	27	28
空き店舗率 (a/b × 100)	7.5	8.5	8.3	9.0
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年6月
a 店舗数	310	327	333	331
b 空き店舗数	38	55	47	45
空き店舗率 (a/b × 100)	12.3	16.8	14.1	13.6

資料: 山口市商工振興課

※店舗数及び空き店舗は利用可能な店舗のみ計上し、利用不可の空き店舗は含んでいない



	以上のとおり、中心市街地内の事業所数、小売業商店数、小売業従業者数、小売業年間販売額は、市域全体に対して大きなシェアを占めているものの、その実数は減少を続けています。一方で空き店舗数は、増加しています。 こうした状況から、現在の中心市街地は、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地となっています。
--	--

第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	(1) 山口市総合計画（平成20年度～平成29年度）（再掲） 「ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち山口」をめざすまちの姿とし、「協働によるまちづくり」と「広域県央中核都市の創造」を政策の柱に、市民と行政が協働してまちづくりを実践するための仕組みづくりや都市としての活力、求心力を強化するための都市核づくりなど、総合計画の体系に沿ったまちづくりを進めています。 (2) 山口市総合計画後期まちづくり計画（平成25年度～平成29年度）（再掲） 人口減少社会への突入、グローバル化の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢や本市が抱える構造的な課題に対応するため、まちづくりの課題と取組みの方向性をより明確化し、市民、企業、市民活動団体等と共有化を図るため、後期まちづくり計画を策定しました。 同計画において引き続き、重点戦略として小郡都市核及び中心市街地を含む山口都市核を中心とした「広域県央中核都市づくり」に取り組むこととし、次のとおり重点戦略や方向性を定めています。 ■重点戦略 広域県央中核都市づくり ～広域的な視点に立った都市づくり～ 山口、小郡の両都市核の機能を、ひとつの総合的な都市力として強化を図っていき、本市においては、人口60万から70万人規模の広域経済・交流圏の中で、広域的かつ高次の経済活動、市民生活等において求心力を発揮し、圏域の発展に貢献できる「広域県央中核都市」を創造していきます。 <table border="1" data-bbox="491 1301 1406 2056"> <thead> <tr> <th>取組みの方向性</th><th>実施主体等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 高次都市機能の強化、経済産業基盤</td><td></td></tr> <tr> <td>①小郡都市核</td><td></td></tr> <tr> <td>・新山口駅ターミナルパーク整備 表口駅前広場、橋上駅舎、南北自由通路等の整備</td><td>市、民間</td></tr> <tr> <td>・新山口駅北地区重点エリア整備 産業交流拠点の核施設整備や機能導入、新たな市街化に向けた面整備</td><td>市、県、民間</td></tr> <tr> <td>・都心居住の推進（借上型市営住宅：80戸）</td><td>市、民間</td></tr> <tr> <td>・県道山口宇部線へのアクセス道路の整備（県要望）</td><td>県</td></tr> <tr> <td>②山口都市核</td><td></td></tr> <tr> <td>・中心市街地の活性化 民間主導の再開発、居住環境整備等への支援 空き店舗対策の推進</td><td>市、民間</td></tr> <tr> <td>・広域観光の拠点、湯田温泉の魅力創造 湯田温泉拠点施設等の整備 温泉情緒を醸し出す基盤の整備（拠点施設周辺ほか） モバイル端末に対応する情報環境の整備（公共空間、宿泊施設）</td><td>市、民間</td></tr> </tbody> </table>	取組みの方向性	実施主体等	I 高次都市機能の強化、経済産業基盤		①小郡都市核		・新山口駅ターミナルパーク整備 表口駅前広場、橋上駅舎、南北自由通路等の整備	市、民間	・新山口駅北地区重点エリア整備 産業交流拠点の核施設整備や機能導入、新たな市街化に向けた面整備	市、県、民間	・都心居住の推進（借上型市営住宅：80戸）	市、民間	・県道山口宇部線へのアクセス道路の整備（県要望）	県	②山口都市核		・ 中心市街地の活性化 民間主導の再開発、居住環境整備等への支援 空き店舗対策の推進	市、民間	・広域観光の拠点、湯田温泉の魅力創造 湯田温泉拠点施設等の整備 温泉情緒を醸し出す基盤の整備（拠点施設周辺ほか） モバイル端末に対応する情報環境の整備（公共空間、宿泊施設）	市、民間
取組みの方向性	実施主体等																				
I 高次都市機能の強化、経済産業基盤																					
①小郡都市核																					
・新山口駅ターミナルパーク整備 表口駅前広場、橋上駅舎、南北自由通路等の整備	市、民間																				
・新山口駅北地区重点エリア整備 産業交流拠点の核施設整備や機能導入、新たな市街化に向けた面整備	市、県、民間																				
・都心居住の推進（借上型市営住宅：80戸）	市、民間																				
・県道山口宇部線へのアクセス道路の整備（県要望）	県																				
②山口都市核																					
・ 中心市街地の活性化 民間主導の再開発、居住環境整備等への支援 空き店舗対策の推進	市、民間																				
・広域観光の拠点、湯田温泉の魅力創造 湯田温泉拠点施設等の整備 温泉情緒を醸し出す基盤の整備（拠点施設周辺ほか） モバイル端末に対応する情報環境の整備（公共空間、宿泊施設）	市、民間																				

	<table border="1" data-bbox="488 152 1398 461"> <tr> <td data-bbox="488 152 1211 461"> 「食」「健康」をテーマにしたソフト事業の展開 (農山漁村エリアとの連携、現代版湯治など) ・大内文化の歴史ルート(街路整備)、町並み、景観整備 地区計画等を踏まえた街路整備、景観形成、居住環境の整備等の支援 十朋亭(杉私塾)の整備、活用 創造的歴史公園の整備 </td><td data-bbox="1211 152 1398 461">市、民間</td></tr> </table> (3) 山口市都市計画マスタープラン(平成24年3月策定)(再掲) 将来都市構造を「重層的集約型環境共生都市」とし、現在の土地利用や都市機能等の配置などに配慮しながら都市づくりを進めています。 中心市街地を含む白石地域については、地域別構想の中で、次のように定めています。 地域づくりの目標 ●高次都市機能が集積した活力ある山口都市拠点の形成 ・JR山口駅を中心に公共交通結節機能を強化し、広域的な求心力を高め、多くの人が集まり、にぎわいと活力のある中心市街地の形成を図ります。また、高次都市機能の集積・誘導を図り、文化的交流などの都市活動が営まれる都市拠点の形成を図ります。 ●地域づくりの方針 ・既存ストックの活用と更なる高次都市機能の集積・誘導を図り、都市基盤施設の優先的整備を推進し、広域的に求心力や拠点性の高い市街地の整備を図り、都市活力を牽引する原動力として中心的な役割を担う拠点の形成を図ります。 ・アーケード街を中心に小売業の集積する中心商店街については、高次都市機能の維持・集積を図るとともに、中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗対策や街なか居住の推進、個性的な店舗や老朽化した施設の更新などに伴う市街地の再整備により、にぎわいのある中心市街地の形成を図ります。 (4) 山口・小郡都市核づくりマスタープラン(平成20年8月策定)(再掲) 「広域県央中核都市」の創造のため、その核となる山口・小郡都市核の広域的な求心力・拠点性の向上を通じたにぎわいの創出に向け、現状や課題、基本的な整備計画等を明らかにするものです。山口都市核内における中心市街地については、次のような取り組みにより、にぎわいを創出し、拠点性の向上を図っていくこととしています。 ・亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンの一体性の促進 ・中心商店街の魅力向上 ・街なか居住の促進 ・交通アクセスと回遊性の向上	「食」「健康」をテーマにしたソフト事業の展開 (農山漁村エリアとの連携、現代版湯治など) ・大内文化の歴史ルート(街路整備)、町並み、景観整備 地区計画等を踏まえた街路整備、景観形成、居住環境の整備等の支援 十朋亭(杉私塾)の整備、活用 創造的歴史公園の整備	市、民間
「食」「健康」をテーマにしたソフト事業の展開 (農山漁村エリアとの連携、現代版湯治など) ・大内文化の歴史ルート(街路整備)、町並み、景観整備 地区計画等を踏まえた街路整備、景観形成、居住環境の整備等の支援 十朋亭(杉私塾)の整備、活用 創造的歴史公園の整備	市、民間		

3. 中心市街地活性化の目標

[1] 山口市中心市街地活性化の目標

第1期計画の効果・検証において、一定の効果の発現は認められるものの、今後の中心市街地活性化に向けた課題も再整理しており、第2期計画における目標についても、その課題解決のために以下のとおり見直しました。今後はこの目標の達成に向け、達成状況を把握するため数値目標を設定し、中心市街地の活性化を進めることとします。

■山口市中心市街地活性化の目標

【基本方針1】 様々な交流機会の創出によるにぎわいのある中心市街地の形成

多様な世代が活躍できる市民交流の場を創出し、まちに訪れる機会を増やします。また交通アクセスや路上空間の環境改善をすることで、回遊性を高め、訪れた方の滞在時間を延ばし、中心市街地に訪れた方の満足度の向上を図ります。

＜目標1＞ まちに人を増やし、楽しんでもらう

【基本方針2】 地域資源を活用した経済活動による活力のある中心市街地の形成

長い歴史の中で築いてきた地域の既存ストックを活用し、まちの活力を高めます。商業機能だけでなく、人やモノ、文化などを生かし、中心市街地の魅力を再生します。

＜目標2＞ まちの新陳代謝を図り、活力を高める

【基本方針3】 個々のライフスタイルに合った安全で快適に暮らせる中心市街地の形成

コンパクトで持続可能なまちを実現するため、まちの定住人口の増加を図ります。まちなかで暮らしたくなるような魅力を高め、安全で安心して暮らせる住環境の整備を行います。

＜目標3＞ まちの定住人口を増やす

[2] 計画期間の考え方

第2期計画の計画期間は、平成26年4月から目標達成のための事業が完了し、事業実施の効果が発現すると考えられる平成31年3月までの5年間とします。

〔３〕目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の目標達成状況を的確に把握できるよう、目標それぞれに対して、以下のように指標を設定します。

（１）「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」の目標指標の考え方

「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」に関しては、第１期計画から中心市街地のにぎわいを測るための指標として設定していた商店街通行量（休日）を目標指標とします。

これまで山口商工会議所が継続的に調査を実施してきており、定期的にフォローアップが可能であり、市民にも理解しやすい指標として**商店街等通行量（休日）**を設定します。

第１期計画では中心商店街の１０地点を調査地点として定点観測を実施していましたが、第２期計画では大内文化特定地域の一部を区域として追加することから、当該地との回遊を測定するため１地点を追加して（※）、１１地点での調査とします。

※調査地点は商店街以外の地点としているため「商店街等通行量」としている。

また、中心市街地内において「楽しんでもらう」ことを目標とし、区域内においての回遊性を高めていくこととしています。これまで定期的に来街者に対するアンケート調査を実施し、滞在時間を把握してきており、今後も定期的なフォローアップが可能であることから**滞在時間（１時間３０分以上）の割合**を参考指標として設定します。

（２）「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」の目標指標の考え方

「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」に関しては、第１期計画において商業機能の活性化指標として小売業年間商品販売額を設定しており、毎年定期的に商店街へのアンケート調査による推計を行い、フォローアップを実施していました。

第２期計画においては、増加した空き店舗の更新等の課題があることから、新たに魅力的な店舗の出店を促進し、まち全体の魅力を向上させていく必要があります。その指標として**中心商店街の空き店舗数**を設定します。

（３）「まちの定住人口を増やす」の目標指標の考え方

「まちの定住人口を増やす」に関しては、第１期計画においても暮らしやすいまちの形成とまちなか居住の促進から、居住人口を指標として設定していました。

第２期計画においてもまちの定住人口を促進する必要がありますが、計画に位置付けた各種事業の直接的な効果を図る観点から区域内の転入・転出の差を定量的にとることとし、指標としては、**居住人口の社会増減（５年間の総数）**を設定します。

[4] 具体的な数値目標の考え方

(1) 商店街等通行量（休日）

1) 中心商店街等の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）

商店街通行量（休日）は中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）を指標とします。第1期計画では主要調査地点の10地点の総数を目標値として、56,000人／日まで伸ばす目標としており、東西の核事業により一定の効果が発現していますが、目標値までの達成に至っていません。

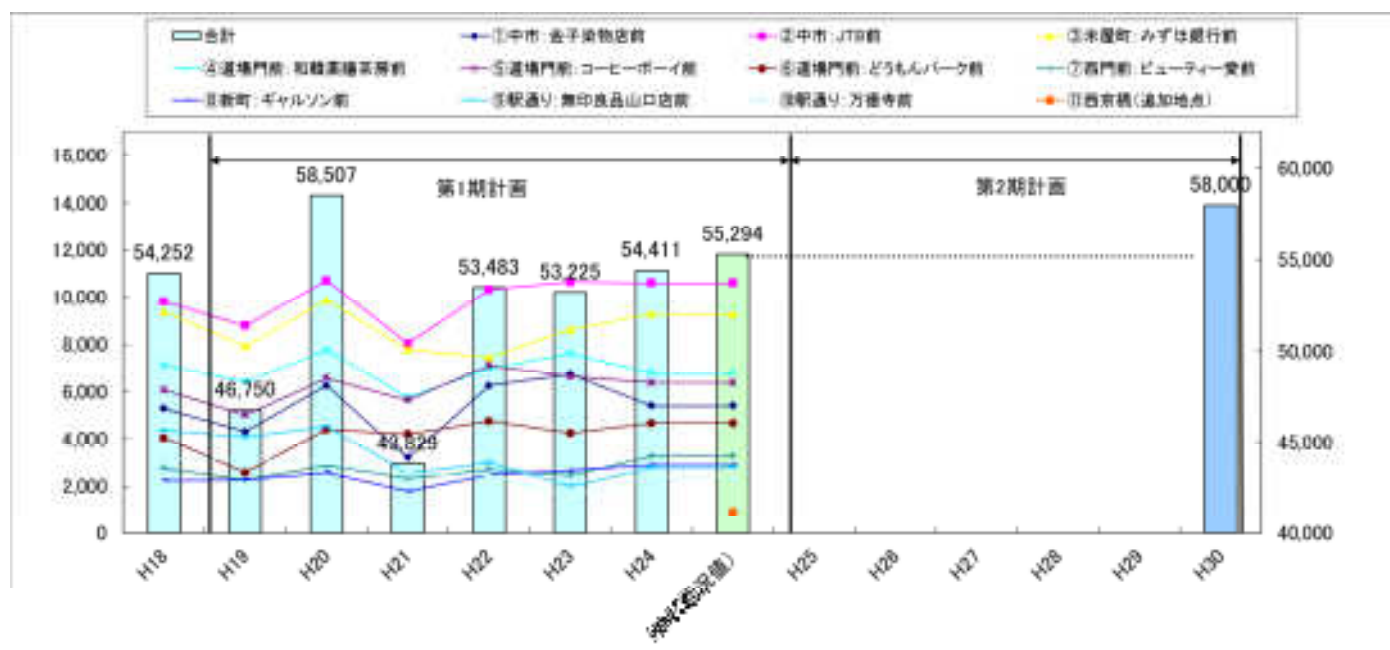
第2期計画では計画区域を新たに追加することから、主要調査地点10地点に加えて当該地付近の調査地点を1地点追加し、11地点の総数を目標値58,000人／日とし、現況値の約2,700人増とします。

第1期計画の投資を第2期計画において効率的に活かしていく必要があり、継続的に取り組むことでこれまで不十分であった効果が発現すると考えており、第1期計画の主要調査地点10地点は引き続き第1期計画で目標としていた56,000人／日まで伸ばしていくこととし、新たに追加する1地点は、現況値である883人／日を倍の1,766人／日まで増加させることとし、11地点の総数を第2期計画の目標値とします。

中心商店街等の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）（単位：人／日）

現況値 平成24年度	目標値 平成30年度
55,294	58,000

図3-1 中心商店街等の主要地点の歩行者・自転車通行量の推移と目標(休日)（単位：人／日）



資料：山口市商店街通行量調査(山口商工会議所)

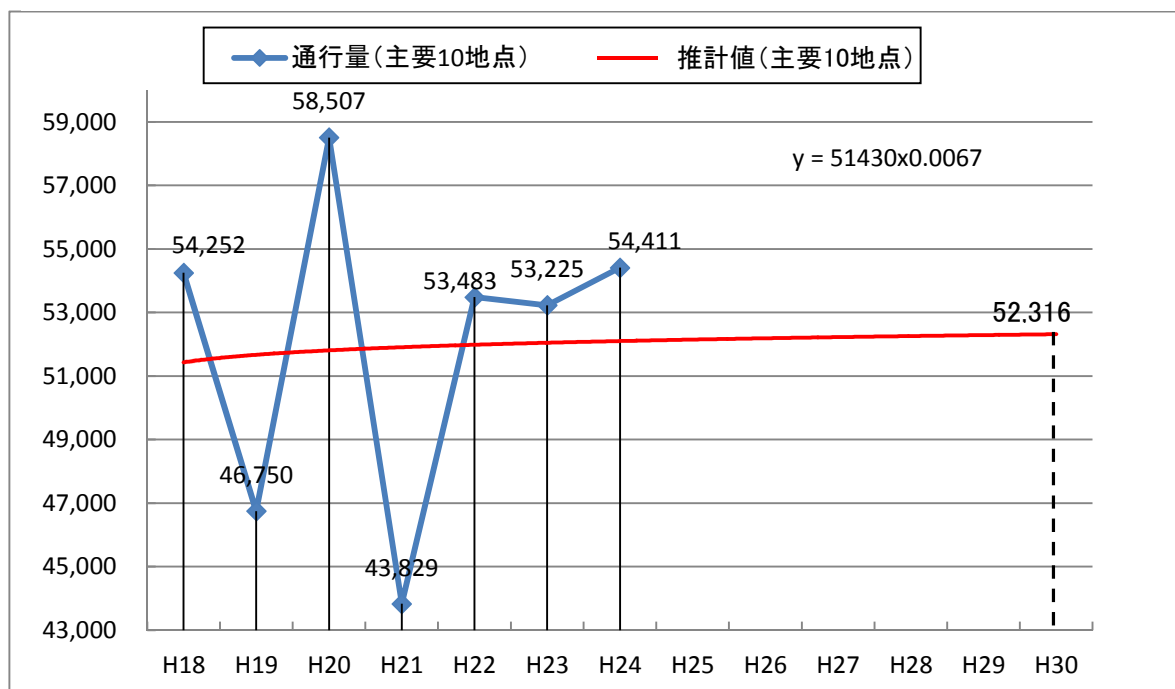
■主要調査地点（１０地点）の推移と推計

第１期計画において調査してきた、中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）の１０地点の総数について、第１期計画策定時の平成１８年の５４，２５２人から平成２４年の６年間で５４，４１１人とほぼ横這いの状況です。

今後の通行量を予測すると平成３０年度は５２，３１６人となり、現況値５４，４１１人（平成２４年）に比べ、２，０９５人（３.９％）減少となることが想定されます。

図３－２ 主要調査地点（１０地点）の推移と推計

（単位：人／日）



○中心商店街の主要調査地点の通行量推計（１０地点）

表３－１ 近似式による推計値

（単位：人／日）

実績値				⇒	推計値
平成１８年	平成２０年	平成２２年	平成２４年		平成３０年
５４，２５２	５８，５０７	５３，４８３	５４，４１１		５２，３１６

近似式： $y = 51,430 X^{0.0067}$

2) 数値目標設定の考え方

中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）は、各種取組みによる歩行者・自転車通行量の増加を事業実施箇所への交通手段別（歩行者・自転車及び自動車）に最も近い調査地点及び中心市街地内の駐車場からの移動を考慮して推計しています。

また、第2期計画においても、中心市街地内外から街の魅力を求めてやってくる「来街者」の増加を目的としているため、遊びや買い物等に訪れる人の割合が平日と比較して多い休日の通行量を指標とします。

表3-2 中心商店街等の主要調査地点（11地点）の歩行者・自転車通行量（休日）

（単位：人／日）

年 度	実 績 値 平成18年度	現 況 値 平成24年度	目 標 値 平成30年度
商店街通行量（10地点）	54,252	54,411	56,000
			
主要調査地点（10地点）の推計（図3-2）			52,316
			
各種取組みによる増加			3,964
①再開発事業による効果			972
②空き店舗対策による効果			2,992
			
新規調査地点（西京橋）	—	883	1,766
			
商店街等通行量目標値			(58,046) ≒58,000

①再開発事業における効果

- ・整備する施設の規模に応じた利用者予測（※1）をもとに、来客者の交通手段（※2）を歩行者・自転車又は自動車の2種類に分類
- ・歩行者・自転車による来客者は、来客（中心商店街内での移動）方法に関するデータがないため、事業実施箇所以最も近い中心商店街アーケード内の1調査地点のみを通過することとして直接計上
- ・自動車利用者による来客者は、現在中心商店街周辺の時間貸し駐車場で買物毎に共通駐車サービス券を発行するサービスを行っており、各商店街で発行された共通駐車サービス券がどの駐車場で利用されているかを把握しているため、その利用割合（※3）をもとに、事業実施箇所への移動方法を推定し、アーケード内の各調査地点に与える影響を予測し計上

※3 再開発事業の通行量増加に採用するのは、5%以上の利用割合（表3-5参照）がある駐車場のみとする。

This map shows the central area of Maebashi City, including the station area and surrounding districts. It highlights traffic volume survey points (red squares with numbers 1-11) and planned road projects (blue squares with letters a-j). The map also shows the locations of the Maebashi Station, the Maebashi City Hall, and the Maebashi City Office. The legend indicates that blue squares represent planned projects for the first and second periods, and red squares represent traffic volume survey points.

- 加盟駐車場 (Blue square)
- 通行量調査地点 (Red square)
- 第1期計画主要事業 (Green square)
- 第2期計画主要事業 (Orange square)

Key locations and areas labeled on the map include:

- 中市町1番地区 (Chūshi-chō 1-ban-ku)
- 和泉の駅前 (Izumi no Ekimae)
- マルシェ中市 (Marché Chūshi)
- 中市 (Chūshi)
- 米屋町 (Yayoi-chō)
- 米塚町東地区 (Yayoi-chō Higashi-ku)
- 駅前通り (Ekimae-dōri)
- 道場門前 (Dōjō-monmae)
- 荒高、本町 (Aragatake, Honchō)
- どうもんパーク (Dōmōn Park)

表 3-3 通行量調査地点一覧

商店街名		調査地点名		商店街名		調査地点名	
①	中市	金子染物店前		⑥	道場門前	どうもんパーク前	
②	〃	JTB前		⑦	本町	ビューティー愛前	
③	米屋町	みずほ銀行前		⑧	新町	ギャルソン前	
④	道場門前	和韓薬膳茶房前		⑨	駅通り	無印良品山口店前	
⑤	〃	コーヒーボーイ前		⑩	〃	万徳寺前	
				⑪	—	西京橋	

表 3-4 共通駐車サービス券システム事業加盟駐車場一覧 (単位：台)

名称		収容台数	名称		収容台数
a	大市駐車場	75	f	西京橋パーキング	42
b	マルシェ中市駐車場	16	g	どうもん駐車場	156
c	中市第2駐車場	55	h	道場門前大駐車場	860
d	中市井筒屋駐車場	400	i	山口中央パーキング	110
e	米屋町駐車場	37	j	西門前パーキング	25

資料：「山口街中」ホームページサイトから

表 3-5 駐車券発行元別利用駐車場一覧表 (単位：%)

区分	発行商店街等							
	大市	中市	米屋町	道場門前	本町	新町	駅通り	その他
a 大市駐車場	65.80	1.64	1.41	0.58	0.60	1.64	1.00	1.65
b マルシェ中市駐車場	0.48	0.26	0.37	0.09	0.10	0.17	0.15	0.19
c 中市第2駐車場	9.69	10.16	9.21	3.01	3.30	7.06	3.28	30.71
d 中市井筒屋駐車場	13.85	68.58	35.40	10.72	8.83	32.83	27.10	29.16
e 米屋町駐車場	3.05	3.85	30.30	4.64	2.22	27.90	38.54	4.91
f 西京橋パーキング	1.47	6.60	6.01	1.52	1.36	4.87	1.66	25.72
g どうもん駐車場	3.35	4.93	10.37	26.10	10.67	17.63	22.86	4.06
h 道場門前大駐車場								
i 山口中央パーキング	1.87	2.62	4.65	47.73	43.82	6.48	4.83	2.94
j 西門前パーキング	0.26	0.26	0.35	0.58	27.32	0.40	0.25	0.30
防長交通（バス運賃）	0.18	1.11	1.93	5.02	1.79	1.02	0.33	0.34
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：(株) 街づくり山口

【事業効果】

◆中市町1番地区優良建築物等整備事業（商業店舗のみ）

共同住宅にあわせて490㎡（※1）の商業店舗を併設する事業であることからその商業店舗の規模から1日あたりの利用者を算出

$$\text{商業施設規模（490 ㎡）} \times \text{休日 1 日あたりの利用者数（0.425 人／㎡）} \\ = \underline{208 \text{（人／日）}} \quad \cdots \text{ 当該施設の 1 日あたりの利用者数}$$

（徒歩・自転車等による来街増加分）

$$208 \text{（人／日）} \times 0.2 \text{（徒歩・自転車等で来街される方の割合）} \times 1 \text{（調査地点②）} \times 2 \text{（往復分）} = \underline{83 \text{人／日}}$$

（自動車による来街増加分）

- ・ $208 \text{（人／日）} \times 0.8 \text{（自動車で来街される方の割合）} \times 0.1016 \text{（c 駐車場利用割合）} \times 2 \text{（調査地点①②）} \times 2 \text{（往復分）} = \underline{68 \text{人／日}}$
- ・ $208 \text{（人／日）} \times 0.8 \text{（自動車で来街される方の割合）} \times 0.6858 \text{（d 駐車場利用割合）} \times 1 \text{（調査地点②）} \times 2 \text{（往復分）} = \underline{228 \text{人／日}}$
- ・ $208 \text{人（人／日）} \times 0.8 \text{（自動車で来街される方の割合）} \times 0.0660 \text{（f 駐車場利用割合）} \times 1 \text{（調査地点②）} \times 2 \text{（往復分）} = \underline{22 \text{人／日}}$

上記から自動車による来街増加分は318人／日となり、徒歩・自転車等による来街増加分83人／日を足した、中市町1番地区優良建築物等整備事業の通行量の効果は $\underline{401 \text{人／日}}$ となる。

◆米屋町東地区優良建築物等整備事業

共同住宅にあわせて725㎡（※1）のテナントを併設する事業であることからそのテナントの施設規模から1日あたりの利用者を算出

$$\text{テナント規模（725 ㎡）} \times \text{休日 1 日あたりの利用者数（0.425 人／㎡）} \\ = \underline{308 \text{（人／日）}} \quad \cdots \text{ 当該施設の 1 日あたりの利用者数}$$

（徒歩・自転車等による来街増加分）

$$308 \text{（人／日）} \times 0.2 \text{（徒歩・自転車等で来街される方の割合）} \times 1 \text{（調査地点②）} \times 2 \text{（往復分）} = \underline{123 \text{人／日}}$$

（自動車による来街増加分）

- ・ $308 \text{（人／日）} \times 0.8 \text{（自動車で来街される方の割合）} \times 0.0921 \text{（c 駐車場利用割合）} \times 2 \text{（調査地点①②）} \times 2 \text{（往復分）} = \underline{91 \text{人／日}}$
- ・ $308 \text{（人／日）} \times 0.8 \times \text{（自動車で来街される方の割合）} \times 0.3540 \text{（d 駐車場利用割合）} \times 1 \text{（調査地点②）} \times 2 \text{（往復分）} = \underline{174 \text{人／日}}$

- ・ $308 \text{ (人/日)} \times 0.8 \text{ (自動車由来割合)} \times 0.0601 \text{ (f 駐車場利用割合)} \times 1 \text{ (調査地点②)} \times 2 \text{ (往復分)} = 30 \text{ 人/日}$
- ・ $308 \text{ (人/日)} \times 0.8 \text{ (自動車由来割合)} \times 0.1037 \text{ (g・h 駐車場利用割合)} \times 3 \text{ (調査地点③④⑤)} \times 2 \text{ (往復分)} = 153 \text{ 人/日}$

(※米屋町駐車場については調査地点を通過しないものとして算定に入れない。)

※1 第2期計画策定時の施設規模であり変更となる可能性あり

上記から自動車による来街増加分は448人/日となり、徒歩・自転車等による来街増加分123人/日を足した、米屋町東地区優良建築物等整備事業の通行量の効果は **571人/日** となる。

以上から、2つの再開発事業による通行量の効果は **972人/日の増加** となる。

②空き店舗対策における効果

【算定方法】

- ・ 空き店舗対策については、過去の実績から平成26年度から平成30年度までの出店目標を設定し、通行量を予測
- ・ 1出店店舗に対する来客数は、既存の空き店舗状況から1店舗あたりの標準面積(※1)を算出し、その面積に対して来客者予測(※2)を行う
- ・ 来客者の交通手段については、店舗閉店のマイナス効果も考慮して自動車による来客者(全体の8割※3)のみ採用することとし、出店については場所が特定できないため相関関係が一番強い駐車場の利用割合により算出し、調査地点を1地点通過(往復)するものとして計上(※4)

※1 把握している既存空き店舗の面積から1店舗あたりの面積を算出：約100㎡/店舗

※2 施設規模に応じた来客数は商店街のアンケート調査により算出。(各個店の休日における1日あたりの利用者数と施設面積を回答いただき平準化した結果、休日1日あたりの利用者数/㎡=0.425人/㎡)

※3 来客者の交通手段は、中心市街地に関する市民アンケート調査(平成24年度)によると、中心商店街利用者のうち約8割が自動車、約2割が徒歩又は自転車等で来街

※4 出店場所によれば複数個所の調査地点を通過する可能性があるが、出店場所を特定することができないため、駐車場の場所と調査地点箇所との関係は考慮せず機械的に算出

【事業効果】

空き店舗対策による通行量の効果の算定については、既存の空き店舗の状況から新規出店される店舗面積を平準化し、その面積に対して休日1日あたりの施設利用者数を乗じたものを1店舗出店あたりの利用者数とし算定します。

既存空き店舗の標準面積	100㎡
休日1日あたりの利用者数	0.425人/㎡

$$1 \text{ 店舗出店あたりの利用者数} = 100 \text{ ㎡} \times 0.425 \text{ 人/㎡} \div \boxed{43 \text{ 人/日}}$$

また、今後の空き店舗に対する各商店街の出店目標は以下のとおりとなっており、平成26年度から5年間の出店数は全体で100店舗の出店を目指します。

表3-6 各商店街の出店目標

出店見込 商店街	出店見込み 平成26年度～平成30年度（5年間）
大市商店街	3店舗
中市商店街	13店舗
米屋町商店街	20店舗
道場門前商店街	16店舗
本町商店街	6店舗
新町商店街	16店舗
駅通り商店街	26店舗
合 計	100店舗

以上から、各商店街の通行量増加の算定は以下の通りとなります。

（大市商店街）

$43（人／日） \times 0.8（自動車で来街される方の割合） \times 0.6580（a 駐車場利用割合） \times 1（調査地点1箇所） \times 2（往復分） \times 3店舗 = 136人／日$

（中市商店街）

$43（人／日） \times 0.8（自動車で来街される方の割合） \times 0.6858（d 駐車場利用割合） \times 1（調査地点1箇所） \times 2（往復分） \times 13店舗 = 613人／日$

（米屋町商店街）

$43（人／日） \times 0.8（自動車で来街される方の割合） \times 0.3540（d 駐車場利用割合） \times 1（調査地点1箇所） \times 2（往復分） \times 20店舗 = 487人／日$

（道場門前商店街）

$43（人／日） \times 0.8（自動車で来街される方の割合） \times 0.4773（i 駐車場利用割合） \times 1（調査地点1箇所） \times 2（往復分） \times 16店舗 = 525人／日$

（本町商店街）

$43（人／日） \times 0.8（自動車で来街される方の割合） \times 0.4382（i 駐車場利用割合） \times 1（調査地点1箇所） \times 2（往復分） \times 6店舗 = 181人／日$

（新町商店街）

$43（人／日） \times 0.8（自動車で来街される方の割合） \times 0.3283（d 駐車場利用割合） \times 1（調査地点1箇所） \times 2（往復分） \times 16店舗 = 361人／日$

（駅通り商店街）

$43（人／日） \times 0.8（自動車で来街される方の割合） \times 0.3854（e 駐車場利用割合） \times 1（調査地点1箇所） \times 2（往復分） \times 26店舗 = 689人／日$

7商店街の空き店舗対策による通行量効果の合計は2,992人／日の増加になります。

③新規調査地点の事業効果

第１期計画においては調査地点とはしていませんでしたが、第２期計画において区域を追加することから、その区域付近の回遊性を把握する必要から新規調査地点（西京橋）を追加しています（図３－３ 調査地点⑪）。

新規調査地点について、平成２４年度の調査では８８３人の通行量がありましたが、それ以前の調査は行っておらず過去の推移は把握できていないことから、他の１０地点のような傾向値を考慮することは困難です。

事業効果としては、第１期計画期間から実施してきた一の坂川周辺地区整備事業により下流域の区域が供用開始され、また第２期計画においては、新たに計画区域として追加する、上流域の公設川端市場跡地の整備により上流域からの連続性が整備されることとなり、相互間の回遊性の向上が期待され、当該調査地点における通行量は現状値８８３人／日の倍の「１，７７６人／日」を目指します。

新規調査地点における歩行者・自転車通行量（休日）（単位：人／日）

現状値 平成２４年度	目標値 平成３０年度
８８３	１，７７６

４）その他効果を促進する事業等

目標達成については、目標値の根拠として設定した「再開発事業」と「空き店舗対策」とあわせて、にぎわいを創出するための「各種イベント事業」や中心市街地内の魅力情報をリアルタイムで発信する「山口街中」ホームページサイトの運営や中心市街地の取組み等を発信する「情報提供事業」により中心市街地の通行量増加を補完する必要があります。

また、「再開発事業」において共同住宅を整備することから居住人口が増加し、通行量増加にも資すると考えています。

５）フォローアップの考え方

毎年１回、山口商工会議所が行っている通行量調査により効果を検証するとともに、状況に応じて必要な措置を講じます。なお、天候やイベント開催等の変動要因、事業の完成による一時的な増加などの変動要因に注意し、年複数回の調査を行うこととします。

(2) 滞在時間の割合（１時間３０分以上）の指標の考え方 参考指標

第２計画において、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」という目標を掲げており、単に来街者を増加させるのみではなく、まちなかで買物や食事、様々なサービスを楽しむ、各種イベント等にも参加いただくことで、回遊性を高め、時間消費型の中心市街地の形成を図っていくこととしています。

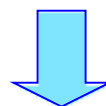
これまで滞在時間については、山口商工会議所が隔年で来街者に対するアンケート調査を実施し、継続的に滞在時間ごとの割合を集計しており、これまでの推移の比較が容易で市民にも分かりやすい指標です。また、中心市街地における滞在時間は来街者の満足度の物差しになることから、今後も山口商工会議所においてアンケート調査を継続することで、定期的なフォローアップ（※）も可能であるため「滞在時間の割合（１時間３０分以上）」を参考指標として設定します。

なお、滞在時間の割合の目標値については、第２期計画の最終年度である平成３０年度には、滞在された方の２人に１人の５０．０％まで回復させることを目指します。

表３－７ 来街者における滞在時間（１時間３０分以上）の割合

	１時間３０分以上滞在された方の割合
平成１８年度	４９．４％
平成２０年度	４７．０％
平成２２年度	４５．１％
平成２４年度	４３．６％

※山口商工会議所来街者アンケート調査



数値目標

平成３０年度	５０．０％
--------	-------

※山口商工会議所のアンケート調査が偶数年度に実施している隔年調査であるため、当該指標の状況については平成２６年度、２８年度、３０年度に他の指標と合わせたフォローアップを実施

(3) 中心商店街の空き店舗数

1) 中心商店街の空き店舗数

本市の中心商店街の利用可能な空き店舗の状況は、第1期計画策定前の平成18年度から平成23年度にかけて増加しており、近年は改善の方向で推移していますが、平成18年度と比較をすると、依然として高い水準にあります。

中心商店街において、第1期計画で整備した東西の核施設や南に位置するJR山口駅から北側に立地した市や県の公共施設及び公設川端市場跡地までをアプローチ軸と捉え、この軸の新陳代謝を図り活力を高めていくことで、これまでの投資が活かされ、更なる回遊行動に繋がるものと考えています。

また、空き店舗は中心市街地を活性化していく上での阻害要因であり、現在利用可能な空き店舗を早急に開けていく必要があることから、利用可能空き店舗の解消を図ることを目標とし、平成25年6月調査時点の空き店舗数45店舗を目標年次である平成30年度には30店舗まで解消することを本計画の目標値とします。

現況値 (平成25年6月)	目標値 (平成30年度)
45店舗	30店舗 (33.3%解消)

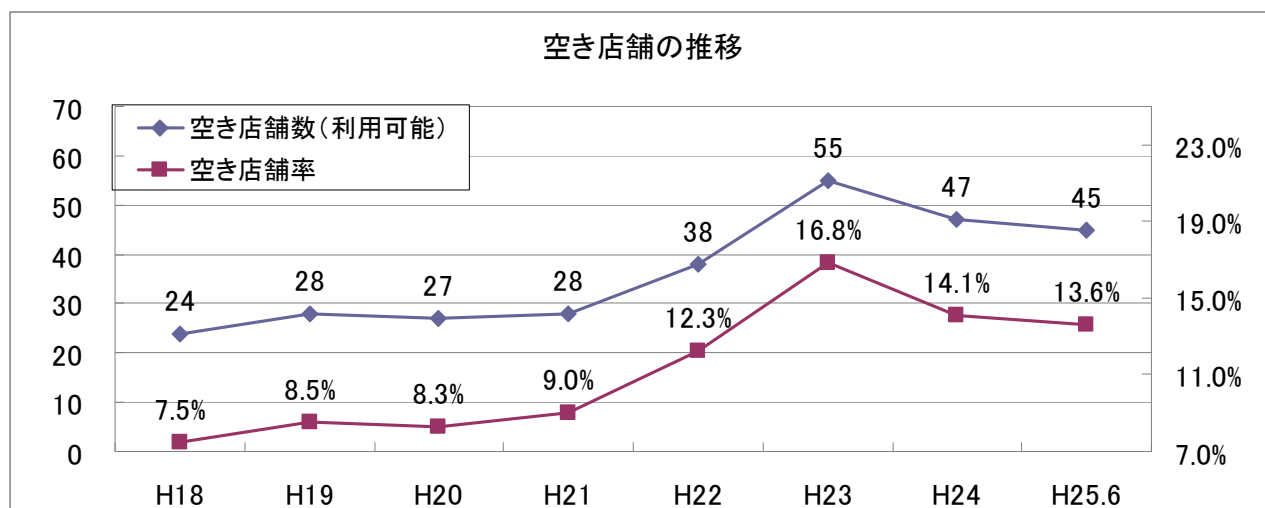
表3-8 中心商店街の空き店舗数（平成25年6月時点）

（単位：店舗）

商店街	店舗数	営業 店舗数	空き店舗数		
				利用可能	利用不可
大市商店街	23	18	5	3	2
中市商店街	49	39	10	6	4
米屋町商店街	48	43	5	4	1
道場門前商店街	81	61	20	14	6
本町商店街	23	20	3	0	3
新町商店街	29	24	5	4	1
駅通り商店街	98	81	17	14	3
合 計	351	286	65	45	20

資料：山口市空き店舗調べ（平成25年6月時点）

図 3-4 空き店舗（利用可能）の推移



※空き店舗率＝空き店舗数（利用可能）／店舗数（利用不可除く）

資料：山口市調べ

2) 数値目標設定の考え方

上記のとおり近年は空き店舗率が2桁で推移してきており、1桁で推移していた直近年度である平成21年度の9.0%の水準まで改善させていくことを目標とします。

仮に本計画の最終年度平成30年度の店舗数が現状から変わらないと想定し、現状の空き店舗率13.6%から9.0%まで改善させていくとすると、平成30年度時点の利用可能な空き店舗数は30店舗となります。

平成30年度 店舗数（仮定）	×	目標とする空き店舗率 （平成21年度空き店舗率）	⇒	平成30年度 空き店舗数（利用可能）
331 店舗		9.0%		30 店舗

現状の空き店舗数（利用可能）45店舗から30店舗まで15店舗解消することとなります。

平成25年6月時点 空き店舗数（利用可能）	—	平成30年度 空き店舗数（利用可能）	⇒	利用可能空き店舗 解消数（目標）
45 店舗		30 店舗		15 店舗解消

3) 目標達成の考え方と必要な事業

①あきないのまち支援事業

これまでも空き店舗に出店する方への支援を実施してきており、第2期計画においても継続的に支援をしていくことで空き店舗の解消に繋がります。

過去5年間の中で市支援の活用実績は29件で年平均は5.8件になります。直近の平成24年度には制度の拡充をしたことにより、平均を大幅に上回る件数があったことから、今後も引き続き制度の活用PRや商工会議所や商店街と連携をとりながら運用

していくことで、毎年１０件程度の出店を創出します。

事業効果：毎年１０店舗空き店舗を解消

表３－９ 市支援を活用した出店数の推移

(単位：店舗)

出店数内訳 (市支援活用)	年 度 内 訳					合 計
	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	
	2	5	1	7	14	

②まちなかサポートセンター事業と民間独自の出店

まちなかサポートセンターは、空き店舗情報の発信や出店希望者の一元的な相談窓口を担い、空き店舗に対する出店を積極的に促します。にぎわいのまち支援事業の活用の有無を問わず民間独自の出店もサポートすることで空き店舗の解消に寄与します。

第１期計画期間中にも民間独自の出店は５７件あり、年平均は約１０件になります。これまで安定した推移を示しており、今後もまちなかサポートセンターによる出店支援を継続することで毎年１０件程度の民間独自の出店を創出します。

事業効果：毎年１０店舗空き店舗を解消

表３－１０ 民間独自の出店数の推移

(単位：店舗)

出店数内訳 (民間独自)	年 度 内 訳						合 計
	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	
	9	9	11	6	9	13	

上記①②の事業効果から、合計で毎年２０店舗の空き店舗解消に繋がります。

ただし、第１期計画期間中に毎年１７店舗の閉店があったことから、第２期計画期間中も毎年１７店舗の閉店があるという想定をすると、毎年３店舗の空き店舗解消に繋がることになります。また、第２期計画が５年間であることから計画期間中に１５店舗の空き店舗解消となります。

①②の毎年の事業効果		毎年の閉店店舗数		毎年の空き店舗解消数
20 店舗	—	17 店舗	➡	3 店舗

毎年の空き店舗解消数		第２期計画期間		計画期間中の 空き店舗解消数
3 店舗	×	5 年	➡	15 店舗

現状の空き店舗数		計画期間中の 空き店舗解消数		平成 30 年度 空き店舗数
45 店舗	—	15 店舗	➡	30 店舗

以上のことから数値目標の達成は可能と考えます。

4) フォローアップの考え方

毎年3月末現在の空き店舗数の状況を把握することで達成状況を確認し、状況に応じて必要な措置を講じます。

(4) 居住人口の社会増減（５年間の総数）

１）中心市街地の社会増減

第１期計画では、居住人口を指標として設定していましたが、第２期計画では計画に位置付けた事業の効果を直接的に捉えるため、平成２６年度から平成３０年度までの中心市街地内の転入・転出の差である社会増減を設定します。

第１期計画においてまちなか居住を促進した結果、過去５年間（平成２０年度から平成２４年度）の現況値では１６８人増となっていますが、第２期計画では更に増加を目指し、現況値の約１．５倍の２５０人増を目指します。

中心市街地の社会増減

	現況値 平成２０年度～平成２４年度	目標値 平成２６年度～平成３０年度
総 数	１６８人増	２５０人増

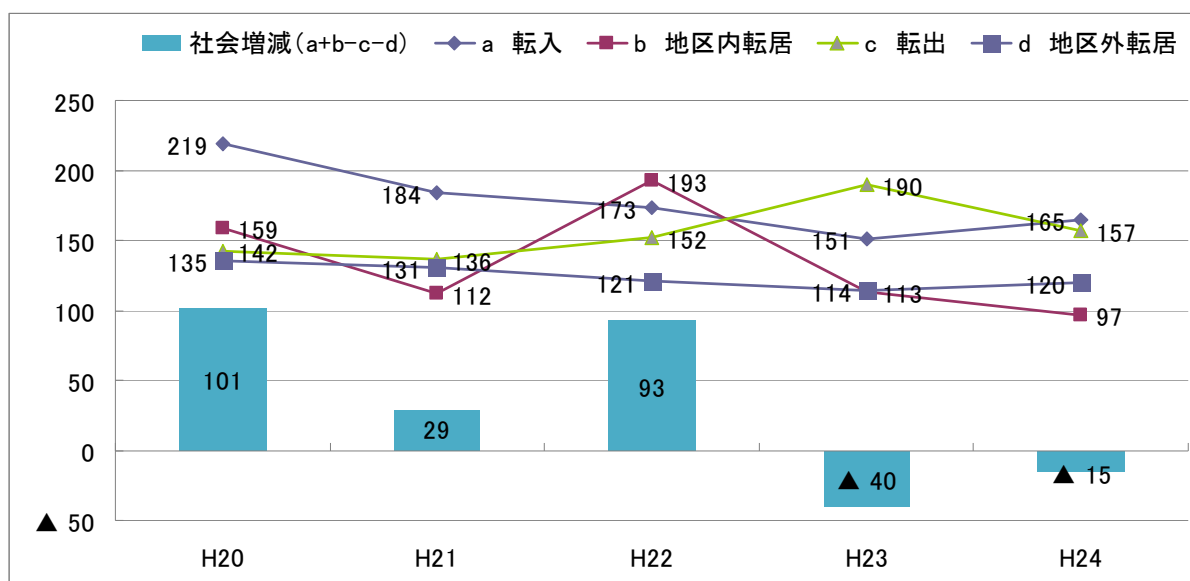
２）数値目標設定の考え方

近年の中心市街地における社会増減は、第１期計画の中で実施した３棟の借上型市営住宅の整備や街なか居住支援事業の効果により平成２３年度までは増加傾向でしたが、以降の直近２年間は減少傾向にあります。

目標設定にあたっては、定期的なフォローアップが可能である住民基本台帳により年度内（４月１日～３月３１日）の社会増減を把握し、これを元に今後５年間の予測を行います。

図３－５ 中心市街地の社会増減推移

（単位：人）



資料：住民基本台帳

転入：他市町村から中心市街地に異動
 地区内転居：市内他の地区から中心市街地へ異動
 転出：中心市街地から他市町村へ異動
 地区外転居：中心市街地から市内他の地区へ異動

表 3－1 1 中心市街地の社会増減推移

(単位：人)

		H20	H21	H22	H23	H24
異 動	a 転入	219	184	173	151	165
	b 地区内への転居	159	112	193	113	97
	c 転出	142	136	152	190	157
	d 地区外への転居	135	131	121	114	120
社会増減 (a+b-c-d)		101	29	93	▲40	▲15

■今後の推移予測

過去5年間の推移の中で直近2年間については社会増減が減少傾向にあります。仮に今後、共同住宅等の整備やまちなか居住の促進策を講じなかった場合には、毎年度27.5人減少することが予想されます。

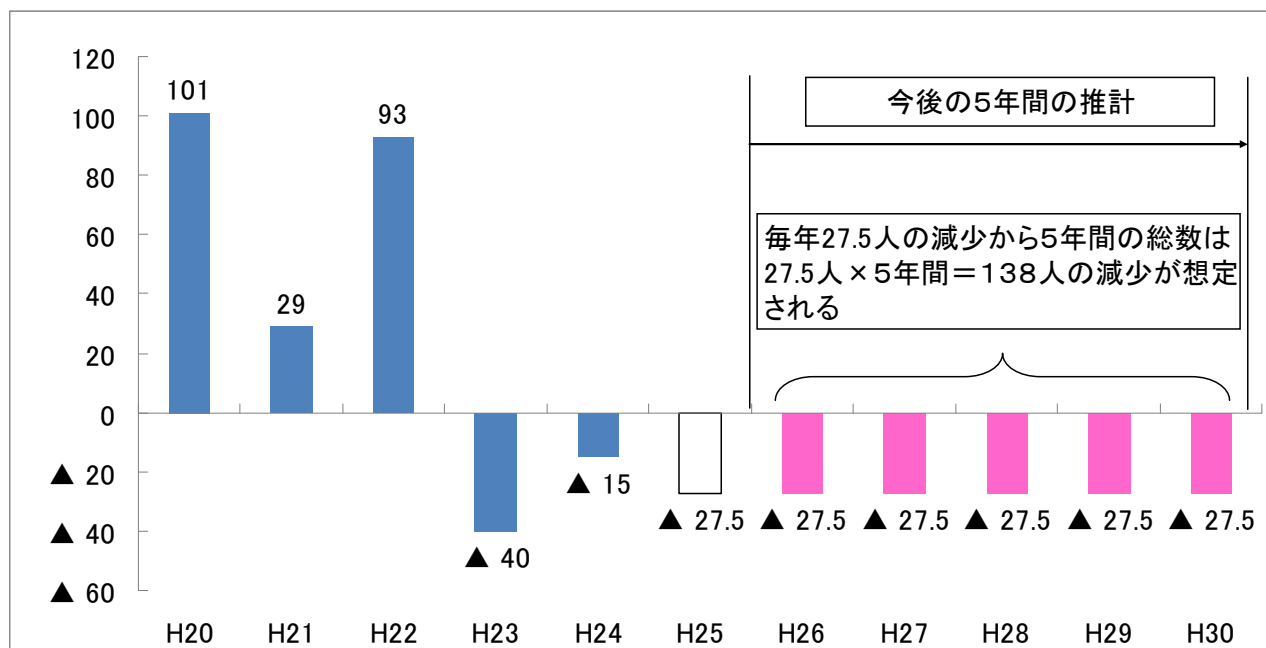
$$(\text{直近2年間の平均}) = (\text{▲40人} + \text{▲15人}) \div 2\text{年} = \text{▲27.5人}$$

また、今後5年間に於いて直近の減少傾向のまま進むとした場合には、社会増減の総数は138人減少することが想定されるため、第1期計画から取り組んできたまちなか居住策を継続的に進めていく必要があります。

$$\text{▲27.5人} \times 5\text{年間} = 138\text{人減少することが想定される。}$$

図 3－6 今後5年間の推計

(単位：人)



3) 目標達成に必要な事業

◆再開発事業による効果

2つの地区で実施する「優良建築物等整備事業」において、共同住宅の整備を行うことから、整備する戸数に応じた増加分を算出します。

・中市町1番地区優良建築物等整備事業

一般向けの共同住宅66戸(※1)を整備する計画で、平成25年3月の中心市街地一世帯あたりの平均人員により増加分を算出します。

$$66戸 \times 2.10(人/世帯) \div 139人$$

・米屋町東地区優良建築物等整備事業

高齢者向けの住宅(サービス付き住宅含む)100戸(※1)を整備する計画で、一世帯あたりの平均人員を1人とし増加分を算出します。

$$100戸 \times 1(人/世帯) = 100人$$

◆民間マンションの分譲による効果

山口駅前マンション建設事業において、共同住宅の整備を行うことから、整備する戸数に応じた増加分を算出します。

・オーヴィジョン山口駅前セントラルスクエア

一般向け共同住宅88戸(※1)を整備する計画で、平成25年3月の中心市街地一世帯あたりの平均人員により増加分を算出します。

$$88戸 \times 2.10(人/世帯) \div 185人$$

※1 第2期計画策定時の戸数であり変更となる可能性あり

上記から、再開発事業と民間マンションの供給による社会増減の効果として424人の増加を見込みます。

表3-12 事業における居住人口の増加予測

(単位:人)

区 分	平成26～30年度の社会増減
5年間の社会増減(予測)	▲138人
住宅整備事業等による増加分	424人
合 計	286人増加



目標: 250人増加 達成可能

以上の事業効果から５年間の社会増減の総数は２８６人増加とすることが見込まれ数値目標の達成は可能であると考えます。

４）フォローアップの考え方

毎年４月１日に、住民基本台帳により前年度（４月１日～３月３１日）の社会増減を抽出し、効果を検証するとともに、状況に応じて必要な措置を講じます。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

（1）現状分析

本市の中心市街地の北側には、市役所をはじめとし、パークロード沿いに合同庁舎や県立美術館、図書館等の公共機関が立地しています。

また、国宝瑠璃光寺五重塔をはじめとした大内氏の時代から育まれた多くの歴史資源や町屋等伝統的な木造建築物がたたずみ、歴史・文化等において波及効果が期待できる地域、「大内文化特定地域」があります。その中央には2級河川の一の坂川が貫流し、桜並木が美しく、夏にはホタルが飛翔する景観が保たれた場所として、多くの人に親しまれています。

一の坂川は中心市街地にも貫流しており、平成11年に地域住民による「山口中心市街地まちづくり推進協議会」が設立され、協議会の活動エリアに属している一の坂川については失われた河川の風情を取り戻し、河川を活かしたまちの再生に向け取り組んでこられ、行政においては第1期計画の中で電線類地中化や市道美装化などによる高質空間の形成や親水性のある河川整備を進めてきました。今後も、中心市街地内の交流の場である商店街と大内文化特定地域の相互の回遊を促進するために一の坂川等の自然資源を有効に活用していく必要があります。

また、中心商店街やその後背地の建物の多くは、木造で建築年次の古い密集した地区になっており、街区によっては道路幅員が狭いことから防災面の課題や建て替え等の制約になっています。加えて、基盤が未整備なことから空き家や、除却して駐車場としての活用が増えていく傾向にあり、地区内人口の減少、ひいては中心市街地の活性化のマイナス要因となっていることから適切な土地利用を図っていく必要があります。

（2）市街地の整備改善の必要性

中心市街地の来街者や居住人口を増加させていくためには、中心市街地が魅力的であり、良好な景観や憩える空間の形成も合わせて実施していく必要があります。

そのため、第1期計画期間中に実施してきた一の坂川周辺整備を河川上流の公設川端市場跡地周辺（大内文化特定地域の一部で本計画の追加区域）において実施することで、一の坂川等の自然景観の連続性を創出し、大内文化特定地域と中心市街地の結節地として相互の回遊行動に結び付けていきます。

また、密集市街地の課題については長期的な視野を持って、第2期計画期間中に現況を把握し、将来像をもって適切な事業計画を策定し、優先順位の高い箇所から事業化を促進します。

これらのことから、次の事業は、本計画の目標である「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」「まちの定住人口を増やす」3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地での市街地の整備改善のための事業として、基本計画に位置付けます。

〔３〕フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

〔２〕具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 一の坂川周辺地区整備事業 （地域生活基盤施設（（仮称）一の坂川交通交流広場）） ○内容 （仮称）一の坂川交通交流広場を整備する事業 ○実施時期 平成 26 年度	山口市	公設・川端市場跡地について芝生や植栽、駐輪場の設置を行います。 一の坂川等との連続性を併せ持った景観に配慮した広場整備により、周辺の文化施設等との回遊性の向上や市民が憩える空間の創出を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）「一の坂川周辺地区（２期）」 ○実施時期 平成 26 年度	
○事業名 一の坂川周辺地区整備事業 （高質空間形成施設整備事業） ○内容 （仮称）一の坂川交通交流広場等を整備す	山口市	公設川端市場跡地の周辺道路の美装化（カラー舗装）、植栽、ベンチ、照明施設の設置を行います。 大内文化特定地域からの来街者の流れを中心市街地へと誘導するとともに、河川沿いを楽しく歩けるような都市基盤の整備を進めます。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）「一の坂川周辺地区（２期）」 ○実施時期	

る事業 ○実施時期 平成 26 年度			平成 26 年 度	
○事業名 一の坂川周辺 地区整備事業 （地域創造支 援事業） ○内容 （仮称）一の坂 川交通交流広 場を整備する 事業 ○実施時期 平成 26 年度	山口市	公設・川端市場跡地の多目的広場整備と併せてバスベイ（停車帯）、観光バス待機場、待合所、トイレなどの整備を行います。 大内文化特定地域からの来街者の流れを中心市街地へと誘導するとともに、河川沿いを楽しんで歩けるような都市基盤の整備を進めます。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置 の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）「一の坂川周辺地区（2期）」 ○実施時期 平成 26 年 度	
○事業名 一の坂川周辺 地区整備事業 （地域生活基 盤施設（（仮称） ほたる広場）） ○内容 （仮称）ほたる 広場を整備す る事業 ○実施時期 平成 26 年度	山口市	一の坂川沿いと商店街を結ぶ新設道路の交差点部に広場（ポケットパーク）整備を行います。芝生やパーゴラ、ベンチ等の設置により、商店街を含めた回遊性を創出し、市民が憩える空間の創出を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置 の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）「一の坂川周辺地区（2期）」 ○実施時期 平成 26 年 度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 中市町1番地区優良建築物等整備事業 ○内容 共同住宅、商業施設、空地等を整備する事業 ○実施時期 平成25～27年度	一般社団法人 山口市 中市町1番地区 優建事業組合	中市地区において、商業施設、共同住宅等の整備を行います。 中心商店街の東に位置する当該地区において、来街者のニーズに適合した商業施設やまちの豊かさを享受できる利便性の高い住宅を供給することにより、中心商店街の魅力の向上やまちなか居住の促進を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） ○実施時期 平成25～27年度	
○事業名 米屋町東地区優良建築物等整備事業 ○内容 高齢者向け共同住宅、商業施設、空地等を整備する事業 ○実施時期 平成26～27年度	米屋町東地区 まちづくり協議会	米屋町東地区において、商業施設、デイサービス、高齢者向け賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行います。 中心商店街の東に位置する当該地区において、来街者のニーズに適合した商業施設や高齢社会に対応した施設や住宅を供給することにより、中心商店街の魅力の向上やまちなか居住の促進を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） ○実施時期 平成26～27年度	
○事業名 山口駅前地区住宅市街地総合整備事業 ○内容 現況調査、事業計画等の作成、老朽建築物の	山口市	密集市街地において、現況調査を行い状況把握した上で、事業計画の作成を行い、老朽建築物の除却・建替え等を進めていきます。 中心市街地は、空き家・空き地等が多く、有効な高度利用がされていない現状です。 また、狭あい道路や未接道の宅地が多く建物の適切な更新が困難です。こうした課題解決のため、事業計画に基	○支援措置の内容 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業） ○実施時期	

除却・建替え等 を行う事業 ○実施時期 平成 25 年度～		づき、商店街の空き店舗や後背地にある住宅地の空き家の除却・建替えを行い併せて広場整備等を促進することにより、居住環境の改善と防災性の向上を図ります。これらのことから、「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	平成 25 年度～	
--	--	---	-----------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 (仮称) 県道宮野大歳線交通安全事業 ○内容 県道宮野大歳線歩道の整備 ○実施時期 平成 26 年度～	山口県	(仮称) 一の坂川交流交通広場の整備にあわせ、県道宮野大歳線のバス停留所付近のバリアフリー化と、周辺エリアと一体となった修景整備を行い、シンボリックな公共空間の形成を図り、回遊効果を高めます。 これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 道路バリアフリー化事業 ○内容 既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの設置を行う事業	山口市	歩行者、自転車の安全で快適な通行をできる歩行空間を確保します。 高齢化社会を迎えるなかで、高齢者・障がい者等を含む誰もが安全に安心して通行できるよう、歩行空間のバリアフリー化を進め、居住環境の改善を図ります。これらのことから「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		

○実施時期 平成 26 年度～				
○事業名 道場門前大駐 車場整備事業 の検討 ○内容 駐車場の再整 備検討 ○実施時期 平成 25 年度～	山口道 場門前 商店街 振興組 合	道場門前商店街が所有している駐 車場について老朽化していることか ら、再整備に向けた検討を行い、事業 計画を作成します。 再整備の検討にあたっては公益機 能の設置や共同住宅の整備等もあわ せて行うことから、中心市街地の活性 化に必要な事業です。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地は商店街を含み、高等学校、地域交流センター等の教育文化施設、病院、診療所等の医療施設、子育て支援施設、市民活動支援施設、高齢者交流施設等の社会福祉施設、郵便局、金融機関、新聞社、テレビ局等の多数の施設が集積しています。

さらに周辺においても、国の出先機関、県庁、県警本部、市役所といった行政機関、幼稚園、小・中・高等学校、県立美術館、県立博物館、県立図書館などの教育文化施設、総合病院など、多数の都市福利施設が立地しています。

このように中心市街地及び周辺には、様々な都市福利施設が既に集積しており、これら既存のストックを活かしつつ、更に集積を促し、機能やサービスの充実を図っていくことで、居住者や来街者の利便性を向上させていく必要があります。

中心市街地の65歳以上の高齢者の割合（人口）の推移は、平成12年の国勢調査では27.0%（1,018人）、平成17年では26.6%（1,044人）、平成22年では26.7%（1,103人）と10年間で割合は減少しているものの、人口は増加傾向にあり、今後も老年人口の増加が続くものと予測されます。また、市民アンケート結果からは、人と触れ合う機会やコミュニティの場としての中心市街地の評価は低くなっていることから、誰にとっても活動の参加がしやすく、訪れやすく、暮らしやすいまちづくりを進めることが必要となっています。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

上記の情勢を踏まえ、第1期計画期間中も取り組んできたNPO法人等が実施している多様な世代に対する市民サービスの提供や高齢社会に沿った施設整備を講じることで、本計画の目標である「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」「まちの定住人口を増やす」の3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地での都市福利施設を整備する事業として、次の事業を基本計画に位置付けます。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 米屋町東地区優良建築物等整備事業（再掲） ○内容 高齢者向け共同住宅、商業施設、空地等を整備する事業 ○実施時期 平成 26～27 年度	米屋町東地区まちづくり協議会	米屋町東地区において、商業施設、デイサービス、高齢者向け賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行います。 中心商店街の東に位置する当該地区において、来街者のニーズに適合した商業施設や高齢社会に対応した施設や住宅を供給することにより、中心商店街の魅力の向上やまちなか居住の促進を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） ○実施時期 平成 26～27 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 子育て支援者のための支援拠点施設運営事業 ○内容 子育て支援者と子育て中の親子を支援する事業	NPO 法人あつと	子育て支援活動に関わる人材の発掘・育成や支援者のネットワーク化など、子育て支援者の支援拠点としての事業を行います。また、子育て中の親子が気軽に集える「つどいの広場」を併設しており、子育て中の家族とそれを取り巻く地域の人々の交流を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		

○実施時期 平成 15 年度～				
○事業名 ほっとさろん 中市「まちのえ き」事業 ○内容 高齢者、障がい 者福祉の増進 を図る事業 ○実施時期 平成 15 年度～	NPO 法 人山口 せわや きネッ トワー ク	空き店舗を活用し、電動カートや車椅子、ベビーカーなどの貸出しを行うタウンモビリティ事業、まちの保健室事業、地元大学生ボランティアによる高齢者・障がい者の買物サポートやまちの案内を行うことにより、高齢者、障がい者福祉の増進を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 市民活動支援 センター「さぽ らんて」事業 ○内容 市民活動の参 加促進と活動 を支援する事 業 ○実施時期 平成 13 年度～	NPO 法 人山口 せわや きネッ トワー ク	空き店舗を活用し、市民活動の参加へのきっかけづくりと活動支援を行います。市民と行政が協働して地域社会の発展を目指し、協働体制の構築を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 「オアシスど うもん」交流サ ロン事業 ○内容 地域交流やシ ニア運動健康 サロンを運営 する事業 ○実施時期	株式会 社どう もんフ ィット ネス	空き店舗を活用し、無料休憩所、ケータリングサービス、ギャラリー機能などを備えた地域交流サロンやシニア向け運動健康サロンの運営、子ども預かりサービス等を行うことにより、コミュニティ機能の拡充や利便性の向上を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		

平成 24 年度～				
-----------	--	--	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の促進および居住環境向上の必要性

(1) 現状分析

本市中心市街地の居住人口は、近年、第 1 期計画期間中の取り組みによる効果や民間マンション等の立地により増加してきたものの、今後積極的な街なか居住推進策や共同住宅等の供給がなかった場合には、昨今の社会情勢から人口減少に転じるものと考えられます。

また、まちなか居住者アンケート結果からは、買い物の利便性やお店の人とのコミュニケーションについて、市民アンケートに比べ評価が高く、医療・福祉施設や学校、幼稚園等の教育機関、文化施設、公共施設への行きやすさについての評価が高くなっていることから、居住者にとって中心市街地は利便性の高いまちという評価をされていることが窺われます。一方で、密集市街地においての車利用の不便さや、火災や震災等の防災面での不安もあり、今後のまちづくりの課題となっています。

(2) 街なか居住の促進および居住環境向上の必要性

上記のとおり、中心市街地は商店街などの商業機能に加え、公共交通ネットワークや都市機能・インフラなど、人々が住んだり、商売をしたり、働いたりする機能が備わっており、「歩いて暮らせるまちづくり」の最適地であり、同時に居住者の経済活動を活発化することで、それらの機能が支えられていくものと考えられ、共同住宅の整備等により街なか居住を推進する必要があります。

また、密集市街地の課題については長期的な視野を持って、第 2 期計画期間中に現況を把握し、将来像をもって適切な事業計画を策定し、優先順位の高い箇所から事業化を促進します。

これらのことから、本計画の目標である「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」「まちの定住人口を増やす」の 3 つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、街なか居住推進および居住環境改善のための事業として、次の事業を基本計画に位置付けます。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 中市町1番地区優良建築物等整備事業(再掲) ○内容 共同住宅、商業施設、空地等を整備する事業 ○実施時期 平成25～27年度	一般社団法人 山口市 中市町1番地区優建事業組合	中市地区において、商業施設、共同住宅等の整備を行います。 中心商店街の東に位置する当該地区において、来街者のニーズに適合した商業施設やまちの豊かさを享受できる利便性の高い住宅を供給することにより、中心商店街の魅力の向上やまちなか居住の促進を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) ○実施時期 平成25～27年度	
○事業名 米屋町東地区優良建築物等整備事業(再掲) ○内容 高齢者向け共同住宅、商業施設、空地等を整備する事業 ○実施時期 平成26～27年度	米屋町東地区まちづくり協議会	米屋町東地区において、商業施設、サービス、高齢者向け賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行います。 中心商店街の東に位置する当該地区において、来街者のニーズに適合した商業施設や高齢社会に対応した施設や住宅を供給することにより、中心商店街の魅力の向上やまちなか居住の促進を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) ○実施時期 平成26～27年度	
○事業名 山口駅前地区住宅市街地総合整備事業(再掲) ○内容	山口市	密集市街地において、現況調査を行い状況を把握した上で、事業計画の作成、老朽建築物の除却・建替え等を行います。 中心市街地は、空き家・空き地等が多く、有効な高度利用がされていない現状です。 また、狭あい道路や未接道の宅地が多	○支援措置の内容 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	

現況調査、事業計画等の作成、老朽建築物の除却・建替え等を行う事業 ○実施時期 平成 25 年度～		く建物の適切な更新が困難です。こうした課題解決のため、商店街の空き店舗や後背地にある住宅地の空き家の除却・建替えを行い併せて広場整備等を促進することにより、居住環境の改善と防災性の向上を図ります。これらのことから、「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○実施時期 平成 25 年度～	
○事業名 中心市街地活性化整備事業 ○事業内容 中心商店街のカラー舗装等補助事業 ○実施時期 平成 21 年度～	山口市	中心商店街内のカラー舗装等の修景整備を行います。安心安全な路上空間の確保することにより、商店街の魅力向上やにぎわいの創出を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業と一体の効果促進事業） ○実施時期 平成 25 年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 オーヴィジョン山口駅前セントラルスクエア(分譲マンション) ○内容 敷地面積：	株式会社エストラスト	都市機能が集約され、利便性の高い山口駅前において、共同住宅の供給を行います。 このことから、「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		

3, 525. 12 m ² 戸数 : 88 戸 ○実施時期 平成 25～27 年 度				
○事業名 高齢者街なか 居住支援事業 ○内容 街なかでの居 住を希望する 高齢者へ物件 の情報提供な どの支援を図 る事業 ○実施時期 平成 18 年度～	NPO 法 人山口 まちづ くりセ ンター	物件の情報提供により、高齢者の街な か居住を促進します。中心市街地の利便 性を活かして、高齢者が自立して生活し やすい居住環境の整備を図ります。これ らのことから、「まちの定住人口を増や す」を目標とする中心市街地の活性化に 必要な事業です。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の商業について、平成9年の小売業商店数（市全域に占める割合）は466店（19.5%）で10年後の平成19年には374店（18.0%）と92店減少しており、市全域に占める割合も低下しています。また、販売額（市全域に占める割合）についても、平成9年では46,736百万円（19.4%）で平成19年には27,521百万円（12.7%）となり10年間で41.1%の販売額が減少し、市全域に占める割合も大幅に低下しており、郊外店の立地から相対的にも中心市街地の商業機能の吸引力が低下しています。

加えて、空き店舗数についても、第1期計画策定前の平成18年度から平成23年度にかけて増加しており、近年は改善の方向で推移していますが、平成18年度と比較をすると、依然として高い水準にあります。

市民アンケートの結果からは、中心市街地の不足している商業施設として映画館、劇場、レストラン、カフェ、生活雑貨店、ホームセンター等を挙げられており、市民ニーズと中心市街地で提供するサービスのミスマッチがあると考えられます。

また、第1期計画の商業の活性化に当たっては、商店街をひとつのショッピングモールと見立て、西門前地区、道場門前地区を西の核、中市地区を東の核と位置付けるとともに、JR山口駅への通りをシンボル軸と位置付け、東西核、東西に伸びるアーケード、シンボル軸による「2核十字型モール構想」を基本として整備を進めてきました。その中で、東の核としてマルシェ中市、和楽の咲都、西の核としてどうもんパークを整備し一定の成果が発現していますが、商店街通行量の数値目標達成には至っておらず、同アンケートでの滞在時間1時間30分未満の方の割合が5割を超えている状況から、東西軸および南北軸を中心に魅力を向上させていくことにより全体の回遊性を高めていく必要があります。

(2) 商業の活性化のための事業の必要性

上記から、第1期計画での投資効果を面的に波及させていくためには、中心市街地の活性化の阻害要因となっている空き店舗に対して、市民ニーズに沿ったテナントを誘致していく必要があります。

また、街なか居住の促進と店舗の更新をあわせて行うことで相乗効果が期待され、中心市街地の立地や資源を活かした魅力的なイベントを定期的を開催することで、様々な世代の方に来街いただき、楽しい時間を共有してもらう必要があります。

これらのことから、次の事業は、本計画の目標である「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」「まちの定住人口を増やす」の3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地での商業の活性化のための事業として、基本計画に位置付けます。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 中心市街地情報提供事業 ○内容 中心市街地の情報を発信する事業 ○実施時期 平成 19 年度～	山口市	中心市街地活性化協議会及びまちづくり関係者と連携し、定期的に広報誌（くる～ニャッ！やまぐち）を発行する事業です。中心市街地内の様々な取り組みや、魅力情報等を広く市民に対して発信する事業で、来街機会の創出や意識啓発を図ります。これらのことから「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 平成 26 年度～	

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 中市町 1 番地区優良建築物等整備事業（再掲） ○内容 共同住宅、商業施設、空地等を整備する事業	一般社団法人 山口市 中市町 1 番地区優建事業組合	中市地区において、商業施設、共同住宅等の整備を行います。 中心商店街の東に位置する当該地区において、来街者のニーズに適合した商業施設やまちの豊かさを享受できる利便性の高い住宅を供給することにより、中心商店街の魅力の向上やまちなか居住の促進を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの定住人	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） ○実施時期 平成 25～27 年度	

○実施時期 平成 25～27 年 度		口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 米屋町東地区 優良建築物等 整備事業（再 掲） ○内容 高齢者向け共 同住宅、商業施 設、空地等を整 備する事業 ○実施時期 平成 26～27 年 度	米屋町 東地区 まちづ くり協 議会	米屋町東地区において、商業施設、 デイサービス、高齢者向け賃貸住宅、 サービス付き高齢者向け住宅等の整 備を行います。 中心商店街の東に位置する当該地 区において、来街者のニーズに適合し た商業施設や高齢社会に対応した施 設や住宅を供給することにより、中心 商店街の魅力の向上やまちなか居住 の促進を図ります。これらのことから、 「まちに来る人を増やし、楽しん でもらう」、「まちの定住人口を増や す」を目標とする、中心市街地の活 性化に必要な事業です。	○支援措置の 内容 社会資本整備 総合交付金（優 良建築物等整 備事業） ○実施時期 平成 26～27 年 度	
○事業名 あきないのま ち支援事業 ○内容 中心商店街の 空店舗を活用 し開業する個 人・法人を支援 する事業 ○実施時期 平成 20 年度～	山口市	中心商店街内の空き店舗への新規 開業希望者に対して出店時の店舗改 装費等の支援を行います。来街者のニ ーズに適合した商業施設（飲食業、小 売業、サービス業等）等の出店を促進 し、まち全体の魅力向上やにぎわいの 創出を図ります。これらのことから、 「まちに来る人を増やし、楽しんでも らう」、「まちの新陳代謝を図り、活 力を高める」を目標とする中心市街地 の活性化に必要な事業です。	○支援措置の 内容 社会資本整備 総合交付金（優 良建築物等整 備事業と一体 の効果促進事 業） ○実施時期 平成 25 年度～	
○事業名 にぎわいのま ち支援事業 ○内容 中心商店街が 行うイベント を支援する事	山口市	商店街組合等が中心商店街で行わ れる来街者ニーズにあったイベント、 地域の活性化や波及効果があるイベ ントを自ら企画立案し、評価の高いイ ベントについてその実施主体に対し て支援を行います。これらのイベント を実施することにより、中心商店街の イメージアップや買物以外の来街機	○支援措置の 内容 社会資本整備 総合交付金（優 良建築物等整 備事業と一体 の効果促進事 業）	

業 ○実施時期 平成 21 年度～		会を創出することで中心商店街の集客を促進します。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。	○実施時期 平成 25 年度～	
○事業名 中心市街地活性化事業 ○内容 中心商店街の活力向上や活性化を支援する事業 ○実施時期 平成 25 年度～	山口市	中心商店街の空き店舗や空き空間を活用して、個性あるイベントを行います。各商店街や百貨店、大学、高校などと協力、連携を行いながらイベントを進めることにより、まちの活力の向上や関係者相互の連携を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業） ○実施時期 平成 25 年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 まちなかサポートセンター事業 ○内容 まちなかサポートセンターを運営する事業 ○実施時期 平成 24 年度～	山口市商店街連合会	中心商店街内のイベント開催、空き店舗情報、求人情報、開業支援等の相談窓口を一本化した、まちなかサポートセンターの運営を行います。窓口を一本化したことにより相談者へ出店やイベント開催のトータルのサポートにより、利用者のニーズに合った情報提供が可能となります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		

○事業名 アートふる山口開催事業 ○内容 一の坂川沿い及び豎小路周辺で開催される芸術をテーマとしたイベント ○実施時期 平成8年度～	アートふる山口実行委員会	山口のまちの良さを再発見し、魅力を引き出し後生に伝えることを目指して毎年開催されるイベントです。文化・伝統・歴史的背景を山口に住む人々、特に若者たちに再発見、再認識してもらい、誇りのもてる山口のまちづくりにつなげていくことを目的とし、地域資源を生かした企画を行うことにより、地域内外の交流と活性化が図れます。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 HOLA!やまぐちスペインフィエスタ事業 ○内容 「スペイン」をキーワードに開催されるイベント ○実施時期 平成20年度～	やまぐちスペインフィエスタ実行委員会	スペインパンプローナ市と姉妹都市提携をしており、歴史的にもサビエルが布教を行ったこともあり、中心商店街を舞台にスペインにちなんだイベントを実施しています。各商店街と百貨店が連携し、中心市街地が一体となって、まち全体をステージとする回遊型イベントを実施することにより、まちの魅力向上やにぎわいの創出を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 山口緑のフェスタ事業 ○内容 「都市緑化月間」に行う緑化活動 ○実施時期 平成24年度～	山口市都市緑化祭実行委員会	都市の緑化及び都市公園の整備の推進を目的に、家庭や地域、公園などの緑化の促進を積極的に進めることによって、緑豊かな美しいまちづくりの推進や、緑の保全・創出を目的とする事業です。 イベントを実施することにより、交流機会の創出や新たな来街者の増加を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。	市補助金	

○事業名 Halloween 仮装パレード事業 ○内容 仮装して参加するイベント ○実施時期 平成 20 年度～	サークルセブン	誰でも気軽に仮装して参加できるイベントを実施しています。商店街内を練り歩き、コンテストもあわせて実施します。中心商店街全体をステージとした、多世代が参加することができるイベントを行うことにより、まちの魅力向上やにぎわいの創出を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 商店街職場体験事業 ○内容 小学生を対象に職場体験を実施するイベント ○実施時期 平成 22 年度～	サークルセブン	小学生たちが、「商品販売」「商品整理」「商品づくり体験」などの「お仕事」を体験します。体験を通して商店街や各個店の魅力を発見してもらうとともに、中心商店街の若手経営者と大学生が連携し、一体となって事業を進めることにより、交流機会の創出や新たな来街者の増加を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 「日本のクリスマスは山口から」事業 ○内容 「日本のクリスマス発祥の地」という本市固有の歴史を活用したイベント ○実施時期 平成 20 年度～	日本のクリスマスは山口から実行委員会	「日本のクリスマス発祥の地」という本市固有の歴史を活用し、集客性のあるイベントを開催することから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。	市補助金	

○事業名 中心商店街イルミネーション事業 ○内容 12月に商店街全体をイルミネーションで飾りつけ、雰囲気づくりをする事業 ○実施時期 平成20年度～	各商店街	中心商店街が冬の風物詩として、新たな魅力的商業空間の創出を目的とした取り組みであることから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 山口祇園祭り ○内容 山口市で約550年続く伝統的な祭事 ○実施時期 約550年前から	祇園祭振興会	1369年（応安2年）に大内弘世公が京都の祇園社（現在の八坂神社）を市内竪小路に勧請し、1459年（長祿3年）大内教弘の代に水の上に社地を移したときに京都の祇園祭をとりいれた祭礼が始まりとされる伝統的なお祭りであり、山口三大祭りのひとつに数えられています。約550年続く歴史ある山口祇園祭りを中心市街地で実施し、各地域や事業者が参加することにより、事業者の地域への浸透やにぎわいの創出が図られます。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 山口七夕ちょうちんまつり ○内容 数万個の紅提灯を中心商店街及び周辺に飾りつけて行う祭事	ふるさとまつり実行委員会	室町時代、山口を治めていた大内盛見が父母の冥福を祈るため、竹笹の上に高澄籠を灯したのが山口七夕ちょうちんまつりの始まりです。それが町の家々のお盆行事となり、やがて提灯へと変わっていきました。山口三大祭りであるちょうちんまつりの開催による集客効果やにぎわいの創出と、商店街をあげて提灯の飾り付けを実施することにより、連携	市補助金	

○実施時期 約 450 年前から		の強化が図られます。これらのことから「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 山口天神祭 ○内容 山口市で約 390 年続く伝 統的な祭事 ○実施時期 約 390 年前から	古熊神社	1618 年（元和 4 年）に毛利秀就公が、社殿を今の古熊の地に遷座したことを契機に始まった奉納行事を由来とし、400 年近く続くお祭りです。参勤交代を模した備立行列や、それに続く御神幸行列が練り歩き、山口三大祭のひとつに数えられています。 天神祭を中心市街地で開催することにより、集客効果やにぎわいの創出が図られます。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 市民総踊り 「やまぐち MINAKOI のん た」開催事業 ○内容 音楽に合わせて 中心商店街 を練り歩くイ ベント ○実施時期 昭和 39 年～	ふるさとまつり実行委員会	毎年 1000 人以上の参加者が、「大内の殿様」の音頭に合わせて中心商店街を練り歩きます。市民総踊りの開催による集客効果やにぎわいの創出、参加事業者の地域への浸透効果が図られます。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。	市補助金	
○事業名 東日本復興イ ベント事業 ○内容 東北産の特産 品販売や物販、	商店街	東日本大震災被災地の地域資源を活用したイベントや風評被害を払拭するための特産品の PR・販売を行います。被災地支援と来街者の増加が図られることから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な		

チャリティー活動 ○実施時期 平成 24 年度～		事業です。		
○事業名 冬の山口デー 開催事業 ○内容 商店街による 販促イベント ○実施時期 明治 42 年度～	山 口 市 商 店 街 連 合 会	各商店街が一体となり、多彩なイベントを点在的に開催することにより、商店街の新たな魅力発信やにぎわいの創出が図られることから「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 共通駐車サービス券システム事業 ○内容 中心商店街での買い物に応じて駐車料金を割り引く事業 ○実施時期 平成 12 年度～	株 式 会 社 街 づ く り 山 口	中心商店街での買い物に応じて共通駐車サービス券を発行(2,000 円以上の買い物で 1 時間無料券を 1 枚発行)し駐車料金を割り引く事業であり、平成 1 2 年度の事業開始から共通駐車サービス券の取り扱い枚数は伸びており多くの方に利用されていることから引き続き取り組んでいくこととします。 また、平成 1 5 年 3 月から山口市コミュニティバス乗車券としても利用できるようになっています。 中心商店街へ車やコミュニティバスで来街される方への利便性及びサービスの向上が図られることから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 山口市中心市街地活性化対策資金融資	山口市	中心市街地への事業者の新規出店や事業活動の増大等を図ることを目的とした制度融資です。「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」		

○内容 低利融資制度の運用 ○実施時期 平成12年度～		を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 「山口街中」運営事業 ○内容 中心商店街のホームページ「山口街中」を運営する事業 ○実施時期 平成22年度～	山 口 市 商 店 街 連 合 会	中心商店街の店舗情報や旬なイベント情報をホームページによりリアルタイムに発信します。商店街の魅力向上やにぎわいの創出につながることから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 中心市街地活性化人材育成事業 ○内容 これからのまちづくりの担い手を育成するための事業 ○実施時期 平成21年度～	山 口 市	中心市街地内で事業を営まれている方や今後まちづくりの担い手になる方を対象に、実践的な人材育成研修を行います。個々の魅力の向上や地域内のネットワークを強化することで、中心市街地全体の魅力向上や次世代の人材確保を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

本市は、移動手段として自家用車に依存する割合が高く、公共交通機関の利用者数は減少し続けています。中心市街地内の南に位置するＪＲ山口駅の一日平均乗車人員数はこの１０年間で大きく減少しており、同様に中心市街地内を運行するコミュニティバスについてもここ数年は減少傾向にあります。

一方で、本市の老年人口（６５歳以上）の割合（人口）は、平成１２年の国勢調査では１９．９％（３９,２１２人）、平成２２年では２３．８％（４６,７０９人）と割合、人口ともに増加しており、同様に中心市街地においては、平成１２年が２７．０％（１,０１８人）、平成２２年では２６．７％（１,１０３人）と１０年間で割合は減少しているものの老年人口は増加しています。こうしたことから、今後自家用車を運転できない高齢者や子どもたちの生活や、中心市街地と周辺・郊外地域の行き来を支える移動手段として、公共交通機関の体系的な整備が必要となっています。

また、今まで市民からの強い要望があった、ＪＲ山口駅のバリアフリー化については、平成２５年度中に駅構内にエレベーター設置、多目的トイレの改修、音声案内装置の設置、警告ブロックの設置をすることとなっており、高齢者や障がい者等の利便性向上に繋げていきます。

(2) 公共交通機関の利便性の増進の必要性

上記から、高齢者や障がい者、子どもなどの交通弱者が行きたい場所へ行きやすくなるような方策や、そこに住む人や訪れる人などに対し、様々な移動手段を用意することにより、中心市街地へのアクセスと回遊性の向上を図ることが必要です。

これらのことから、次の事業は、本計画の目標である「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」「まちの定住人口を増やす」の３つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、基本計画に位置付けます。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 一の坂川周辺地区整備事業（地域創造支援事業）（再掲） ○内容 （仮称）一の坂川交通交流広場を整備する事業 ○実施時期 平成26年度	山口市	公設・川端市場跡地の多目的広場整備と併せてバスベイ（停車帯）、観光バス待機場、待合所、トイレなどの整備を行います。 大内文化特定地域からの来街者の流れを中心市街地へと誘導するとともに、河川沿いを楽しんで歩けるような都市基盤の整備を進めます。これらことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）「一の坂川周辺地区（2期）」 ○実施時期 平成26年度	
○事業名 中心市街地情報提供事業（再掲） ○内容 中心市街地の情報を発信する事業 ○実施時期 平成19年度～	山口市	中心市街地活性化協議会及びまちづくり関係者と連携し、定期的に広報誌（くる～ニャッ！やまぐち）を発行する事業です。中心市街地内の様々な取り組みや、魅力情報等を広く市民に対して発信する事業で、来街機会の創出や意識啓発を図ります。これらことから「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 平成26年度～	

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

（４）国の支援がないその他の事業

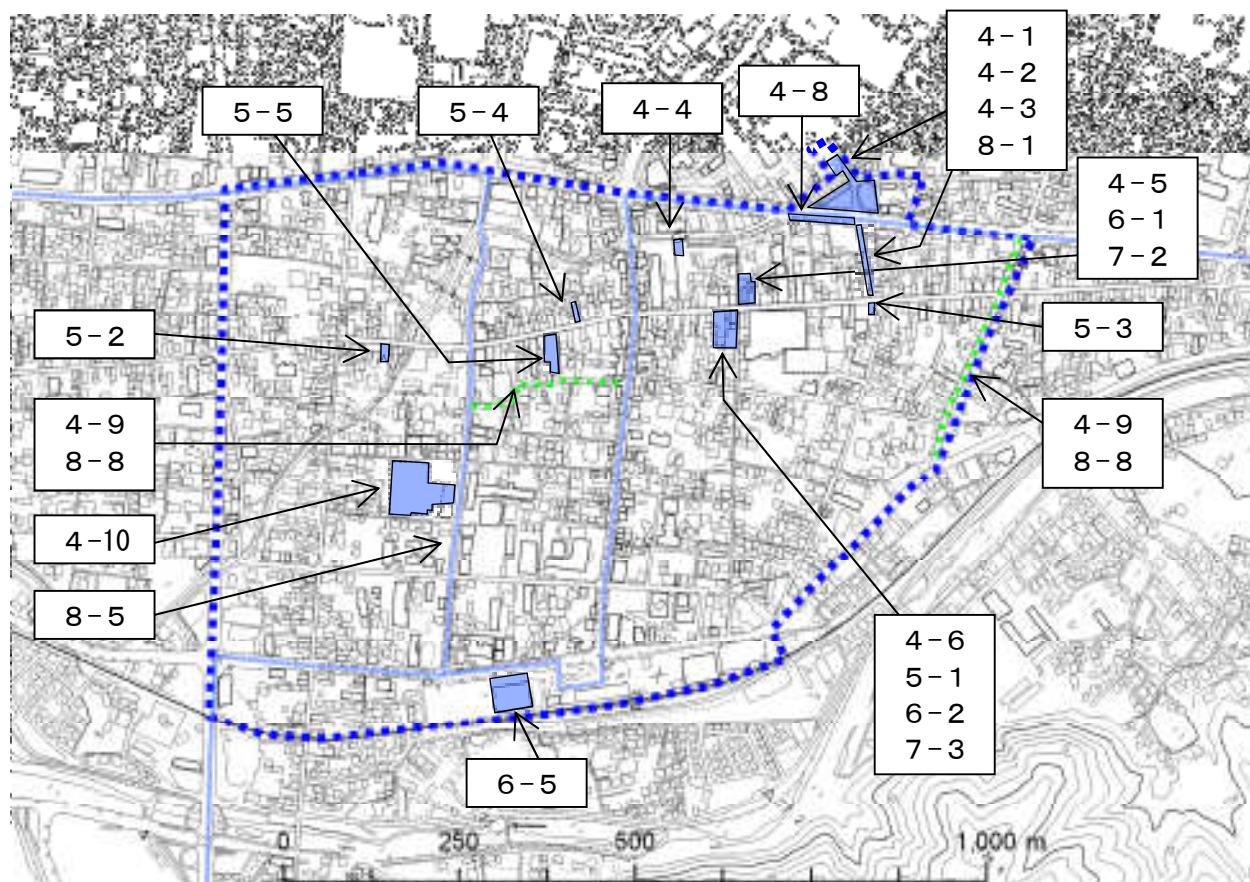
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 「山口街中」運営事業（再掲） ○内容 中心商店街のホームページ「山口街中」を運営する事業 ○実施時期 平成 22 年度～	山 口 市 商 店 街 連 合 会	中心商店街の店舗情報や旬なイベント情報をホームページによりリアルタイムに発信します。商店街の魅力向上やにぎわいの創出につながることから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 中心市街地活性化人材育成事業（再掲） ○内容 これからのまちづくりの担い手を育成するための事業 ○実施時期 平成 21 年度～	山 口 市	中心市街地内で事業を営まれている方や今後まちづくりの担い手になる方を対象に、実践的な人材育成研修を行います。個々の魅力の向上や地域内のネットワークを強化することで、中心市街地全体の魅力向上や次世代の人材確保を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 コミュニティ交通等運行事業 ○内容 コミュニティバス運行事業 ○実施時期	山 口 市	コミュニティバスの運行により、基幹交通を補完し、中心市街地へ容易にアクセスできる交通システムの拡充に努める事業であることから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの定住人口を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		

平成 17 年度～				
○事業名 共通駐車サービス券システム事業（再掲） ○内容 中心商店街での買い物に応じて駐車料金を割り引く事業 ○実施時期 平成 12 年度～	株式会社街づくり山口	中心商店街での買い物に応じて共通駐車サービス券を発行（2,000 円以上の買い物で 1 時間無料券を 1 枚発行）し駐車料金を割り引く事業であり、平成 12 年度の事業開始から共通駐車サービス券の取り扱い枚数は伸びており多くの方に利用されていることから引き続き取り組んでいくこととします。 また、平成 15 年 3 月から山口市コミュニティバス乗車券としても利用できるようになっています。 中心商店街へ車やコミュニティバスで来街される方への利便性及びサービスの向上が図られることから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 移動等円滑化基本構想策定事業 ○内容 移動等円滑化基本構想の策定 ○実施時期 平成 26 年度～	山口市	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化基本構想において、山口駅周辺地区を重点整備地区に位置付けることを検討します。 このことから「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの定住人口を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		

○事業名 道路バリアフリー化事業(再掲) ○内容 既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの設置を行う事業 ○実施時期 平成 26 年度～	山口市	歩行者、自転車の安全で快適な通行をできる歩行空間を確保します。 高齢化社会を迎えるなかで、高齢者・障がい者等を含む誰もが安全に安心して通行できるよう、歩行空間のバリアフリー化を進め、居住環境の改善を図ります。これらのことから「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		
萩往還道標サイン整備事業 ○内容 萩往還の道標サインを整備する事業 ○実施時期 平成 26 年度～ 平成 29 年度	山口市	萩往還の道標サインの整備を行います。萩と山陽道を結ぶ全長 53 km の歴史街道であり中心市街地内を通る萩往還の道標サインを整備することにより、新たな来街者の増加を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。		

◆ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

中心市街地域図



4 から 8 までに掲げる事業及び措置は下記の通りです。

なお、□で囲まれた事業及び措置については上の図に実施箇所を示し、それ以外の事業については中心市街地全域を対象とした事業及び措置であるため実施箇所を示していません。

4-1	: 4. [2] (2) ①	一の坂川周辺地区整備事業（地域生活基盤施設（（仮称）一の坂川交通交流広場））
4-2	: 4. [2] (2) ①	一の坂川周辺地区整備事業（高質空間形成施設整備事業）
4-3	: 4. [2] (2) ①	一の坂川周辺地区整備事業（地域創造支援事業）
4-4	: 4. [2] (2) ①	一の坂川周辺地区整備事業（地域生活基盤施設（（仮称）ほたる広場））
4-5	: 4. [2] (2) ②	中市町 1 番地区優良建築物等整備事業
4-6	: 4. [2] (2) ②	米屋町東地区優良建築物等整備事業
4-7	: 4. [2] (2) ②	山口駅前地区住宅市街地総合整備事業
4-8	: 4. [2] (4)	（仮称）県道宮野大歳線交通安全事業
4-9	: 4. [2] (4)	道路バリアフリー化事業
4-10	: 4. [2] (4)	道場門前大駐車場整備事業の検討

5-1	: 5. [2] (2) ②	米屋町東地区優良建築物等整備事業
5-2	: 5. [2] (4)	子育て支援者のための支援拠点施設運営事業
5-3	: 5. [2] (4)	ほっとさろん中市「まちのえき」事業

5-4	: 5.	[2]	(4)	市民活動支援センター「さぼらんて」事業
5-5	: 5.	[2]	(4)	「オアシスどうもん」交流サロン事業
6-1	: 6.	[2]	(2) ②	中市町 1 番地区優良建築物等整備事業
6-2	: 6.	[2]	(2) ②	米屋町東地区優良建築物等整備事業
6-3	: 6.	[2]	(2) ②	山口駅前地区住宅市街地総合整備事業
6-4	: 6.	[2]	(2) ②	中心市街地活性化整備事業
6-5	: 6.	[2]	(4)	オーヴィジョン山口駅前セントラルスクエア（分譲マンション）
6-6	: 6.	[2]	(4)	高齢者街なか居住支援事業
7-1	: 7.	[2]	(2) ①	中心市街地情報提供事業
7-2	: 7.	[2]	(2) ②	中市町 1 番地区優良建築物等整備事業
7-3	: 7.	[2]	(2) ②	米屋町東地区優良建築物等整備事業
7-4	: 7.	[2]	(2) ②	あきないのまち支援事業
7-5	: 7.	[2]	(2) ②	にぎわいのまち支援事業
7-6	: 7.	[2]	(2) ②	中心市街地活性化事業
7-7	: 7.	[2]	(4)	まちなかサポートセンター事業
7-8	: 7.	[2]	(4)	アートふる山口開催事業
7-9	: 7.	[2]	(4)	HOLA!やまぐちスペインフィエスタ事業
7-10	: 7.	[2]	(4)	山口緑のフェスタ事業
7-11	: 7.	[2]	(4)	Halloween 仮装パレード事業
7-12	: 7.	[2]	(4)	商店街職場体験事業
7-13	: 7.	[2]	(4)	「日本のクリスマスは山口から」事業
7-14	: 7.	[2]	(4)	中心商店街イルミネーション事業
7-15	: 7.	[2]	(4)	山口祇園祭り
7-16	: 7.	[2]	(4)	山口セタちょうちんまつり
7-17	: 7.	[2]	(4)	山口天神祭
7-18	: 7.	[2]	(4)	市民総踊り「やまぐち MINAKOI のんた」開催事業
7-19	: 7.	[2]	(4)	東日本復興イベント事業
7-20	: 7.	[2]	(4)	冬の山口デー開催事業
7-21	: 7.	[2]	(4)	共通駐車サービス券システム事業
7-22	: 7.	[2]	(4)	山口市中心市街地活性化対策資金融資
7-23	: 7.	[2]	(4)	「山口街中」運営事業
7-24	: 7.	[2]	(4)	中心市街地活性化人材育成事業
8-1	: 8.	[2]	(2) ①	一の坂川周辺地区整備事業（地域創造支援事業）
8-2	: 8.	[2]	(2) ①	中心市街地情報提供事業
8-3	: 8.	[2]	(4)	「山口街中」運営事業
8-4	: 8.	[2]	(4)	中心市街地活性化人材育成事業
8-5	: 8.	[2]	(4)	コミュニティ交通等運行事業

8-6	:	8.	[2]	(4)	共通駐車サービス券システム事業
8-7	:	8.	[2]	(4)	移動等円滑化基本構想策定事業
8-8	:	8.	[2]	(4)	道路バリアフリー化事業
8-9	:	8.	[2]	(4)	萩往還道標サイン整備事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 山口市における庁内の推進体制について

1) 第2期山口市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

新たな中心市街地活性化基本計画を策定するに当たり、庁内の中心市街地活性化に係る部局からなる庁内の連絡調整のための組織として、第2期山口市中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置しています。

策定委員会における検討経過

年月日	会議名・議題等
平成25年6月5日	第1回策定委員会（委員会・幹事会） ・ 現行施策の概要について ・ 第2期計画策定体制について ・ 今後のスケジュールについて ・ 第2期計画の骨子について
平成25年7月10日	第2回策定委員会（幹事会） ・ 第2期計画想定事業について
平成25年8月23日	第3回策定委員会（委員会・幹事会） ・ 第2期計画（案）について
平成25年11月5日	第4回策定委員会（委員会・幹事会） ・ 第2期計画（案）について

第2期山口市中心市街地活性化基本計画策定委員会名簿

区分	所属・役職
会長	都市整備部長
副会長	都市整備部次長
委員	総合政策部次長
〃	地域振興部次長
〃	健康福祉部次長
〃	経済産業部次長
幹事長	都市整備部中心市街地活性化推進室長
副幹事長	都市整備部中心市街地活性化推進室次長（都市計画課長）
副幹事長	都市整備部中心市街地活性化推進室次長（建築課長）
幹事	総合政策部企画経営課長
〃	総合政策部財政課長
〃	総合政策部文化政策課長
〃	地域振興部協働推進課長
〃	地域振興部交通政策課長
〃	健康福祉部高齢・障害福祉課長

〃	健康福祉部こども家庭課長
〃	経済産業部観光課長
〃	経済産業部商工振興課長
〃	都市整備部都市整備課長
〃	都市整備部道路河川管理課長
〃	都市整備部道路河川建設課長
〃	都市整備部開発指導課長

(2) 山口市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

山口市議会における、中心市街地の活性化に関しての質問に対し、以下のとおり答弁しています。

山口市議会における検討経過

年月日	審議、討議内容
平成 25 年 6 月議会	一般質問 「中心市街地の活性化は重要な施策であり、官民連携して引き続き取り組んでいく必要があると考える。その中で山口駅や駅通り商店街の景観に配慮した整備が必要であると考えているがどうか。」 「現在策定中である第 2 期中心市街地活性化計画において、中心商店街のにぎわいの創出につながるイベント開催事業について、どのように位置付けていくのか。また、官民一体となったイベントの開催について、今後の取り組みをどのように考えているのか。」 答弁要旨 本市は平成 18 年度に策定公表いたしました中心市街地活性化基本計画に基づき、官民連携して様々な事業に取り組んでまいりました。 引き続き中心市街地の活性化に積極的に取り組んでいくため、今年度中に実効性のある第 2 期計画を策定することとし、現在、中心市街地活性化協議会と連携しながら策定作業を進めているところでございます。 J R 山口駅や県道山口秋穂線沿いの景観に配慮した取り組みにつきましても、協議会や関係機関と協議してまいりたいと考えております。 また、中心商店街のにぎわいの創出についてでございますが、集客力のあるイベントの開催は、商店街の魅力的空間を実感できることはもとより、新たな来街者の増加に繋がる中心商店街振興の重要なツールでございます。 本市といたしましても、支援を引き続き行うとともに、新たなにぎわい創出に向けた方策につきましても、十分連携・協議してまいる考えでございます。
平成 25 年 9 月議会	一般質問 「平成 19 年 5 月に中心市街地活性化基本計画の認定を受けて活性化に取り組まれているが、当該計画の 3 つの目標指標の状況を含め、全体的な総括を伺う。」

	「第２期計画における目標指標の考え方を伺う。１期計画の検証を踏まえ、新たな指標を検討するべきだと思うが市の考えを伺う。」 答弁要旨 第１期中心市街地活性化基本計画におきましては、休日の商店街通行量、小売業年間商品販売額、居住人口の３つを目標指標としておりました。 商店街通行量につきましては、目標５６，０００人に対し、５４，４１１人となっており、達成率は９７．２％でございました。小売業年間商品販売額につきましては目標１１０億円に対し、９９億５千３百万円となっており、達成率は９０．５％でございました。居住人口につきましては、目標４，２００人に対し、４，３０６人となっており、目標を達成しております。 以上のように、３つの指標のうち２つは目標を達成することができませんでしたが、にぎわいの創出や定住人口の増加、地域経済への波及効果など一定の成果を得ることができたものと考えておりまして、引き続き中心市街地の魅力を高め、さらなる活性化に取り組んでまいり考えてまいります。 次に、第２期計画の指標でございますが、商店街通行量につきましては、今後にもぎわいのある中心市街地としていく必要があることから、引き続き設定してまいりたいと考えております。 さらに、商業機能の活性化指標として、増加した空き店舗等の課題に対応し、魅力的な店舗の出店を促進する必要があることから、中心商店街の空き店舗数の改善を新たな指標として検討しているところでございます。 また、居住人口につきましては、各事業の直接的な効果を図る観点から、区域内の転入と転出の差である社会増減の増加を新たな指標として検討しているところでございます。 計画における指標は、まちづくりの考え方や成果を測る重要な要素でございますので、中心市街地活性化協議会等に御意見をいただきながら、適切な指標を設定してまいりたいと考えております。
平成 25 年 12 月議会	一般質問 第２期山口市中心市街地活性化基本計画（案）が示された。これは渡辺市政３期目における市街地活性化の方針となると思うが、第１期計画の総括と、市長として第２期計画にこめた思いを伺う。 答弁要旨 本市におきましては、現行の中心市街地活性化法に基づき、第１期の中心市街地活性化基本計画を策定いたしました。 平成１９年５月に内閣総理大臣の認定をいただき、官民連携して中心市街地の活性化に取り組んでまいりました。 この間、中心商店街の西の核として「どうもんパーク」を、東の核と

して「マルシェ中市」、「和楽の咲都（わらくのさと）」を整備いたしまして、商業の活性化を図り、その効果が発現している状況でございます。

また、「一の坂川周辺地区整備事業」により景観に配慮した高質空間の形成を行い、回遊性の向上や市民が憩える空間の創出を図ってまいりました。

さらに、まちなか居住の促進策として、3棟の借上型市営住宅を整備するとともに民間マンションの供給等もあり、中心市街地における居住人口の増加を図ることができました。

計画期間中は、社会経済情勢の悪化や郊外店の立地等中心市街地にとって厳しい状況が続いておりましたが、こうした活性化策の結果、賑わいの創出や居住人口の増加、地域経済への波及効果など一定の成果を得ることができたものと考えております。

次に、第2期計画にこめた思いでございますが、本市が将来を展望した大胆な取組みとして「広域県央中核都市づくり」を進めていく上で、中心市街地の活性化は、山口都市核づくりの中核的な役割を担う重要な政策でございます。

また、高齢社会、人口減少社会を迎えた現在、高齢者を含む多くの方々が快適で暮らしやすいまちをつくるためには、人々が徒歩や自転車中心で暮らせる範囲内に、都市機能や生活基盤が集約されたコンパクトなまちづくりを進めていく必要がございます。

中心市街地はこれまで多くの資本投与が行われており、商店街などの商業機能に加え、公共交通ネットワークやインフラなど多くの機能が備わっており、コンパクトなまちづくりの最適地と言えます。

こうしたことから、実効性のある第2期計画を策定いたしまして、引き続き中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

第2期計画においては、第1期計画の課題や中心市街地の現状、市民ニーズ等を踏まえ、5年という計画期間の中で戦略的、効果的に事業を進めてまいります。

具体的には、商業施設と一体化した共同住宅の整備による商業の活性化やまちなか居住の促進、空き店舗対策による店舗の誘致やイベント支援による賑わいの創出、一の坂川交通交流広場整備による周辺ゾーンとの回遊性の向上や交通アクセス機能の強化、さらには密集市街地における居住環境の改善などに取り組んでまいりたいと考えております。

中心市街地は、歴史や文化、伝統を併せ持つ山口の「まちの顔」と言える地でございます。

この地が魅力を持ち続けることは、本市全体の発展にもつながるものと考えておりますので、今後とも中心市街地活性化協議会や商工会議所、商店街等の関係団体と緊密に連携をとりながら中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 山口市公共交通委員会

山口市の交通政策を総合的に調査審議し、まちづくりと連動した交通政策を推進することを目的に設置されたもので、学識経験者、中国運輸局、交通事業者、関係団体代表、公募市民等で構成されています。

主には、山口市市民交通計画（平成 19 年 9 月策定・公表）に基づく事業の実施や、評価、改善等を行っています。

山口市公共交通委員会の開催状況

年 度	議 事 内 容
平成 20 年度	・ 南部地域の公共交通体系の再編について ・ コミュニティタクシーについて ・ グループタクシー実証実験について
平成 21 年度	・ 山口市民公共交通週間について ・ モビリティマネジメント事業について ・ コミュニティタクシーについて ・ グループタクシー実証実験について
平成 22 年度	・ コミュニティタクシーの本格運行基準について ・ 地域検討会の開催状況について
平成 23 年度	・ 山口駅のバリアフリー化について ・ 山口都市核からの空港連絡バスについて
平成 24 年度	・ 中心商店街と路線バス、タクシーとのタイアップについて ・ 山口・小郡間をはじめとした路線バスの充実について ・ バス停上屋の整備について
平成 25 年度	・ 都市核間幹線バス活性化促進事業について ・ 山口市民公共交通週間について

山口市公共交通委員会委員

山口市副市長
学識経験者
山口市自治会連合会
公募市民 4 名
国土交通省中国運輸局山口運輸支局
国土交通省山口河川国道事務所
山口県商工労働部交通政策課
山口県警察本部
山口県防府土木建築事務所
西日本旅客鉄道株式会社
山口市社会福祉協議会
山口商工会議所

一般乗用旅客自動車運送事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 山口市中心市街地活性化協議会の概要

1) 組織の概要

山口商工会議所と(株)街づくり山口が中心となり、平成 18 年 9 月 25 日に山口市中心市街地活性化協議会を設立しており、山口市中心市街地活性化協議会の構成員、規約、会議録については、事務局である山口商工会議所ホームページにて公表し、会議は原則公開としています。

現在の協議会の構成は都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者を含む 17 団体で構成されています。

協議については、全会員出席の全体会議と下部組織の運営幹事会があり、必要に応じて専門部会を設置して協議することとしています。

2) 協議会の役割

協議会の役割は、基本計画の作成段階、認定後及び実施に関して必要な事項やその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議し、市に対して意見を述べるができるとともに、特定民間中心市街地活性化事業計画に係る協議を行い、各プロジェクトの進捗状況や評価等について、協議し、新たな施策の方向性等を提言することとしています。

平成 18 年に設立されて以降、継続的に協議を重ねられており、第 2 期山口市中心市街地活性化基本計画に定める事項に関しては、平成 25 年 11 月 19 日に山口市に対して意見書が提出されました。

・ 中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 3 項の規定への適合

山口市中心市街地活性化協議会の内容については、事務局となっている山口商工会議所のホームページにおいて、規約、構成員、会議録を公表しています。

山口市中心市街地活性化協議会のホームページ URL

<http://www.yamacci.or.jp/oshirase/chushinshigaichi/index.html>

・ 中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 4 項、第 5 項の規定への適合

設立から現在までのところ、山口市中心市街地活性化協議会への新たな参加の申し出はありません。また、参加の申し出を拒んだこともありません。

3) タウンマネージャーの設置

協議会において、平成 23 年からタウンマネージャーを設置しています。

タウンマネージャーは、関係者間の意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担い、協議会、行政等と一体となって中心市街地の活性化にあたることとしています。

(2) 山口市中心市街地活性化協議会による意見書（平成25年11月19日）

第2期山口市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

1. はじめに

全国的に、モータリゼーションの進展や郊外開発、居住人口の減少等の影響から中心市街地のコミュニティ機能の低下、商機能の衰退が進みつつある。

山口市の中心市街地においては、山口市中心市街地活性化基本計画（以下「第1期計画」という。）に位置付けた取り組み等により、居住人口については、目標値を達成することができたものの、商店街通行量や小売業年間商品販売額については、目標値の達成に至っておらず、これまでの衰退傾向に歯止めを掛けていると一定の評価はできるものの、依然として中心市街地を取り巻く環境は厳しい状況である。

このような状況の中、今後の中心市街地活性化の方針及び具体的な取り組みを定めた第2期山口市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「第2期計画（案）」という。）について、中心市街地活性化協議会における、これまでの討議や関係する団体等からの意見交換を踏まえ、次のとおり意見を述べるものである。

2. 本協議会の意見

第2期計画（案）について、東西の核に加え、南北のゲート機能を強化することが謳われており、中心市街地が点から面へと整備されようとしている。また、居住人口の増加に資する事業に併せ、住まい手にも意識され、密集市街地の改善等にも着手されることにより、良質な住環境の整備が進み、中心市街地全体の底上げが期待できることから、総じて評価できる内容となっている。

以下の本協議会意見の一部については、今後本協議会において議論を進めていく中で、事業化に向けて調整が整った場合は、第2期計画（案）の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

(1) 回遊性の向上について

北のゲート機能である公設・川端市場跡地を含む一の坂川周辺地区の整備が進むことにより、これまで分断されていた大内文化ゾーンと中心市街地間の回遊性の向上に大いに期待しており、効果を促進させる施策の推進に努めていただきたい。また、南のゲート機能を果たすJR山口駅周辺についても公共交通の結節点であり起点であることから、駅通りを含む機能強化に努めていただきたい。

(2) まちなか居住の促進について

第2期計画（案）に位置付けた事業により居住人口の増加が期待されるが、更なる効率的かつ効果的な定住施策について検討していただきたい。

(3) 既存ストック（地域資源）の活用について

中心商店街の空き店舗については、引き続き商店街・商工会議所・市における連携のもと、積極的に魅力的なテナントの出店を促進する必要がある、イベント等の臨時的な取り組みや市民ニーズに基づいた用途変更についての活用も相互協力のもと進めていくべきである。また、山口市の歴史・文化・自然・景観等を活かした取り組みに努めていただきたい。

(4) 交通アクセス・公共交通について

中心市街地を形成する幹線道路については十分な整備が成されているが、バリアフリー対応が必要な道路や緊急車両の進入が困難な細街路については、利用者の利便性や住まい手である住民等の意見を踏まえて対応していく必要がある。また、鉄道やバス、タクシー等の公共交通や来街者用駐車場等、中心市街地への交通アクセスのあり方についても検討を進めていくべきと考える。

3. おわりに

第2期計画（案）については、これまで様々な方からの意見や本協議会における協議により作成されてきたものであるが、今後、この計画に沿って様々な取り組みが実施される中で、これまで以上に関係者間での協議や意見交換、横断的な組織連携が重要であると感じている。

また、主役である市民の方々の理解があって成り立つ政策であることから、市民への積極的な情報提供や啓発活動についても本協議会と一体となって実施し、官と民の役割分担のもと、にぎわいのある快適に暮らせる中心市街地の形成に努めていただきたい。

（3）構成員、開催状況、規約に関する資料

1）山口市中心市街地活性化協議会構成員について

山口市中心市街地活性化協議会構成員

No.	構成員団体名	協議会委員
1	山口商工会議所	会頭
2	山口商工会議所	副会頭
3	山口商工会議所	専務理事
4	(株)街づくり山口	代表取締役
5	山口市商店街連合会	副会長
6	道場門前商店街振興組合	理事長
7	中市商店街振興組合	理事長
8	協同組合米屋町振興会	理事長
9	山口中心市街地まちづくり推進協議会	会長
10	湯田温泉まちづくり協議会	会長
11	山口市	山口市都市整備部長
12	山口金融懇談会	金融懇談会会長
13	山口大学	工学部教授
14	NPO法人山口まちづくりセンター	センター長
15	西日本旅客鉄道(株)山口鉄道部	山口鉄道部部長
16	山口建築設計フォーラム協同組合	代表理事
17	山口市消費生活研究会	代表
18	株式会社山口井筒屋	店長
19	生活協同組合コープやまぐち	会長

(オブザーバー)		
1	山口県	山口県土木建築部都市計画課長
2	山口県	山口県商工労働部商政課長
3	山口警察署	山口警察署長

※平成 25 年 11 月現在

2) 開催状況について

山口市中心市街地活性化協議会開催状況

○全体会議

年月日	議題
平成 25 年 5 月 30 日	・ 今後の協議体制 ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップ報告 ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の骨子 ・ 今後のスケジュール
平成 25 年 8 月 29 日	・ 第 2 期山口市中心市街地活性化基本計画（案）について ・ 一の坂川周辺地区整備事業「（仮称）一の坂川交通交流広場」について ・ 中市町 1 番地区優良建築物等整備事業について ・ 米屋町東地区優良建築物等整備事業について ・ 今後のスケジュール
平成 25 年 11 月 14 日	・ 第 2 期山口市中心市街地活性化基本計画（案）について ・ 第 2 期山口市中心市街地活性化基本計画（案）への意見書について

○運営幹事会

年月日	議題
平成 25 年 5 月 7 日	・ 今後の協議体制 ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップ報告 ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の骨子 ・ 今後のスケジュール
平成 25 年 5 月 27 日	・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画に係る事業
平成 25 年 10 月 31 日	・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画（案）について ・ 中心市街地活性化協議会の意見書について

3) 規約について

山口中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 山口商工会議所及び株式会社街づくり山口は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、山口市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を山口県山口市中市町1番10号に置く。

(目 的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議、並びに調査、研究、及び調整活動を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に関し必要な事項
- (3) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の構成)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 山口商工会議所
 - (2) 株式会社街づくり山口
 - (3) 山口市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前号各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、幹事、監事及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、山口商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(幹 事)

第7条の2 協議会の幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

(委 員)

第8条 委員は、第5条1項各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

2 委員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議の種類)

第10条 会議の種類は、次のとおりとする。

(1) 全体会議

(2) 運営幹事会

(3) 専門部会

(全体会議)

第10条の2 全体会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

全体会議は、会員の参加により毎年1回以上開催し、基本計画の策定、変更に関する協議、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の3分の2以上の多数により決する。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(運営幹事会)

第11条の2 運営幹事会は、適宜開催し、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、専門部会の設置検討、連絡調整、活動報告、その他必要と認める事項を審議し、全体会議に報告する。

2 運営幹事会は、幹事をもって構成する。

3 運営幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 運営幹事会の長は、協議会の副会長が兼務する。

5 運営幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

6 運営幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 必要に応じて、運営幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(タウンマネージャーの設置)

第13条 協議会は、意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担うタウンマネージャーを設置することができる。

(タウンマネージャーの責務)

第14条 タウンマネージャーは、次の責務を負う。

(1) 認定基本計画の実現に向けた意見調整等の活動を行う。

(2) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画の作成、実施のための各種支援を行う。

(3) その他中心市街地の活性化に関し必要な活動を行う。

(専門部会の設置)

第15条 協議会は、その目的の実現のために協議する内容ごとに専門部会を置くことが

できる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、山口商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第17条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第18条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第19条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第20条 会長、副会長、監事及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(会計年度)

第21条 協議会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散の場合の措置)

第22条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、山口商工会議所がこれを清算する。

(委 任)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(規約の改正)

第24条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することが出来るものとする。

附 則

1. この規約は、平成18年9月25日から施行する。

2. 第16条第2項の改正規定は、平成21年12月1日から施行する。

3. 第16条第2項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

4. 第6条、第7条の2、第10条、第10条の2、第11条の2の改正規定は、平成24年8月30日から施行する。

山口市中心市街地活性化協議会専門部会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山口市中心市街地活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、山口市中心市街地活性化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、山口市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以

下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調査研究及び調整に関する事項
 - (2) 中心市街地の活性化に関する課題、問題点の把握とその解決に関する事項
 - (3) その他中心市街地の活性化に関する事項
- (組 織)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、協議会構成員の中から協議会会長が指名する者をもって充てる。

2 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委 員)

第5条 委員は、協議会構成員の中から会長が指名する者及びその他会長が必要と認める者をもって充てる。

(会 議)

第6条 専門部会の会議(以下「会議」という)は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、専門部会を主催し、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第7条 部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について会長及び協議会に報告しなければならない。

(庶 務)

第8条 専門部会の庶務は、山口商工会議所において処理する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が会長と協議の上、別に定める。

附 則

- 1. この規程は、平成18年9月25日から施行する。
- 2. 第8条の規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。
- 3. 第8条の規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

①山口市の中心市街地に関するアンケート調査

山口市の中心市街地の活性化に向け、市民の視点から中心市街地の満足度・意向等を把握するため、山口市の中心市街地に関するアンケート調査を平成25年1月から2月にかけて行っており、状況を把握し、基本計画への反映又は参考としました。

②山口市のまちなか(中心市街地)居住者アンケート調査

山口市の中心市街地の活性化に向け、居住者の視点から中心市街地の満足度・意向

等を把握するため、山口市まちなか（中心市街地）居住者アンケート調査を平成25年1月から2月にかけて行っており、状況を把握し、基本計画への反映又は参考としました。

③意見交換会

中心市街地活性化協議会の主催により、協議会構成員以外の団体（都市福利施設関係団体、イベント実施団体）に対して第2期計画（案）の概要説明を実施、今後の中心市街地活性化に係る意見交換を行い、基本計画への反映又は参考としました。

④住民自治会等への説明会

中心市街地内の住民自治会等を対象とした第2期計画（案）等の説明会を開催し、自治会等から意見をいただきました。基本計画に位置付ける取り組みの進め方や基本計画への反映又は参考としました。

⑤基本計画案に対する市民意見

地域住民の中心市街地に対する意識を把握するため、「第2期山口市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を平成25年11月26日から平成25年12月25日までの1か月間実施しました。

（2）地域ぐるみでの取り組み状況

基本計画に基づく各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、公民の役割分担を明確にした上で、各事業準備段階から、関係者の連携を図ることが不可欠です。

まちづくりの主体は地域住民であるが、中心市街地活性化に資する事業に対し、市として必要な助言及び支援措置を適時的確に行っていくこととします。

①山口中心市街地まちづくり推進協議会

山口中心市街地まちづくり推進協議会は、多くのまちづくり会員によって旧中心市街地活性化基本計画に基づく商業活性化地区のまちづくりを円滑に推進し地区の活性化並びに良好な環境の確保を目的に、平成11年10月26日に設立されました。市、TMOと一体となって安全安心快適なまちづくりに向けた様々な検討、広報活動、中心市街地の歴史を紹介するパンフレットを作成や歴史的な場所や通りを紹介するサインの設置などの活動をされています。この下部組織として7つのブロック協議会が設立されており、そのうちの一の坂川周辺地区ブロック協議会では中心市街地を流れる一の坂川を活かしたまちづくりへの取り組みや中心市街地の歴史的な場所を紹介するサインの設置やブログの運営、アートふる山口への参加、クリスマスイルミネーションの実施、清掃活動などの活動を続けています。

②湯田温泉まちづくり協議会

湯田温泉まちづくり協議会は地域住民、諸団体など多くの会員によって、住民と観光客のふれあうことができ、人と車の共生した温泉情緒と回遊性のあるまちづくりを進め

るため、平成16年11月7日に設立されました。各種部会を設けて、市と一体となってまちづくりの推進に向けて活動されています。具体的には駐車禁止取締重点地区に指定されたことにより、タクシーが待機できるスペースを設けるため、地元住民、タクシー協会、部会で調整を重ね、タクシーベイを設置しています。また、湯田温泉街の環境整備などの計画についても検討を重ねており、湯田温泉という資源を活かした活性化へ向け、今後中心市街地との連携を推進していきます。

③アートふる山口

平成8年からボランティア、地元住民が中心となり、地域の人とふれあいながら気軽に西の京山口の街並みを楽しんでもらおうと、民家やお店などを手作りの小さな美術館に見立て、懐かしいものなど様々な展示品の公開や催しを行う「アートふる山口」というイベントが毎年秋に大殿地区から中心市街地にかけての地域で開催されています。



④ほたるを守る活動

一の坂川のホタルも地域のまちづくりによって支えられています。大殿ホタルを守る会は、ゲンジボタルの養殖・放流、地域住民によるホタル発生状況調査、住民・大殿小学校の児童らと協働した河川清掃、ほたる鑑賞の夕べ、アートふる山口などにも参加されるなど活発に活動されています。



⑤ほっとエスコート

中心商店街において、地元大学生の参加による高齢者の買い物のサポート、まちの案内、清掃活動を行う「てごのてほっとエスコート」事業を行っており、また来なくなる楽しい商店街を目指し、平成18年11月から活動を続けられています。



ほっとエスコートは、ほっとさろん中市「まちのえき」で行っているタウンモビリティ事業のひとつであり、この他電動カートや車いすの貸し出し、交流サロン事業の実施など、高齢者、障がい者への福祉の増進を図る事業を実施しています。

⑥てとてと

中心商店街内の空き店舗を活用して、子育てに関する情報提供、子育てに関する不安や疑問などの相談対応、親子で参加できる講座や子育て講習なども実施しています。

また、子育て支援活動に関わる人材発掘や育成機能もあわせもつ施設として、平成15年から運営されています。



⑦さぼらんて

中心商店街内の空き店舗を活用して、市民活動の参加へのきっかけづくりと活動支援を行う拠点として、市民活動支援センター「さぼらんて」を設置しており、各種イベントや講座



の実施、市民団体の活動紹介、相談コーナー、会議室の提供などを行い、市民と行政が協働して地域社会の発展を目指す活動を続けています。

⑧山口情報芸術センター（YCAM）

平成15年に開館した施設で、アート、パフォーミングアーツのオリジナル作品を制作、発表しています。高度な技術力と、多様な表現に対応する応用力、アーティストの感性を結びつける独自のプロダクションを通じ、新しい芸術表現の可能性を追求しています。平成25年度にはYCAM10周年記念祭として中心市街地内においても、多様なイベントを企画され、これまでになかった発想による表現がなされました。



⑨サークルセブン

サークルセブンは商店街の若手経営者等の有志の団体で、地域の学生と連携し、市民の方に商店街で楽しい思い出をたくさん作ってもらい、商店街に愛着を持ってもらえるように市民参加型イベントを多数企画・実施し、定期的に商店街清掃活動等を行っています。



10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

1) 市町村の合併の特例に関する法律第6条に基づく市町村建設計画

1市1町合併協議会が、平成22年1月に策定した「新県都のまちづくり計画」(新市建設計画)において、広域県央中核都市の創造のため、山口都市核機能強化プロジェクトとして中心市街地の活性化を位置付けています。

山口都市核については、行政、文化、商業等の機能強化を通じて多様な人々の文化的、都市的生活を支えることのできる文化交流拠点を形成していくこととしており、湯田温泉や山口情報芸術センター、大内文化といった資源とあいまって、都市と自然が調和した質の高い都市空間を構築していくこととしています。

2) 山口市総合計画（平成20年度～平成29年度）

「ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち山口」をめざすまちの姿とし、「協働によるまちづくり」と「広域県央中核都市の創造」を政策の柱に、市民と行政が協働してまちづくりを実践するための仕組みづくりや都市としての活力、求心力を強化するための都市核づくりなど、総合計画の体系に沿ったまちづくりを進めています。

また、後期まちづくり計画（平成25年度～29年度）において、重点戦略「広域県央中核都市づくり」に取り組むとして、山口都市核の高次都市機能の強化、経済産業基盤の整備の中で中心市街地の活性化を位置付けています。

3) 山口市都市計画マスタープラン（平成24年3月策定）

将来都市構造を「重層的集約型環境共生都市」とし、現在の土地利用や都市機能等の配置などに配慮しながら都市づくりを進めています。

中心市街地を含む白石地域については、高次都市機能が集積した活力ある山口都市拠点の形成のため、JR山口駅を中心に公共交通結節機能を強化し、広域的な求心力を高め、多くの人が集まり、にぎわいと活力のある中心市街地の形成、また、高次都市機能の集積・誘導を図り、文化的交流などの都市活動が営まれる都市拠点の形成を図ることを目標としています。

4) 山口・小郡都市核づくりマスタープラン（平成20年8月策定）

「広域県央中核都市」の創造のため、その核となる山口・小郡都市核の広域的な求心力・拠点性の向上を通じたにぎわいの創出に向け、現状や課題、基本的な整備計画等を明らかにするものです。山口都市核内における中心市街地については、次のような取組みにより、にぎわいを創出し、拠点性の向上を図っていくこととしています。

- ・ 亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンの一体性の促進
- ・ 中心商店街の魅力向上
- ・ 街なか居住の促進
- ・ 交通アクセスと回遊性の向上

(2) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では床面積の合計が10,000平方メートルを超える大規模集客施設の郊外立地を規制するため、準工業地域において特別用途地区を活用し、立地を規制しています。

2) 白地地域の立地制限

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域、いわゆる『白地地域』に「特定用途制限地域」を定め、物販販売業を営む店舗または飲食店の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超える建築物の立地を制限しています。

3) 大規模小売店舗立地法の特例措置による商業集積

中心市街地の商業集積を図るために、平成19年4月10日、山口市道場門前において大規模小売店舗立地法の特例区域を指定し、大型店の出店に係る手続きを緩和する特例措置を適用しました。

◆適用区域

どうもんパーク（約0.3ha）

[2] 都市計画手法の活用

中心市街地における都市機能の集積や適切な立地誘導を図るため、優先的、計画的な都市基盤整備や本市の実情等に応じた土地利用誘導策を活用していくこととします。

本市では、前述のとおり都市構造に大きな影響を及ぼすことが考えられる床面積の合計が10,000平方メートルを超える大規模集客施設の立地について、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりの必要性を踏まえて都市の秩序ある整備を図るため、住民の合意形成のもと、準工業地域においては特別用途地区を活用して立地を規制しています。

また、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域、いわゆる『白地地域』に「特定用途制限地域」を定め、物品販売業を営む店舗または飲食店の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超える建築物の立地を規制しています。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物などの既存ストックの現況

中心市街地においては、既存の大規模小売店舗の撤退が見られ、平成10年からダイエー山口店、丸信（アルビ）中市店が閉店していましたが、第1期計画に位置付けた東西核の事業により新たに複合商業施設として再生しています。

丸信中市店（アルビ）跡地は、アルビ跡地事業において生鮮食料品を中心にした店舗等を東の核として整備しています。ダイエー山口店跡（どうもんビル）は、スーパーや診療所等を西の核として整備しています。今後は整備された東西核の施設を繋ぐ東西軸

及び南北の軸線である中心商店街内の空き店舗の対策を講じることで、これまで限定的だった効果を伸ばしていく必要があります。

中心市街地における大規模建築物等の既存ストック概要

旧施設名	敷地面積	店舗面積	経過年数	新施設名	店舗面積
丸信中市店（アルビ）	約 2,914 ㎡	解体前 3,490 ㎡	平成 12 年 12 月閉店	マルシェ中市 （平成 23 年 4 月開店）	1,088 ㎡
ダイエー山口店 （どうもんビル）	約 2,141 ㎡	3,693 ㎡	平成 10 年 6 月閉店 平成 13 年 4 月から テナントビルとして開店	どうもんパーク （平成 19 年 12 月開店）	1,411 ㎡

また、ＪＲ山口駅前のぱるるプラザ山口（約 8,400 ㎡）は平成 18 年 10 月に閉館・廃止されて以降活用がありませんでしたが、第 2 期計画期間中に民間事業者において、共同住宅の建設をされることとなっており、まちなか居住に寄与します。その隣地である市有地（4,163 ㎡）についても駅前の好立地であることから、にぎわいの創出に繋げていくため、民間事業者への売却を検討します。

（２）本市における行政機関、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの都市福利施設の立地状況

中心市街地及び周辺の主な都市福利施設の概要

種別	施設名	所在	建築年	延床面積	所在エリア
公共機関	山口市役所山口総合支所	亀山町	昭和50年	13,230.22	中心市街地周辺
公共機関	山口県庁	滝町	昭和56年	72,000.00	中心市街地周辺
公共機関	山口地方合同庁舎	中河原町	昭和48年	10,310.00	中心市街地周辺
公共機関	山口地方裁判所	駅通り1丁目	昭和43年	6,085.00	中心市街地
公共機関	山口中央郵便局	中央1丁目	昭和53年	6,450.73	中心市街地
公共機関	山口県警察本部	滝町	平成2年	24,618.06	中心市街地周辺
公共機関	山口警察署	糸米1丁目	昭和47年	2,557.44	中心市街地周辺
公共機関	白石地域交流センター	本町1丁目	平成17年	1,054.00	中心市街地
公共機関	大殿地域交流センター	大殿大路	平成6年	649.70	中心市街地周辺
文化施設	山口市民会館	中央2丁目	昭和46年	4,431.35	中心市街地周辺
文化施設	山口市立中央図書館	中園町	山口市情報芸術センターと一体		中心市街地周辺
文化施設	山口県立山口図書館	後河原	昭和48年	9,819.00	中心市街地周辺
文化施設	山口県立山口博物館	春日町	昭和42年	3,597.00	中心市街地周辺
文化施設	山口県立美術館	亀山町	昭和54年	6,732.04	中心市街地周辺
文化施設	クリエイティブスペース赤れんが	中河原町	大正7年	568.27	中心市街地周辺
文化施設	山口市情報芸術センター	中園町	平成15年	14,824.00	中心市街地周辺
文化施設	中原中也記念館	湯田温泉1丁目	平成5年	678.00	中心市街地周辺
文化施設	ニューメディアプラザ山口	熊野町	平成2年	9,601.31	中心市街地周辺
スポーツ施設	やまぐちリフレッシュパーク	大内長野	平成10年	7,098.34	中心市街地外

スポーツ施設	山口県維新百年記念公園	維新公園 4 丁目	昭和36年	25,576.26	中心市街地外
スポーツ施設	山口市スポーツの森	宮野上	平成7年	23,900.00	中心市街地外
医療機関	山口赤十字病院	八幡馬場	昭和35年	38,110.02	中心市街地周辺
医療機関	済生会山口病院	緑町	昭和44年	19,768.00	中心市街地周辺
医療機関	山口市休日・夜間急病診療所	糸米 2 丁目	昭和62年	300.00	中心市街地周辺
医療機関	山口病院	駅通り 2 丁目	昭和21年	3,924.30	中心市街地
福祉施設	特別養護老人ホーム福寿園	朝倉町	昭和54年	1,594.45	中心市街地外
福祉施設	山口市保健センター	糸米2丁目	昭和62年	1,205.36	中心市街地外
福祉施設	山口市社会福祉協議会	上堅小路	昭和38年	1,000.00	中心市街地周辺
公益施設	山口県総合保健会館	吉敷下東 3 丁目	平成9年	13,257.90	中心市街地外
教育施設	国立大学法人山口大学	吉田	昭和41年	119,267.00	中心市街地外
教育施設	公立大学法人山口県立大学	桜島 3 丁目	昭和46年	19,425.68	中心市街地外
教育施設	山口県立山口高等学校	糸米 1 丁目	大正 11 年	17,840.00	中心市街地周辺
教育施設	山口県立山口中央高等学校	宮島町	平成7年	14,411.00	中心市街地外
教育施設	山口県立西京高等学校	黒川	昭和60年	20,843.00	中心市街地外
教育施設	野田学園高等学校(私立)	野田	大正9年	10,228.00	中心市街地周辺
教育施設	中村女子高等学校(私立)	駅通り 1 丁目	昭和33年	10,470.94	中心市街地

※建築年については、現在使用中の建物、複数の建物がある場合は一番古いものを記載。

(3) 本市の大規模集客施設の立地状況

本市の店舗面積 10,000 平方メートルを超える大規模集客施設の概要は以下の通りです。

山口市及びその周辺の大規模集客施設

(単位: m²)

区分	大規模小売店舗の名称	所在地	開店日	店舗面積	小売業者の概要	用途地域
山口市	山口井筒屋山口店	中市町	昭和 8.6	19,439	百貨店	商業地域
山口市	ザ・ビッグ大内店	大内長野	平成 8.11.22	11,017	ディスカウントストア	準住居地域
山口市	ゆめタウン山口	大内御堀	平成 9.3.2	19,210	ショッピングセンター	準工業地域
山口市	フジグラン山口	黒川	平成 12.9.21	12,283	スーパー	無指定
山口市	ハイパーモールメルクス山口	黒川	平成 12.9.21	11,263	〃	無指定
山口市	阿知須ショッピングセンター (サンパークあじす)	阿知須	平成 8.3.20	20,152	〃	近隣商業地域

※山口井筒屋の開店日は前経営者の「ちまきや」のもの

※店舗面積は第 2 期計画策定時点で把握しているもの

資料: 山口市商工振興課

本市の大規模集客施設のうち、6 件中 1 件が準工業地域に立地しています。

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下に示す事業を進めます。

これらの事業を一体的に進め、相乗的な事業効果により中心市街地の活性化を図ります。

◆都市機能の集積のための事業

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・一の坂川周辺地区整備事業
- ・中市町1番地区優良建築物等整備事業
- ・米屋町東地区優良建築物等整備事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・米屋町東地区優良建築物等整備事業（再掲）

6. 居住環境の向上のための事業

- ・中市町1番地区優良建築物等整備事業（再掲）
- ・米屋町東地区優良建築物等整備事業（再掲）
- ・オーヴィジョン山口駅前セントラルスクエア（分譲マンション）
- ・高齢者街なか居住支援事業

7. 商業の活性化のための事業

- ・中市町1番地区優良建築物等整備事業（再掲）
- ・米屋町東地区優良建築物等整備事業（再掲）

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・一の坂川周辺地区整備事業（再掲）
- ・コミュニティ交通等運行事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本事業に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

○共通駐車サービス券システム事業

当該事業は平成 12 年から始まり、加盟駐車場のみならずコミュニティバスへの摘要もされていることから、平成 24 年の取り扱い枚数は当初の平成 12 年の取り扱い枚数と比較すると約 80%増加しており、今後も継続していくこととし、その適用範囲の拡大についても検討をしていきます。

共通駐車サービス券の利用について



山口市中心商店街の加盟店ステッカーのあるお店で、2,000 円以上お買い物いただくと加盟駐車場でご利用いただける共通駐車サービス券（1 時間無料券）を差し上げます。お会計の際に、駐車場入庫券をご提示の上、お気軽にお求めください。

また、バスをご利用の方も、共通駐車サービス券（1 時間無料券）が、山口市コミュニティバス乗車券としてご利用いただけます。加盟店で 2,000 円以上お買い物いただいた際に、バス発行の乗車証明書をご提示の上、共通駐車サービス券をお求めください。この共通駐車サービス券 1 枚につき 100 円割引で山口市コミュニティバスにご乗車いただけます。

共通駐車サービス券取り扱い枚数の推移

区 分	枚 数
平成 12 年	499,659
平成 13 年	665,895
平成 14 年	619,517
平成 15 年	632,664
平成 16 年	735,480
平成 17 年	785,437
平成 18 年	765,865
平成 19 年	763,727
平成 20 年	835,191
平成 21 年	851,931
平成 22 年	878,710
平成 23 年	886,318
平成 24 年	902,984

○空き店舗対策（あきないのまち支援事業、まちなかサポートセンター事業等）

平成 25 年 1 月～2 月に実施した「山口市の中心市街地に関するアンケート」・「山口市のまちなか（中心市街地）居住者のアンケート」の両調査結果から、今後中心市街地の活性化に必要な取り組みとしては「空き店舗対策」を望む声が一番強く、「新しい店の導入、業種転換」の声も上位にあることから、市としても空き店舗対策については関係者間で連携を図りながら重点的に進めていくこととします。

○山口駅前地区住宅市街地総合整備事業

平成25年1月～2月に実施した「山口市のまちなか（中心市街地）居住者のアンケート」調査結果からは、車利用のしやすさや歩行者の通行環境や火災時の延焼、地震時の建物倒壊等の安全性についての評価が低く、密集市街地の解消が大きな課題となっている状況から、住民自治会や権利者等の意見をいただきながら当該事業を進めていくことで将来的には課題の解消に繋げていくこととします。

〔2〕都市計画等との調和

（1）市町村の合併の特例に関する法律第3条に基づく市町村建設計画との整合

1市1町合併協議会が、平成22年1月に策定した「新県都のまちづくり計画」（新市建設計画）において、広域県央中核都市の創造のため、山口都市核機能強化プロジェクトとして中心市街地の活性化を位置付けています。

山口都市核については、行政、文化、商業等の機能強化を通じて多様な人々の文化的、都市的生活を支えることのできる文化交流拠点を形成していくこととしており、湯田温泉や山口情報芸術センター、大内文化といった資源とあいまって、都市と自然が調和した質の高い都市空間を構築していくこととしています。

（2）山口市総合計画との整合（平成20年度～平成29年度）

「ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち山口」をめざすまちの姿とし、「協働によるまちづくり」と「広域県央中核都市の創造」を政策の柱に、市民と行政が協働してまちづくりを実践するための仕組みづくりや都市としての活力、求心力を強化するための都市核づくりなど、総合計画の体系に沿ったまちづくりを進めてきました。

また、後期まちづくり計画（平成25年度～29年度）において、重点戦略「広域県央中核都市づくり」に取り組むとして、山口都市核の高次都市機能の強化、経済産業基盤の整備の中で中心市街地の活性化を位置付けています。

（3）山口市都市計画マスタープランとの整合（平成24年3月策定）

将来都市構造を「重層的集約型環境共生都市」とし、現在の土地利用や都市機能等の配置などに配慮しながら都市づくりを進めています。

中心市街地を含む白石地域については、高次都市機能が集積した活力ある山口都市拠点の形成のため、JR山口駅を中心に公共交通結節機能を強化し、広域的な求心力を高め、多くの人が集まり、にぎわいと活力のある中心市街地の形成、また、高次都市機能の集積・誘導を図り、文化的交流などの都市活動が営まれる都市拠点の形成を図ることを目標としています。

（4）山口・小郡都市核づくりマスタープラン（平成20年8月策定）

「広域県央中核都市」の創造のため、その核となる山口・小郡都市核の広域的な求心力・拠点性の向上を通じたにぎわいの創出に向け、現状や課題、基本的な整備計画等を明らかにするものです。山口都市核内における中心市街地については、次のような取組みにより、にぎわいを創出し、拠点性の向上を図っていくこととしています。

- ・ 亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンの一体性の促進
- ・ 中心商店街の魅力向上
- ・ 街なか居住の促進
- ・ 交通アクセスと回遊性の向上

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 3. 中心市街地の活性化の目標に記載
	認定の手続	9. [2]に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域 に記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. ～ 8. に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. ～ 8. に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. ～ 8. に記載